是より先、昭和六年九月二十五日、縣會議員の改選が行はれ、予も亦推されて候補者となつた。郡内に於ては、民政黨としては、予と五十嵐氏の外に、予は、年少の高柳恒三郎氏を推薦した。政友會より井田金七氏が出馬した。當時伊勢崎町の郊外に競馬場設置の議が起つて居たが、予は之に反對であつた。町民の多數は、それが伊勢崎町繁榮策であると考へた。予の親近者の同志より、予の反對を飜えす樣に忠言された者もあつた。予は、現在各地に起る競馬場設置熱は、何れも地方繁榮策を豫想しての事であるが、それは特定の土地に限られたる馬質改良の問題で、當伊勢崎町の如き機業地に於ては、反つて射倖心を助長し、爲に業務を怠り、遂には家産を破る者が出るであらう、決して土地の繁榮を來す可きもので無い、と說いたのであつた。けれども、俗論が勝を制して、競馬場は出現した。偶々此の選擧に際し、其の問題に禍されて、從來予を推薦した町民の數が減じた。加之前回に於て同志平田氏を落選せしめたので、今回は其の交代者とも見る可き、予が强いて推薦した年少者なる高柳氏の當選を確保した。それ等が因を爲して、得點少數の差で予が落選して、五十嵐、高柳、井田三氏が當選した。縣下から非常に惜まれた。所で、伊勢崎町の競馬場の馬券の問題は、一種の賭博公行で、產を傾ける者が續出する樣になり、旅館、料理店、飮食店を初め他の商業者等も豫期した程の顧客もなく、予の豫言が今更の如く的中した事に由つて後悔するに至つた。縣に於ても、其の弊害の甚しきを認めて、馬券購買の制限を斷行するに至つて、競馬場は頗る淋れて、後には此の競馬場の廢止が問題となり、殆ど閉鎖の狀態となつた。

翌年我が佐波郡に於ては、井田縣議が逝去したので三月に補缺選擧が行はれ、民政黨支部では予を候補者に推薦したが、予は固辭して承諾を與へないのに、郡の同志は予が無承諾の儘で選擧戰を開始した。政友會より星野龜年氏が立ち、更に襄に民政黨の縣會議員として選出された平田源作氏が、今回は民政黨の反對として出馬した。競爭はなか〳〵劇しくなつた。予は當時、原蠶種國家管理問題で、全國蠶種業組合聯合會の特別委員として、中央に於て議會運動に沒頭して居た。郡の同志よりは頻りに歸鄕を慫慂し、選擧戰參加を要求して來た。又、支部よりも同樣に打電して來たが、素より予の承諾しない事であるから、斷じて參加しなかつたが、結果は意想外なる大多數の得票を以て予が當選した。茲に至つて親戚の者が協議の上、予に代つて當選通知書に捺印して提出した。原蠶種國家管理問題も、遂に貴衆兩院を通過して確立するに至つた。在京の民政黨群馬縣支部長飯塚春太郎代議士から縣議選擧戰の顚末が告げられ、其の受諾を求められた。事既に斯の如くに運ばれた以上、承諾す

る外は無かつた。

昭和六年十二月若槻内閣は、安達氏の民政脫黨問題が因を爲し、遂に總辭職を決行して、政友會總裁犬養毅氏に大命が降下した。直ちに議會は解散となつて、總選擧が行はれた。頗る猛烈な選擧干渉が行はれ、群馬縣に於ては政友六、民政三の逆轉となつた。予は、此の選擧には、遊軍として各地に轉戰した。

昭和八年に佐波郡選出縣會議員五十嵐榮三郎氏が逝去したので、補缺選擧が行はれた。其の息五十嵐吉藏氏は、未だ年少者であつたが、予は氏を候補者に推して同志の承諾を得た。偶々病氣で演壇には立たなかつたが、予は凡て代理で事を處理し、結果は無競爭で當選した。

昭和十年九月に縣會議員の改選が行はれた。予は立候補を謝絶して、專ら郡の選擧に對し民政黨の主裁者として活躍した。遂に高柳恒三郎、五十嵐吉藏、高柳憲三の民政黨候補者全部が當選して、予の鼻は高かつた。此の結果は、政友十七、民政十六、昭和會四、立憲養正會一と云ふ顏振れで、民政と昭和會と養正會とが結んで、議長に昭和會の星野元治氏、副議長に民政の萱谷勘三郎氏が當選した。

衆議院議員候補者

昭和十一年十二月の議會に、岡田首相は議會を解散して、二月二十五日に總選擧が行はれた。此の際、予は候補者に推された。其の以前より屢々候補者に推されたが辭退した。予は、使命を地方議會の革正に感じて居たからであつた。然るに全國廢娼問題が遲々として進ます、予の使命たる此の問題に當るには衆議院に議席を有する必要を痛感した。又一面には蠶絲業と共に、農村問題に對しても同樣の感を深くした。其處に、各方面の同志より出馬を懇請されたので、遂に承諾した。其の時民政黨群馬支部候補者間に各地盤の協定が確約された。一區に於ては、飯塚、清水、生方、予の四人が民政黨の候補者として公認され、其の地盤は、飯塚氏は主として東毛三郡、清水氏は前橋市と其の他で、生方氏は利根郡に、予は佐波郡に、勢多郡と前橋市とは各候補者の自由競爭地とし、他は決して相犯さゞる事を確約して政戰に入つた。最初は皆其の地盤を守つて戰つたが、最後の五日前になつて、突如として生方氏は、我が佐波郡に前回に自己を選擧した者を獲得せんとして手を伸して來た。予の選擧事務所は、生方氏及び支部に對して、其の約束違犯の抗議をした。生方氏の事務所及び支部の事務

所よりは、其の約束は遵守す可しと返答されたが、生方氏は隱然買收運動を開始した。予の同志より利根郡に亂入す可しとの意見が出た。然し予は、紳士の約束は金鐵の如く、假令此の選擧に敗るゝとも、又生方氏が約束違犯を働くとも、予は左樣な卑劣なる行動は斷じて採る者に非ず、寧ろ代議士の榮冠を得る爲に、自己の人格を傷つくる事は予の採らざる所である、と拒絶した。予の參謀諸氏も、予と同意見であつた。開票央にして予の當選が確實視され、各方面より祝電が頗る多く着したが、開票終了の結果、少數の差で生方氏が當選して、予は敗北を喫した。開票直後、生方氏の佐波郡に於ける投票買收が暴露し、選擧違犯として生方氏と其の關係者は拘引さるゝに至つた。

斯くする內に又もや昭和十二年四月三十日總選擧が行はれた。此の時民政黨本部より予に立候補を勸めて來た。選擧區の同志よりも、今回予が出馬すれば前回敗戰の同情も加はつて當選は確實であり、又雪辱戰としても是非出馬す可し、と慫慂された。が、予は本部の總務會に出頭して辭退を申出で、同志に對しても固辭した。其の理由は今回の場合、予が出馬するとすれば、前回の經驗により一區全體に涉つて運動を開始する事になる、然うすれば前回の敗北の同情も加はつて當選は確實に見る事が出來るであらう。然し乍ら一面に於て前代議士飯塚氏を見ると、其の當選は頗る困難になつて來る、老齡殊に病弱の同氏をして、若しも敗戰の憂目を見させる樣な事があれば、予は後輩として見るに忍びない、此の際予が辭退して、同氏の當選の爲に力を致さば、其の當選は確實であるが、老先の甚だ長からぬ同氏をして、落選の悲境に陷らしめて政界を隱退せしむるが如きは、予の良心の許さない事で、先輩に對する禮儀を失しても代議士の榮冠を得んとするが如きは、男子の節を全ふする道でない、と、之を先づ黨本部の總務會に陳述して固辭した。予の最も泥懇にした賴母木氏を初め居並ぶ黨總務等は、予の德義を重んずるを推賞して許容した。予の同志中には頗る不滿の者もあつたが、遂に承認した。斯くて予は、病弱なる飯塚氏を助けて、同志と共に全地盤に活躍した。結果として、飯塚氏は第二位の得票を以て當選したが、果せる哉其の後幾何もなくして發病し、遂に他界せられた。予は、當時其の豫想の如くであつた事を思ひ、飯塚氏の在任中に此の事があつたので、寧ろ予が其の本分を盡し得た事を喜ぶと共に、同氏の靈に對して悲哀の中にも薄か慰むるものあるを感じたのであつた。

後年予は、膽石病を病み、發作の頻發するに惱まされたが、然し全國蠶種業組合聯合會の會長たる任務は、之を果す事が出來て感謝であつた。偶々昭和十七年二月危篤の重症に陷り、五月の選擧には立

候補する事能はず、政界に於て予の後繼者と目さるゝ予が亡友の遺兒五十嵐吉藏氏が立候補し、予は靜養中であつたから、息良雄をして專ら應援せしめ、僅かに伊勢崎市に於ける發表會に臨み痩軀を以て一時間に渉る長廣舌を揮つて聽衆を驚かした位の事であつたが、幸に五十嵐氏は當選の榮冠を得た。

財界の不況と農村更正運動

是より先、昭和七年頃より我が經濟界は頗る不況に陷り、農村の疲弊は殊の外甚しきものがあつた。特に昭和八年は絲價の暴落により一層深刻になり、道府縣を通じて經濟更正委員會が組織され、市町村各別の更正案を作製し、委員會で檢討して、其の町村の經濟狀況を具さに調査し、冠婚葬祭の慣習の改善等に至る迄之を實施するに至つた。予も又、該委員の一人に選ばれ、時に隣接數縣に出張して成績顯著なるものを視察し、之を本縣に於ける實施の參考に供した。此の時代は、全國的に農家の財力が著しく枯渇して、時には一錢の現金を得るにすら非常に困難を感じた農家が夥しくあつた程であつた。予は、群馬縣信用組合聯合會役員に選ばれ、其の難局に盡力したのであつた。其の後昭和十一年に至り經濟界は稍や復興の曙光が見へ、續て滿洲事變、支那事變等の餘波を受けて、農村の經濟界も頓に好轉し、自然町村更生策も其の趣を變へるに至つた。

信用組合長就任

當時我が名和村に於ては、信用組合が四ヶ所も設立されて居たが、此の經濟不況に際會し、殊に隣接伊勢崎町德江製絲所に對する組合員の繭賣渡代金不拂問題に關聯して其の累を蒙り、何れの組合も殆ど運營中止の窮狀に陷つた。就中、名和村信用組合は、名和村全體に亘つて組合員を有し、學校兒童及び女子青年團の嫁入貯金等をも取扱つて居たので、其の影響は全村に波及した。偶々昭和六年三月三十日組合長西村參吉氏の病氣退職問題に併せて役員の總辭職問題が勃發し、殆ど收拾の途を見出す事が出來ない樣な有樣になつた。予も理事の一人ではあつたけれども、それ迄は唯其の名を列するに過ぎず、會議にも參加する事は稀れであつたが、若しも其の儘に放置すれば、全村に一大騷動を惹き起す處があるので、之が解決方を予に求めらるゝに至り、予は之が衝に當る事を決意し、昭和六年四月十日推されて組合長となつた。予は、斯る不況の際に組合員の債務者に返金を迫るの至難事なるを認めて、徐ろに解決の方途を講ずる方針を取つた。而して急に迫まれる小學兒童及び女子青年團の

嫁入貯金等は、縣の信用組合聯合會から一時借入金を爲して解決する事にしたが、役員は孰れも其の債務の責任を恐れて、保證をする事を忌避した。予は、止を得ず直接責任者たる專務理事原登喜太氏唯一人の保證に由つて之を決行し、一時拂戻を爲して其の急に應じた。其の他は組合の債權者に對して、予が責任の衝に當り必らず辨濟を爲すべきを約して暫時の猶餘を求め、一方組合員の債務者に對しては、徐々に解決の道を辿る事にした。更に役員會並に總會に諮つて、總て組合長たる予の裁量に一任するの決議を爲さしめ、臨機應急の處置を執る事にして、經濟界復興の時機を待つた。其の間に於て能力ある組合員の債務者に對しては、誠意ある返濟方を懇望して、追々に其の解決を計つた。殊に貧困者に對しては、其の持分券の提供により棒引した者もあつたが、薄資の組合員の債務者には多大の割引を爲して決濟を計つた　中には頑迷なる組合員もあつて、其等に對しては懇切に事情を訴へて其の解決を求めたが、時には原理事の慇懃なる請求に對しても憤慨して予の家に怒鳴り込む者があり、予は叮嚀に其の事情を說明して解決を求めた。斯して百方手を盡したので、一人の訴訟行爲に及ぶ者も無く、遂に昭和十一年十二月二十五日に役員會を開き、初めて其の決算を示して意外の好成績に驚ろかれた。更に翌十二年一月五日總會を開催して決算を報告し、組合員の豫期せざる金額を配分するの案を提出したので、一同大に喜び予の勞を感謝し、總て原案を決議された。役員功勞者並に關係者等に對して、それ〳〵寄贈を爲し、故人に對しては追悼の意を表し、更に小學校、村役場、銃後奉公會等へ若干の寄附金を贈つて、組合の解散を完了する事が出來、組合員は勿論、村民一般から喜ばれた。組合會は、予に對し、若干の金員と、組合の長く使用せる金庫一個を記念として贈られた。予は、其の金額を村內の出征兵士に對する慰問袋寄贈の資に供した。殊に原專務理事は溫良忍從の士にして、能く此の難局に當り始終忠實に盡瘁したが、其の完了を見ずして病歿された事は、甚だ遺憾であつた。氏が在職中の功勞を追賞して、弔慰料及び華輿を墓前に獻げ之を表彰した。尙此の終局の事務に對し、村の收入役原政太郎氏及び書記小林宗貞氏の助勢に負ふ所頗る多大なるものがあつた。

衆議院議員選擧

國民が待望した衆議院議員の選擧は、明治二十三年七月一日に行はれる事となつた。予は當時靜養中であつたが、鄕里の先輩にして公娼廢止に群馬縣會の幹部として活躍された、基督敎信者である、

野村藤太氏が候補者として出馬する事になつたので、其の應援として同氏の邸宅に在つて記錄係を勤める事になつた。實戰の本部は、伊勢崎町に置いたが、人夫、運動員の供給等は主として此處で行はれた。群馬縣第三區は、佐位、那波、綠野、多胡、甘樂の五郡で、此の選擧は制限選擧で、直接國稅十五圓以上を有する者丈けが選擧人であつたから、其の數は至つて僅少であつた。野村氏は少數の差で次點となつて落選した。

第二回は、明治二十五年二月十五日、今回も野村氏は候補者として出馬した。此の度は競爭が極めて激烈であつて、全國中に於ても指折の處であつた。遂には選擧事務所の燒打、運動壯士の殺傷事件等を惹起せしめた程であつた。野村氏は、又もや少數の差で次點者として破れ、中島氏が當選した。

第三回は、明治二十七年三月一日で、今回は行政區劃なる佐波、那波兩郡を一にして居るので、郡內有志の妥協の結果、野村氏と中島祐八氏とが結んで交互に出馬する內約の下に、先づ中島氏が出馬して優勝當選した。予は此の選擧には主たる運動に參加しなかつた。

第四回は、明治二十七年九月五日、前回選擧後僅かに、三ケ月餘にして解散になつたので、今度も中島氏が出馬して當選した。

第五回は、明治三十一年三月十五日に行はれた。今回は約により、野村氏が候補者として出馬したので、予は、別項に記述した如く、運動部長の重任に當り月餘に涉つて晝夜兼行で奮闘したが、僅々の差で又も敗れて次點となり、落選の悲運に會し、高津仲次郎氏が當選した。

第六回は、明治三十一年八月十日で、中島氏が出馬して當選の榮冠を得た。予は運動には參加しなかつた。

第七回は、明治三十五年八月十五日、選擧區が改正され、前橋、高崎兩市は獨立し、他の郡部は縣下一圓として、大選擧區となつた。此の選擧には、我が佐波、那波の兩郡より、中島氏の外に、予の先輩にして公娼廢止派の縣會議員細野次郎氏が出馬され、予は當時群馬新聞社長として、同氏を極力應援して當選せしめた。中島氏も當選した。

第八回は、明治三十六年三月一日、前回同樣の兩市獨立、縣下一圓の大選擧區制により行はれた。此の選擧には、前橋市區より、下村善右衞門、高橋淳三郎、木下尙江の三氏が出馬した。予は、高橋氏と親交があり、新聞社の關係もあつたので、同氏を援ける事となつたが、後に社會主義の候補者と

して木下尚江氏が出馬する事になり、予に應援を求められたが、既に先約があつたので、紙面から之を援ける事にした。同氏の演説會は常に盛況を極めて、何時も超滿員であつたが、投票の數は頗る僅少であつた。高橋氏も次點となつて落選し、下村氏が當選した。郡部で、我が郡の關係では、中島氏が亦も當選した。予は、友人にして曩に上毛青年會員であつた日向輝武氏を援けて當選せしめた。

第九回は、明治三十七年三月一日に施行された。予は、續いて郡部に於て、日向氏を應援して當選せしめた。猶、田中正造翁の依頼に由つて、鑛毒問題の後繼者として、武藤金吉氏を應援して當選せしめた。

第十回は、明治四十一年五月一日、前回同樣の選擧區制に於て行はれた。予は、此の選擧に於ては、細野、日向、武藤の三氏に應援して當選せしめた。

第十一回は、明治四十五年五月十五日に行はれ、予は市部に於て、竹越與三郎氏を、郡部に於ては細野、日向、武藤の三氏を當選させた。

第十二回は、大正四年三月二十五日に行はれた。前橋市より大隈信常氏が立候補され、竹越氏との競爭は激烈を極めた。予と德江亥之助氏に對して、中央より大隈氏の應援を求められた。予は當時、

衆議院議員の選擧に對して、何れの黨派にも關係せず、主として人物本位の立場に立脚して居り、公娼廢止者に限つて居た。該選擧は大隈内閣の下に行はれたもので、甚しく官權を亂用して竹越派を壓迫し、迫害は熾烈を極めた。予は、强者の横暴を憎む立場から、遂に大隈氏の應援を拒絶して、竹越氏を援けたが、遂に竹越氏は敗れて、大隈氏が當選した。尚、郡部に於ては、先輩齋藤壽雄氏を援けた　然し予は、地方選擧人が、緣故、情實、甚しきは買收等によりて賛否を決し、候補者の政見等は殆ど聞知する事無く、唯徒らに盲目的投票をなすを見て、斯ては、何時迄も、國民の政治知識の進歩を見る事は出來ないとの觀念より、先づ、予の村に、政見發表の演説會場を作り、候補者の何人に對しても、公正の申込順により、無料にて自由に政見發表を爲さしめる事として、其の費用は予の負擔する事とした　斯くて各候補者は來つて此の機關を利用し、村人に其の政見を聞く事を得せしめた。偶々本縣出身の經濟學博士小林丑三郎氏が立候補して、隣接の我が佐波郡玉村町と東村とで演説會を開く事にして、準備萬端整うたが、地方の某派の有志が强硬な妨碍をして、開催することが出來ないとの事で、予に助力を求めて來た。予は斯る不法の行爲を見遁しにする事は出來ない、且つ其の候補者は予の知人であり、然も先日、予の村の演壇を使用した計りのもので、其の地方の有志も隨行して

來て、斯した方法を各町村で取れば能いと稱贊して置きながら、自分の地域では他の候補者の演說會を開かせぬなど妨碍を爲すと云ふ非立憲的な不法行爲に對して、予は大に憤慨した。仍つて予が引受けて、其の演說會を開催する事とし、予自身が會主となつて斷行した。而して、予は、演壇に立ちて其の不法を難詰した。遂に小林氏は當選の榮冠を得るに至り、予に感謝された。

第十三回は、大正六年四月二十日に前回の如く郡部大選擧區で行はれた。予は、今回の選擧には、郡部に於て唯齋藤壽雄氏に投票を送つて應援したに止まつた。幸に齋藤氏は當選した。

第十四回は、大正十年五月十日執行された。此の選擧には、選擧法の改正により中選擧區制となり、利根、勢多、佐波の三郡を第五區とした。我が佐波郡よりは區內同志の協商の結果本間三郎氏が出馬し、予は同氏の爲に各所の演說會に出席して應援し、遂に多數の得票を以て同氏が當選した。

第十五回は、大正十三年五月十日行はれた。當時予は既に民政黨に加盟し、群馬支部の幹事長で且つ選擧長に推擧され、縣下全線に涉り同志の當選の爲に奮戰し、定員九名中五名の當選者を得、大勝利を以て終幕した。

第十六回は、昭和三年二月二十日執行され、選擧法改正により、縣下を二區に分劃した。當時政友會內閣の下に、激しき干涉が試みられたが、予は民政黨群馬支部の選擧長として、全地區に奮戰して又も五名の當選者を得、好成績を示したが、終了後武藤七郎氏の變節に依り、全國に於て一名の多數を以て、辛ふじて政友會は第一黨となつた。

第十七回は、昭和五年二月二十日執行された。此の選擧に於ても、予は選擧長として全線に涉り奮闘した。遂に正面の反對黨たる、政友本黨の候補者全部を敗北せしめ、民政黨は五名の當選者を出した。唯一人推薦候補者清水留三郎氏の落選を見た事は殘念であつた。別項記載の通、清水派の壯年隊が襲擊して來て予を難詰したが、其れは後に清水氏が予の節度に從はなかつた結果であつた事が知れて、支部では予の功績を表彰した。

第十八回は、昭和七年二月二十日執行された。此の選擧には、頗る猛烈なる政友會內閣の干涉が行はれた。予は、遊軍として、各地の同志候補者の應援に參加したが、縣下を通じて、民政黨候補者三名を得るに過ぎなかつた。次點者は孰れも民政黨の候補者であつた。

第十九回は、昭和十一年二月二十日に執行された。予は是迄屢々候補者として推擧されたが、其の使命を地方議會の廓淸に在りと信じて固辭した。然るに、予の生涯の使命たる公娼廢止の問題が遲々

として進捗せず、故に衆議院に議席を有して、大に此の問題の爲に活動せん事を念願して、今回の選擧に對し縣下の同志が熱誠なる勸誘に決意して出馬した。此の選擧には、別項にも記せし如く、同志候補者の地盤割を協定し、互に相犯さゞる事を確約して、戰端を開いた。最初は互に節を守つて奮戰したが、最後は生方氏が、我が佐波郡に進入し買收運動を開始した。予及び予の參謀諸氏は、此の戰に敗るゝとも、其の約を破るが如き變節は斷じて行はざる事にして戰つたが、遂に其の結果次點者として敗北を喫した　此の戰果は一二區を通じて民政黨は五名を獲得したが、生方氏が選擧終了と同時に、予の郡内に於ける買收違犯行爲に依り刑事被告人として收監せらるゝに至つたのは遺憾であつた。

第二十回は、昭和十二年四月三十日に執行された。此の選擧に對して、亦も縣の同志並に民政黨本部より予の出馬を勸誘された事は、別項に記した通である。予は、前回の敗北の經驗により一區全部に渉つて投票の獲得戰に從ふならば、無論勝利は期せられる。然し斯る戰法に出づるとすれば、先輩飯塚春太郎氏は頗る苦戰に陷り、其の當選は期せられない。予は、老齡病弱の先輩を凌駕して猶其の榮冠を得んとするは、男子の節義でないと確信し、專ら飯塚氏を扶けて其の當選の爲に勞を採る事に決意して出馬を辭退し、飯塚氏の爲に全地區に渉り奮戰して、同氏に當選の榮冠を得せしめた　我が民政黨は、二區を通じて四名を獲得した。

第二十一回は、昭和十七年四月三十日執行された。此の選擧に際し、予は二月中旬瀕死の重症に陷つて以來、引續いての靜養中であつた。幸に、政界に予の後繼者と目された予が親友の遺兒五十嵐吉藏氏が推擧されて出馬した。予は息良雄をして、專ら其の應援に當らしめたが、予も、病後の痩軀に鞭打つて、伊勢崎市に於ける同氏の發表會には演壇に立つて推擧の演說をした。今回は既成政黨は解黨して、大政翼贊會の推擧型式に依る、候補者選定方法が行はれた。時局中の事とて、大勢順應の波に推され、其れ以外の候補者は總て慘敗の運命に際會した。此の選擧形態は、果して、民衆の總意なりや否やは、大に疑問視さる可きものであつて、何時の世にも事大思想の荒浪に推し流される傾向には抗し難き趨勢に在る事は是非も無き次第で果せる哉昨年の議會で東條首相は以後更改すると宣言した。

予は、衆議院議員選擧開始以來、殆ど每期を通じて、青年時代より是に參劃した。初期の選擧は、選擧人も、時の有志も、政府の橫暴には、斷乎として抗爭するの覇氣を堅持して居たが、追々其の力

が消磨して、其の時の内閣の勢力が、何時も其の選擧干渉に功を奏する事になり、自然其れが馴致して、遂に我が國の政治界を蠹毒した。星亨氏の米國に於ける、力の黨派政治の輸入が因となり、續いて原敬氏が其の遺鉢を受けて極端なる暴壓政治を強行し、其の與黨の多數は知らず〳〵に是に迎合した。伊庭想太郎氏や中岡艮一少年の如き血を以て之と抗爭したのであつたが、其の效果は之を斷絶せしむるに足らず、遂に流れ〳〵て明治、大正、昭和を通じて、眞に明朗なる翼贊政治の行はれなかつた事は、予の頗る遺憾とする所である。

予の如き、意餘り有りて力弱き者が、此の激浪の中を喘ぎつゝ奮闘はしたものゝ、其の效果の甚だ微弱であつた事を顧みて、眞に慚愧に堪えざるものがある。

九　群馬社創設と其の後

蠶絲輸出と蠶病撲滅運動

予の家は、予の幼少時代より養蠶業を營んで居た。我が國の蠶種をイタリヤ、フランス等に輸出する様になつて、蠶種の製造にも從事した。予等の地が利根川沿岸で、河原地を桑園にした關係から、自然に適産地となつたからであらう。予の町では、蠶種家が予の家の外に十數戸あつた。其の頃は、主として横濱市場で貿易商の手を經て賣買されたが、最初の程は頗る利益が多かつた。當時の蠶種は、平付全面付で、蠶卵の間隙を少しでも無くしないと賣行がよくなかつたから、隙間があると蕨糊で蠶卵粒の補塡をしたものである。桑種をつけて賣つたといふ惡評があつたが、それは無論有るまじき事で、補塡種に夏飼つた二化性の蠶種を用ひたのがあり、それが春期以前に發生して出賣になるので、自然そんな評判が立つたものであらうと思ふ。兎に角、蠶種の輸出はかなり利益が多かつた。其の頃伊、佛の蠶種には微粒子病毒が蔓延して、自然養蠶の不作に困つて居た折柄、丁度日本の蠶に病毒が少なかつたので購入されたのである。平付一枚の代金が十圓以上になつたと云ふ事であつた。予の郡内島村の如き、福島縣梁川附近、信州鹽尻等は蠶種の本場と稱され、殊に島村の蠶種が最も優秀として輸出された。故に同村を初め、予の町の附近の蠶種業者の家が頗る宏壯なのが多く、今日に於ても島村の如きは、農村として別天地の觀がある。然るに其の後伊、佛に於て顯微鏡檢査の結果微粒子病原菌の發見により病毒が撲滅され、日本蠶種輸入の必要が無くなつたので、俄然輸出杜絶となり、蠶種業者と關係商人とが横濱市場へ持ち込んだ蠶種は、殘らず燒棄すると云ふ大事件が持ち上つた。爲に國内の蠶種業者は、大損害を蒙むるに至つた。前章に記載した如く、予の父は、其の前年の景況を洞察して、横濱市場賣込を見限り、地方商人に賣拂つたので格別損害を蒙らず、翌年からは地方養蠶家に販賣の外は、絲繭養蠶をする様になつてからは、引續き其の業に從事した。當時は春季養蠶のみであつたが、絲繭の收穫量年産額一千貫を目標として多量に養蠶をしたけれども、七百五十貫で多量養蠶は止めた、それは收支不採算になつたからであつた。其の間蠶種製造にも力を注いだ。明治二十四年頃は、夏秋蠶種は長野縣松本地方が殆ど特産地と見られて居たので、予の地方でも同地方から蠶種を購入して飼育したものであるが、其の時分の夏秋蠶は違作が多くて、秋蠶と味噌汁は當つた事はないと云はれた位であつた。其の蠶種は、主として仲買商人の手を經て購入したもので、違作の原因は微粒

子病毒であつたが、未だ一般養蠶者はそれを知らず、蠶種も平付ばかりで、病毒檢査も行はれて居なかつた。其處で予は、町の養蠶家を結合して共同購入をなし、視察員を派遣して專ら蠶況の視察に當らしめ、予自身出張する事もあつたが、それでも他の仲買商人の手を經て購入したものよりは遙かに良好であつた。予は更に、當時山梨縣産の黒種と稱する越年蠶種の蟲質の强健で違作の頗る少ない事を知つたので、其の地方の實際を視察して、寧ろ松本や山梨縣下の蠶種製産地よりも、予の地方が反つて適産地である事を知つて、黒種蠶種の自家製造を開始した。果して其の蠶種はまことに優良であつて、違作者は極めて少なかつた。爲に購買者が年々增加して、後には註文に應じ切れない程の好評を博し、予は一時秋蠶種の製造に主力を注いだ。是より先、段々秋蠶の飼育者が增加するので、春蠶の桑葉に大不足を來して、或る年の春季の如き桑の値が暴騰して、破格の相場を出現したが、それでも、桑葉の購入不能に陷る者が出來、各地に蠶兒投棄が續出し、之に伴ふ悲劇が行はれた。爲に縣廳では秋蠶飼育制限を發令し、一時秋蠶亡國論が盛んに唱へられ、政府も秋蠶制限の方針を採つた。予は、新聞紙上に於て、其の蒙を論破した。當時養蠶技術は、群馬縣の高山社、順氣社、埼玉縣の競進社等で教授したが、孰も春蠶だけで、秋蠶の飼育技術を教授する所なく、以上は何れも秋蠶反對であつた。茲に於て予は、率先して自宅に於て秋蠶飼育技術の教授を開始し、生徒を置く樣にした。而して蠶種は枠製として無毒蠶種に限つて居た。國内一般が枠製蠶種となつたのは、暫らく後の事であつた。斯くて夏秋蠶の飼育は追々增加の傾向を辿つて、春蠶と量を同じくするに至つた。予は、當時新聞事業に沒頭して居たので、自家の蠶種製産高を制限し、他は同業者に原蠶飼育と秋蠶種製造の秘訣を敎授して製造させた。其の後、各地に夏秋蠶飼育が俄然增加し、政府も秋蠶制限の方針を改めて、各縣の試驗場が秋蠶飼育を爲す樣になつた。

予は、大正元年佐波蠶種同業組合評議員に擧げられ、續で大正四年三月には副組合長に推薦せられて、郡内蠶種製産の改善に盡した。又大正七年三月郡内の同業者を網羅し、氷業者と結んで、蠶種冷藏會社を創立し、當時に於ける蠶種界の權威農林省松本蠶業試驗場長水野技師を顧問として、學理應用の蠶種貯藏所を全國に卒先して設置した。其の成績が頗る良好であつたから、各地より見學者が來り、其の範に習ふ者が多かつた。爲に吾が群馬縣下の夏秋蠶黒種の生産に一大飛躍を與へた。尚、大正八年九月縣會議員となるや、力を蠶絲業の改善發達に注ぎ、群馬縣蠶業試驗場商議員、群馬縣蠶絲織物協會商議員、群馬縣産業調査會委員、群馬縣蠶絲業組合理事等に歷任した。而して大正九年四

月、群馬縣蠶種同業組合聯合會副組合長に選任された。當時關東各縣を始め、東北信越方面の蠶種に病毒率が頗る多く、業者も、各縣の當局も、極力其の輕減に傾倒したが容易に改善されず、殊に我が群馬縣は最も多く、全國中下位より七番目と云ふ劣等成績であつた。予は、當業者をして關西各縣の優良地方を視察せしめ、自身も又其の術に當つて、原因の探究に沒頭した。縣の蠶業試驗場に於ても、專念之が研究に當つたが、容易に其の根源の發見が出來なかつた。先づ予自身設備を改善し、原種を別に自宅に於て再檢査した。其の製造の蠶種は、成績優良で病毒率も殆ど全部合格した。然るに縣全體の合格成績は三十三%であつて、六十七%は再檢査と云ふ驚く可き不成績であつた。予は更に、關東に於ける近接優良地方の實地視察をなし、大に得る所あり、歸縣早々縣當局に對して獻策した。時恰も、原種檢査に着手せんとする時であつた。予は、其の原因が原種檢査の不徹底に起因する事に氣づかされたので、從來の原種檢査方式を改めて、三重式の檢査を爲す可しと提議した。然るに蠶業取締主任技師は原種檢査豫算が三倍を要する事となり、其の增加は到底求められないと主張して應諾されない。予は、原種檢査三重式に要する費用の支出は、明年製造の普通蠶種の成績を良好ならしめ、延いて檢査手數を省略し、其の費用が減少する事に依り、反つて檢査費の餘剩を來す可しと主張したが、それでもなか〳〵應諾されず、萬一原種檢査の豫算が增加して其の結果檢査費の不足を來す場合は、現知事大芝氏は其の責任に對し、嚴重なる處罰を爲す可き事を主張して讓らない。仍つて當面の責任者たる蠶絲課長に協議する事とした。時の課長は、頗る聰明な壯年事務官であつて、技術上の問題は寧ろ素人であつたが、予の詳細な說明に聽從して斷然予の獻策を容れ、萬一豫算超過の場合其の責任は課長が當る事とし、原種檢査三重式を斷行する事とした。果せる哉、其の原種檢査に於て、從來の成績に比し遙かに多くの病毒卵を檢出して、翌年の普通蠶種の成績を優良ならしめ、一躍して合格蠶種が七十九%に飛躍するに至つた。爲に普通檢査の手數は激減して出費を減ずる事が出來て、予と課長の豫想は外れなかつた。更に原種檢査の正確を期する爲、機械的設備を實施した。其の結果は、更に躍進的成績を現はし、其の翌年は九十七%の異數の好成績の合格率を見るに至り、全國の上位を占むる事となつた。曾つて病毒率の爲劣位にありし關東並に信越、東北の各縣は、擧つて本縣に範り、原種檢査に主力を注ぎ、孰も優良の成績を見るに至り、永年に亘る全國的な難問題は解決された。

大正十一年四月、予は、全國蠶種同業組合中央會議員に選擧されて就任した。

此時に當り我が國も歐洲戰亂の餘波を受け、絲價の暴落に際會して、養蠶業者は非常な困憊に陷つた。茲に於て予は率先して、大日本蠶絲會理事吉池慶正氏及び同僚倉澤運平氏等と共に、大正十一年四月蠶絲業者大會を東京赤坂三會堂に開催し、選ばれて議長となり、全國的な決議により、政府をして生絲の買上げを斷行せしめ、絲價の安定を計つた。其の後幾何もなく絲價は回復し、其の賣買事業に當つた帝國蠶絲株式會社は、莫大の利益を占めて、一部は政府に還納し、一部は大日本蠶絲會に寄附した。

大正十二年九月の關東大震災は、橫濱港在荷の生絲全部を燒失し、製絲業者の損害は莫大であつたが、其等が因を爲して、大正十三年及び大正十四年六月の春蠶繭購入に際し、地方製絲業者は前年の絲價の暴落と相待つて非常な損害を蒙り、資金枯渇して繭代金の支拂に窮し、遂に如何共爲し難き狀態に陷つた。續いて秋蠶繭も殆ど同樣の狀態となり、爲に地方養蠶家は、非常な損害を蒙つた。吾が群馬縣だけでも數百萬圓の大損害を蒙り、到る處に於て養蠶製絲兩業者間に一大騷擾が惹起するに至つた。養蠶農家は困憊の極に陷つたので、同年十二月の縣會に於て、予は同志に諮り、之が救濟策を縣に於て施設す可しとの建議を提案し、全會一致の贊成を得て、縣知事に建議した。知事牛塚虎太郎氏は、之に對し滿腔の贊意を表した。

産業組合製絲群馬社

同年十二月末、牛塚知事は宮城縣に轉任し、千葉縣知事百濟文輔氏が本縣知事として赴任すると事となつたが、予は其の途上を東京にて新知事に面會し、此の問題に就て懇談を遂げ、新知事も熱誠以て事に當るべきを決意された。是より先、予は縣下富岡製絲所長大久保佐一氏、有志蠶業家小泉信太郎氏、桑島定助氏等と會談して、之が具體案の研究を遂げ、其の結果、縣一圓の組合製絲創立の案を得、新任の百濟知事に建策した。知事は直ちに之を容れて、翌年早々縣下各方面の有力者を網羅した會議を開催すること數回、頗る愼重に議を進め、遂に全員一致の同意を受くるに至つた。縣は、予及び大久保氏を招致して、之が具體案を協議した結果、産業組合製絲を創立する事となつた。土居內務部長が總てを擔當する事となり、藤崎蠶絲課長をして專ら其の書策を爲さしめた。其の年の春蠶繭處理に間に合ふ樣にせねばならぬので、頗る急を要する事で、一面には組合の設立をなし、他面には工場の新設に當る事となり、凡てが晝夜兼行で進められ、宛ら戰場の樣な騷ぎであつた。予は、藤崎

蠶絲課長と共に、專ら實務を擔當した。組合員の募集、出資額の決定、亞で拂込等に至る迄、日まぐるしき一大飛躍的な運動が縣下に展開され、縣關係吏員の總動員を以て事に當つた。斯くて愈々組合設立發起人は多方面より多數の任命となり、予も共の一人となり、大久保、小泉、桑島諸氏も加はつた。組合總會は開かれ、理事、監事は決定した。予も理事の一人となつた。産業組合群馬社と命名した。

是より先、製絲實務を擔當する者を決定するに際し、大久保氏に其の衝に當つて貰ふ事に決したが、時に同氏は營業製絲富岡製絲所長として横濱の原富太郎氏經營下に勤續されて居たので、予と藤崎蠶絲課長とは、知事の内命を帶びて、原氏に承諾を求むる爲に横濱に急行し、原氏に面會して交渉したが、原氏は即座には承諾を與へなかつた。先づ原家の内部會議を要すると云ふので兩三日の後を約し、再訪の結果、原家としては大久保氏個人の自由意思に任せる事として默諾を與へられた。仍つて其の旨知事に復命し、大久保氏を招致して一切を依托すると共に、理事並に社長に推薦し、總會に於て決定した。工場建築、敷地の購入等も急速に進捗した。縣下の關係方面は、翕然として贊意を表した。然るに最初の委員會に於て贊成した既設營業製絲家は、俄然反旗を翻して、農林省方面、横濱の原家等へも運動を開始した。當時大久保氏は、群馬縣製絲業組合長の職に在り、其の總會の席上、氏が群馬社々長就任の理由を難詰する問題が惹起され、偶々大久保氏は中耳炎に罹り高熱を發して前橋市内の旅館に臥床中であつたのを病を冒して出席し、陳辯大に勗めたが、衆の容るゝ所とならずして遂に組合長を辭任した。其の無理な動作は俄然病勢を昂進せしめ、頗る重態に陷り、東京帝大病院に移して一大手術を施すに至つた。然した事から、予が副社長に推され、代つて社務を擔當した。ところが、四月事業央にして百濟知事、土居内務部長共に轉任となり、總監督者として内務部長が取扱はれて居た總ての重要事務が予に引繼がれ、予は内外に渉り全部を總覽する事となつた。

然した所で、一つの難關に直面した。と云ふのは、豫て組合の資金は、産業組合中央金庫から差當り二百萬圓を借入れる事に、土居内務部長から協商が出來て居た。然るに其の後、中央金庫に於て調査の結果、如何に大組織の群馬社であつても、産業組合としては聯合會でないので、單一組合である限りは、五十萬圓以上の借入は不可能と云ふ事になつた。そこで、三井、安田等大銀行に屢々交渉したが、不調に終つた。時既に組合員の産繭出荷最中になつて、假渡金の請求は頗る急を要し、かうした破目に陷つて礒と當惑した。仍つて予は、平素懇親の間柄であつた縣下の各銀行、倉庫會社等の重

役に要請して少額宛の融通を受け、一時を間に合はせた。而して更に日本勸業銀行に交渉した所、同行當局が破格の採用に依つて五十萬圓の借入に成功した。內に於ては、工場の建築、繰絲の設備、人員の配置等も漸く間に合つて事業を開始したが、創業の初年の事であり、組合員は前年の貸賣に懲りて、安全な群馬社への出荷が甚だ多量で、倉庫未完成の爲、此の方面の繭保管、乾燥裝置の不足等に も頗る苦心を要した。予は、殆ど不眠不休で活動をした。役員、從業員共に能く働いた。群馬社は、其の地域は縣內一圓にして、組合員數一二二八人、持口數二四五六三、全國最大の組合で、本社の出現は全國同業者等の驚異であつた。春蠶繭の處置は手配を了した。大久保氏は、秋風枯葉を鳴らす頃に至つて恢復し、肌寒き初冬を迎へて漸く出社する事が出來、予は社務を一先づ引渡した。但、製絲工場の實務は、專務理事長岡義雄氏が擔當して居た。併し實質的には、予が殆ど主管を繼續した。

資金の問題には、續いて困難を感じた。中央金庫は能く便宜を與へてくれたけれども、それには限度が有るので、自然日本勸業銀行に援を求めるの外は無かつた。而して其の方は主として予が擔任した。營業は頗る順調に進み、創業初年に拘はらず、他に比し有利なる成績を以て利益の配分をなし、組合員に滿足を與へた。

生繭冷凍倉庫は、群馬社の特長として建築されたものであつたが、其の工事は土居內務部長の專管であつて、縣の建築課の設計を採用した。元來同事業に關する知識は、予が伊勢崎冷藏會社の建設に於て些かの經驗が有つたゞけで、他は無經驗者であつたが、故あつて予は殆ど關係しなかつた。土居內務部長轉任に際し、此の倉庫も既に略ぼ竣工して引繼を受けたが、驚いた事に、それは絕緣工事が不完全にして、其の儘では到底用を爲さぬものである事が認められた。而て冷凍裝置の試運轉をして見たが、果して其の目的を達する事が出來ない。仍つて冷凍裝置設備の工事請負者三機工業株式會社に對し、其の不當工事に就て談判したが、素々設計の不完備に氣付かずして請負ひたる事が其の原因であると知れたので、兩者協商の上、設計を變更して完全なる絕緣工事を施行した結果、初めて目的を達する事が出來、翌年六月から之を使用して頗る便益を得た。

其の次の總會に於て、都木重五郎氏が理事に加はり、予と共に副社長となり、他は重任であつた。斯くて本社は、沼田、安中、尾島諸工場を增設して事業を擴張し、引續いて好成績を擧げた。昭和七年の如きは、產繭不足の爲他より補充の道を採つたので、頗る有利な成績を擧げ、組合員に對し別配

當として十數萬圓を配分して大に喜ばれた。然るに昭和八年にも又々産繭不足となつたので、補充策を講ずるの已むなきに至り、之を斷行した。

是より先、縣の慫慂に依り、東毛乾繭組合との合併の議が行はれ、縣が仲介者となつて双方の契約が成立した。それに伴つて群馬銀行所有の殆ど廢墟に均しき尾島製絲工場を引受け改築して活用する事となり、自然東毛乾繭組合の産繭を此處で繰絲する事とし、其の事業を開始した。然るに農林省當局一部の無理解は、該併合に認可を與へられないので尾島工場繰絲原料に不足を來す樣になつた。加ふるに昭和八年は、絲價の暴落を來した爲に、十二萬餘圓の缺損を生じた。本社は之に對し國內に於ける他の組合製絲と同一手段を採つたのであるが、農林省産業組合當局は、其の補塡を大久保社長の責任に歸せしむる不法の命令を發した。

行幸御取止と社長の自刃

昭和九年十一月、陸軍特別大演習が北關東に於て執行せらるゝ事となり、天皇陛下には前橋市に御駐蹕遊ばさるゝ御豫定の由發表せられ、尚其の機會に、各方面に行幸遊ばさるゝ御旨が內達された。

我が群馬社へも御成の御由を拜承して、社長初め社內一同は其の光榮に感佩し、組合員一同も大に感激した。豫て組合事務所の建築も豫定されて居たので、此の際新築を斷行して奉迎申上る事とし、社內は諸般の準備に繁忙を極めた。折柄組合の一少部分に、組合幹部の一部に對する不滿の聲があつた。役員會の結果、行幸の相濟みたる曉に、之を處理する事に內定して、專ら奉迎準備に全力を盡し、略ぼ總ての準備も完了して、其の日を鶴首待望して居た。ところが、左傾派に屬する數人の組合員が、無稽の事實を捏造して突然前橋地方裁判所檢事局へ社長、副社長、專務理事等に對する告訴を提起した。が、事が容易に運ばれないのを見て、長くも行幸御豫定御變更を策するの暴擧に出で、以て社長以下幹部の責任問題を惹起せしめ、其の目的達成の具に供せんとしたのであつた。知事を初め、縣の首腦部は頗る憂慮し、大久保氏と予等副社長を招致して密議を凝し、一策として社長並に專務理事等が一時退社するの案を提議されたが、大久保氏は斷然之に應じなかつた。斯うした間に、告訴者數名は宮內省に直訴したので、行幸御取止の內命が縣知事に傳達された。此の事が群馬社に傳達せらるゝや社內一同は申す迄もなく、多數の組合員も御奉迎の日を只管御待ち申上げて居た事とて、其の落膽の樣は言語に絕した。殊に社長大久保氏は、其の責任の重大なるを痛感し、遂に十月二十二

日夜群馬社々長寢室に於て自刄して果てられた。役員と組合員とに宛てた頗る悲痛な二通の遺書があつた。

予は、此の悲報を受けて急遽出社し、直ちに役員會を召集した。他方には、檢事並に警察官の出張があり、死體の檢證が行はれ、予と女婿の齋藤謙次郎氏とが立會つた。翌日群馬社に於て盛大なる葬儀が行はれた。夥しき會葬者であつた。遺書が發表せられた時の如きは、會衆として涙に咽ばぬ者はなかつた。中には號泣する者もあつた。

斯て、予と都木、小泉兩氏とは、群馬社、原合名會社、大久保氏との關係及び善後處置の頗る込み入つた難局打開の爲に、日夜奔走盡力した。時恰も陸軍大演習中であつたが、陪觀の光榮に浴する暇すらも無かつた。漸くの事で、事件は圓滿に解決する事が出來、群馬社の爲にまことに幸であつた。

而し告訴者は、大演習終了と共に、辯理士十數名と辯護士とを帶同し來り、本社に對して帳簿の强制的閱覽を要求した。當時都木氏は病後靜養中であつたから、予は副社長として主管者の立場から之を拒絕した。彼等は、甚だ强硬に要請したが、斷然峻拒した。彼等は、已むを得ず裁判所の力を借りて、帳簿の檢閱を强要すると稱して漸く退去し、縣廳に知事を訪問して、群馬社帳簿閱覽命令の下附を要請したが、亦拒絕された。前橋區裁判所に於ても同前であつた。茲に於て、其の眞相を知らざる組合員を煽動し、中には組合員外の一時雇入れた人夫をも引率して、二百名餘の大衆を以て群馬社に押寄せて來たが、群馬社は門扉を固く鎖ざして入るを許さず。其の內に、總代と稱し組合員の委任狀を持參して面會を求むる者があつたので、予は數名を限つて面會したが、彼等も又帳簿の閱覽を要求する者であつたから、之を拒絕した。斯した騷擾の內に、警察官の出張があり解散を命ぜられ、素より一時雇の烏合の衆であつたから忽ち退散した。其の內巨魁數名は檢束された。彼等は、斯した示威運動を數回繰返した。又組合員大會と稱して、前橋市臨江閣に集會を開催したが、其處でも主として雇人夫が多數であつた。斯る內に群馬縣知事は、三樹內務部長を主班とし組合課員と蠶絲課員二十數名を以て、群馬社の帳簿檢查を斷行する事となり、十數日を費して詳細に檢閱したが、全部の終了に於て、計算上些しの誤差も無い事が判明したので、裁判所の告訴問題も自然解消するに至つた。斯して一部左傾派と氣脈を通じた役員乘取派は敗北し、事件は一段落を見る事となつた。茲に於て予等現役員は然した騷擾を起さしめた不德に對する責任を引き、總辭職を敢行して退社した。時に昭和十年五月であつた。予は、爾來同社顧問に推薦せられて現在に及んで居る。

予は、同社在職中、從業員の教養には格別の注意をした、殊に大多數の女子從業員に對しては特に精神的教養を施した。時として、此の問題に就ては、大久保社長と意見の衝突を來す事もあつたが、予は職を賭して強硬に自らの所信を主張して讓らなかつた。又、蠶種問題に就ても、社長と予との間に時々意見の相違を來した。當時予は、群馬縣蠶種業組合長の職に在つたので、社長は予が蠶種業者を偏重する者と見做して、予の說を容れなかつた事も往々にしてあつた。是等が導火線となつて一部左傾派に乘ぜられ、群馬社騷擾に機會を與へた事は、返すゝ〳〵も遺憾至極であつた。

支那蠶絲業視察

大正十五年四月、予は、全國蠶絲業組合中央會議員に再選されて重任した。次で昭和五年四月三度推薦されて重任した。更に其の間、昭和四年十月より米國經濟界は大變動を來して沈滯し、爲に我が絲價は大影響を受け續落歩調を辿り、前年十一月は一千四百五十圓の高値なりしものが、翌年四月には一千百六十圓に下落し、大正九年以來の大安値を示すに至つた。遂に政府は、絲價安定融資補償法を發動して、十五萬梱に對し貸出金の融通を與へ一時少康を保つたが、間もなく崩落氣分は濃厚となり、落調止まず、仍つて蠶絲中央會は、屢々對策を練つた結果、當業者をして共同保管を爲さしめ、關係銀行をして擔保貸出の急策を採用せしめた。昭和五年末期には、絲價は八百圓となり、昭和六年九月には六百五十圓に慘落して、繭價は三十掛と云ふ未曾有の我が蠶絲界の恐慌時代を現出するに至り、予は之が救濟策に頗る奔走盡力した。

支那革命に仍つて生れた南京政府主席蔣介石は、日本の經濟界を弱めるには支那蠶絲業を勃興せしむるに在りとなし、大々的に計畫を樹て之を實施し、屢々我が國に蠶絲業の視察員を派遣し、又蠶絲實習生を送り、專ら之が振興に意を注ぎつゝあつた、之は我が蠶絲業界に取りて大に研究を要する問題であつた。茲に於て日本蠶絲同業組合中央會は、支那蠶絲業實地視察員二十餘名を派遣する事とし、昭和四年九月出發せしめたが、予も又それに參加した。主として支那の蠶業地たる江浙兩省を詳かに踏破した。杭州府を中心とする附近一帶に涉り、時に莫干山よりクリークを通り、舟楫して大湖を橫斷し、無錫、蘇州に出で、親しく新興蠶種製造所及び製絲場の狀況を見、鎭江に於ける南京農科大學蠶種製造所をも視察して、南京に至り政府要路と會見し、歸途上海の製絲狀況を見學した。

予は、新井高四郎氏と共に一旦內地に戻り、更に朝鮮に赴き製絲並に蠶種製造狀態を視察し、尙單

身滿洲に行き、將來に於ける同地方の情勢を視察して大に得る所があつた。

昭和六年十一月、予は、群馬縣蠶種業組合長に選任された。就任後は、縣下の蠶種業の改善發達を計畫すると共に、縣下同業者十數名を結束して、蠶種製造分場を設置し、本島人を指導督勵して原蠶飼育に當らしめた。其の結果、頗る優良なる蠶種を得、其の後繼續十年に及んだ。後日臺灣に國立蠶業試驗場を設置するの計畫あるや、予は推すに大湖庄を以てし、調査の結果、同地に決定するに至つた。予は、他の同志と共に渡臺して、其の實狀を視察した。更に、北は北海道羊蹄山麓の地を卜して、原蠶種の製造を成し、群馬縣蠶業試驗場と協力して新品種の育成に當つた。內は組合員を督勵して優良蠶種の生産に邁進し、外は販路の擴張の爲に視察員を需要地に送り其の進出に精進せしめた。

法令改正の結果、全國各府縣に蠶種業組合の組織せらるゝを見るや、之が聯合會の成立に意を注ぎ設立委員長に擧げられて盡瘁し、設立成るの日、同會議員並に評議員に選任された。同七年三月日本中央蠶絲會議員に選任せられ、同年四月大日本蠶絲會總裁閑院宮殿下より、蠶絲業功勞者として紅綬功績章を授與された。尚、同年十一月、全國蠶種業組合聯合會より特別委員に擧げられた。

原蠶種國家管理と普通蠶種問題

我が蠶種業界は、蠶品種雜駁にして其の數六百有餘を算し、其の結果生絲の生產に非常なる混雜を及ぼし、米國需要地より故障頻發し、製絲加工の上に及ぼす弊害は莫大であり、蠶種生產上にも頗る繁雜の手數を要したので、各方面共其の弊害を除去せんが爲、蠶品種統一の聲が起つた。茲に於て、全國蠶種業組合聯合會は、委員を擧げて調査研究に專念したが、其の結果、遂に原蠶種の國家管理を急務とする事に決定し、特別委員數名を擧げて、之が達成に主力を注がしめた。予も其の一人となつて、先づ政府當局と折衝した。然るに大組織營業製絲家の一部に於ては、此の案を以て反つて蠶品種の發達を阻碍するものと做し、猛烈なる反對運動を起し、莫大なる運動費を撒き散して百方奔走するに至つた。仍つて全國蠶種業組合聯合會は、餘儀なく各道府縣組合より特別寄附金を募集して之に應戰した。是より先、大正九年の蠶絲同業組合中央會第五回總會に於て、今井伍介氏外四名より、蠶種專賣實施の建議案が提出され、又大正十一年の第七回總會には、原蠶種國營案が提出されて否決され、それより贊否兩者が新聞雜誌に由つて屢々論爭した。昭和二年第十四回總會に、又々原蠶種國營

案が提出されたが、留保された。其の後、盛んに贊成論が唱導される様になつた。昭和五年第十九回總會には、蠶絲業國家管理案が議員の一部より建議され、小委員會に附托され、修正の上蠶種管理制度案となつて可決され、政府に提出された。昭和六年二月、全國蠶種業者大會が赤坂溜池の三會堂に開催され、七百有餘の會衆全會一致の決議を以て、同案を政府並に各政黨に對して建議した。民政黨の政務調査會に於ては、之を採擇して同案施行の決議をした。農林省所屬農林審議會に於ても、諮問事項として、蠶絲業改善發達に關する方策として審議さるゝに至つた。同年第五十九回帝國議會に、衆議院に於て、民政、政友兩政黨より之を提出して可決した。猶別に、其の際蠶絲業國策樹立に關する建議も決議された。

昭和七年十月全國蠶種業組合聯合會第一回總會に於ては、滿場一致を以て、原蠶種國家管理促進並に蠶種統制管理に關する建議案が決議され、政府並に中央蠶絲會に建議され、亞いで同年十二月中央蠶絲會の第一回總會に於ても、全國蠶種業組合關係議員より建議案が提出されて、滿場一致を以て決議され、政府關係各省大臣及び貴衆兩院、各政黨總裁に對して、建議書が提出された。予は、新聞雜誌に其の趣旨を論じて、輿論の喚起に努めた。全國蠶種業組合聯合會委員たる予と、原理兵衞、山口清次郎兩氏は滯京委員に擧げられ、專ら此の運動の衝に當る事となつた。時に此の案の反對主唱者たる郡是製絲株式會社蠶種部長大城鎭氏外一名と、予と原氏の立會演說が大阪ビルの一室に開催せられ、衆議院議員及び新聞雜誌記者、業界の有志多數が傍聽に來た。反對代表の論旨は、頗る自己的にして低調であつて、甚だ氣勢が揚らなかつた。更に全國より養蠶實行組合名を以て、反對電報が二百八通農林省、中央蠶絲會等に發せられたが、何れも郡是製絲會社の策謀に基づく僞電であつた事が忽ち天下に暴露されて、反對運動は頓挫するに至つた。

昭和八年二月、予と倉澤運平、富田勘之烝兩氏とが主唱となり、全國蠶種業者大會を赤坂三會堂に開催した。會する者一千餘名。會の決議に基づき總代二十八名を以て、政府當局、貴衆兩院、各政黨總裁に建議案實現促進陳情の猛運動を敢行した。

予等滯京委員は、貴衆兩院議員の同志を通じて、之が實現の爲に奔走した。中央蠶絲會々頭牧野子爵は、大藏大臣及び主計局長を訪問して、豫算編制に對する盡力方を依頼した。予は更に、前橋出身の大藏省主計官竹內德治氏を通じて、採用方の盡力を依頼した。其の間予等委員は、屢々蠶絲局長井野碩哉氏を訪問して、之が實現に對する盡力を懇請した。斯くて、先づ衆議院に於て、政友會より建

議を胎中楠右衞門、加藤知正兩氏提出、多數の贊成を以てし、時は方に昭和八年三月七日議會終了の直前であつたが、幸に滿場一致を以て可決した。續いて貴族院に於ても、急遽上程して委員附托となつたが、會期切迫の爲に委員附托の儘審議未了となつたのは遺憾至極であつた。然し兩院の大勢は既に斯の如く決したのであるから、予等特別委員は、政府をして法案の提出を爲さしむる運動を繼續した。同年七月、東京朝日、東京日々兩新聞は、其の社說に蠶種國營可論を掲載して大に輿論を振起し、支援を與へられた。斯る情勢であつたから、反對運動もいつしか終熄して、政府當局も遂に昭和九年二月十四日議會の形勢に鑑みて法案を提出する事となり、同年三月貴衆兩院は全會一致を以て之を通過した。茲に蠶絲業界多年の懸案であつた此の案件は、一個の法律として發布を見るに至つた。此の間予等滯京委員は、殆ど不休の活動を繼續したのであつた。

當時我が蠶種業界は、同業者間に於ける販路の競爭頗る激甚にして、且つ品種の雜駁に伴つて、年々過剩する蠶種は、養蠶家の掃立使用數量に比し、約四五割を上下する有樣で、爲に製造業者は疲弊困憊の極に達し、年々廢退者を續出せしむるに至つたが、從業者間の販賣競爭は一段と甚しいので、予等は同志と諮り生産制限等の申合せを聯合會の總會に於て協議決定した事もあつたけれども、其の

年の生産高は反つて前年度よりも增加すると云ふ變態現象を顯はす樣な有樣であつた。斯くして無駄蠶種の生産は勢ひ、廉價製造の傾向を招來し、粗製濫造となり、遂に養蠶者の產作に惡影響を及ぼすに至つた。爲に養蠶家個々の損害も甚大であつて、國家の蒙る損失は莫大なるものがあつた。之が救濟の方法としては、私設團體の統制力にては、當時二千有餘を算する多數製造者間に到底其の功を奏する事能はず、國家の法的統制力の强要に待つに非らざれば、其の無駄排除と蠶業界の損害防止の對策は他に求むる事は出來ないと予は考へたので、之を同志に諮り、蠶種業組合聯合會の幹部に、普通蠶種國家管理法制定の議を提唱した。我が同業者間に於ては、久しく此の弊害に苦み、孰も之が對策に腐心しつゝあつた折柄であつたから、直ちに其の議を容れて政府當局に要請し、昭和十年十一月聯合總會の議に附した。委員十二名を擧げ、予と、外に實行委員二名を選んだ。最初は種々の議論もあつたが、結局大多數に依つて可決され、之を中央蠶絲會に建議した。然るに同會に於ては、先づ養蠶聯合會に於て種價の昂騰を來す事を憂ひ、贊否容易に決せず、製絲聯合會に在りては大組織營業製絲業の一部が資本主義の立場から、自家生產力に統制を受くる事に眞向から反對し、中小製絲業者には贊成の聲が多數であつた。他の業界は贊否相半して容易に決定を見なかつた。然し此の事たるや、我

が蠶種業者等の間に於ては、漸く其の眞相を究める事が出來て來たので、我が業界に取つて頗る重要なる問題として取上げられ、全國の輿論となつて、各地共會合の機會ある毎に之が促進策を諮るに至つた。我が聯合會は之が促進の爲特別委員を擧げて一大運動を起し、連續的に奔走し、議會に對しても運動した。昭和十一年十一月の總會に於て、實現促進を決議せられ、委員十二名を選び、實行委員五名を擧げ、予は委員長に推されて、原蠶種國家管理問題と同樣猛烈に活動した。中央蠶絲會の各團體委員間に於ては、到底滿場一致の同意は期せられない事を知り、多數議決の方法を採る事にして、予は個別運動を始めた。横濱に出張して生絲輸出組合並に問屋業組合の各委員を訪問し、大に了解を得た。又、中央蠶絲會の幹部に對して、贊成の上主唱する樣に熱烈に要求して容れられた。其の勢を以て、更に此の事に就て政府當局に要請した。此の間委員會及び各府縣組合長會議を開催して對策を協議し、小冊子を作つて貴衆兩院議員の間に配付した。斯る熱心なる奔走は、大に業界を動かした。中央蠶絲會評議員會に採擇されて特別委員會の議に上程され、屢々調査會が開かれた。豫て同志であつた組合製絲聯合會は中途變說して、猶研究の爲留保する旨表明したので、其の終局に於て決議留保となり一頓挫を來すに至つた。予は、豫て困憊せる全國蠶種製造者を救濟し、併せて全國養蠶界の違

作防止、國家的損害を除去する蠶絲界の大問題である事を痛感し、各方面の輿論を喚起する爲に、筆に口におさ〳〵怠りなく活動を繼續し、時には各府縣に出張して、蠶絲業關係の會合を機會に其の理論を高唱し、斯して最初强硬であつた養蠶聯合會も大に同意の傾向を示し、資本主義大製絲營業者の一二を除いては、大體同意の趨勢となつて來て居たのに、遂に留保となつて頓挫したのは返す〳〵も遺憾至極の事であつた。が、後幾何もなく昭和十六年三月蠶絲業統制法の實施により、普通蠶種も國家統制法下に置かるゝに至り、漸く所期の目的を達成するを得た事は、我が蠶絲業界に取りて一大幸福であつた。

表彰と委員拜命

昭和八年十一月予等夫妻は、産業功勞者として觀菊御會に御召を受けた。偶々中途御取止めとなり、內觀御差許の恩命に浴した。

翌九年四月、再び觀櫻御會に御召命を蒙り、夫妻參內して親しく拜觀し　兩陛下を拜するの光榮に浴した。

昭和十三年四月、予は、大日本蠶絲會總裁閑院宮殿下より、第一種功績章を授與された
昭和十一年二月、予は、時の內閣より蠶品種審査會委員を命ぜられた。

支那視察旅行と妻の永眠

昭和十四年四月、中央蠶絲會より再び支那、滿洲に於ける蠶絲業の視察を命ぜられ、蠶種業關係者一行五名と共に、十一日長崎を出發し、上海に上陸、支那事變の戰蹟視察を振出しに、杭州、無錫、蘇州、南京の各地の蠶絲業復興の實績を視察し、更に靑島に航し、北支の蠶業を見て、濟南、天津、北京を經て、滿洲に至り、奉天、新京、哈爾濱等を視察して、大連に到つた。此の時の視察日記は、上毛新聞紙上に連載して、關係各方面に報導したが、支那の養蠶業は背つて昭和四年に視察した當時と同樣に民家の狹少と國民性が因を爲して、容易に擴張は困難である事を再度確め得た。

さて予が大連驛頭に到着するや、其處で同地の親戚氣付にて送られたる、妻急病危篤の電報に接受した。飛行機の便を得ることが出來ないので、汽車便で急行歸宅した。時當に五月七日午前十時。早速病室に入つて見るに、妻は予の歸來面接したのを稍や意識したもの、如くであつた。家族初め近親

者等は看護の爲に詰め切つて居た。予が歸宅したので一同安堵した。

妻は、生來頗る健康であつて、餘り病氣に罹つた事は無かつた。予の家に嫁してより八人の子女を生んだが、姙娠當初惡阻の時は甚しく苦み、初産の時などは醫師も手當に窮した程で、東京から專門の大家を聘したが、それでも嘔吐は容易に鎭靜せず、早産手術の相談迄したほどで、本人は頗る痩せ衰へたが、漸く月が重なると共に鎭靜して、出産は何時も輕かつた。其の他には時に頭痛を訴へる事があつた位で、別段醫師に診察を受ける程の病氣をした事はなかつた。然るに今回は、四月二十七日に發病し、家族の勸めに從つて醫師の診察を受けたところ、腎臟病といふことであつたが、間もなく尿毒症を續發して重症に陷り、人事不省となつた。予が不在であつたから、殊更各醫師を聘して診察を受け、手厚き治療を施したが、其の效果は見へなかつた。更に東京より專門の大家を聘して診察を受けたが、如何ともすべき術がなかつた。其の間輸血を數回繰返して快癒を計つたが、遂に十一日午後五時三十分近親環視の裡に、頗る平靜に昇天した。時に六十九歲であつた。

妻は、性溫厚にして剛毅、勤勉であつて而も儉素、予に嫁すると同時に直ちに主婦であつた。先妻の遺兒三男三郎を頗る愛育した。予は當時公娼廢止運動や新聞經營に從事して、留守勝ちであつた

が、妻は克く老祖父母と共に家事を切り廻した。殊に當時、春秋の養蠶と蠶種製造とは頗る多量であつた。加ふるに當時の養蠶法は朝は未明より夜は十二時過に至る迄甚しく手數を要し、更に室内外の氣溫の調節等頗る煩雜なる注意を必要とするものであつて、今日の養蠶法に比すると隔世の感がある。それを妻は能く日夜多人數の從業者を監督し、自ら率先して働いた。二年毎に出産する多くの子女を養育し乍ら、殆ど寸暇なしに活動した。

予が基督教を信じて救世軍兵士となつた時には、頗る不滿であつたが、追々其の眞相を解する樣になり、自ら進んで入信して兵士となつた。予の家は、一時救世軍の社會事業部の樣に、不良青年も、出獄者も、自由廢業婦人も引取つて世話をした。妻は能く彼等の面倒を見た。別に親戚の子女の世話もした。然した中で、幾ら働いても疲勞を知らぬ健康を有つて居た。予は元來僅少の財産で新聞事業や政治運動で出費が多く、從つて財政は頗る窮乏して居た。殊に子女の教育費が追々嵩む樣になつて彌々窮乏の度を增したが、妻は然した窮乏の世帶を能く切り廻した。又妻は、裁縫に熟練して居た、秋冬の閑暇の時期には近所の女子に教授した事もあつた。燈下の夜業は妻が得意とする所で、斯る多人數の家庭内の衣類調度は、妻の手に由つて調へられた。子女を教育するに頗る嚴格であつた。而して能く家事の手傳ひに從事させて、働く良習慣を養成した。又、近隣の人々とよく親しんだ。困窮せる人々に同情する事を忘れなかつた。故に、妻の永眠後形身の衣類を近親者の外に、近隣の多くの人々に分配して、其の遺志を實行して喜ばれた。妻は晩年、予に連れ立つて京阪地方に居住する五男の正雄や、六男の信の家庭を訪問する事を此上なき樂みとした。殊に、予等夫妻が産業の功勞者として觀菊、觀櫻の御筵に御召を辱ふし、親しく龍顏を奉拜するの光榮に浴した時の如きは、自分は好運の者であつたと深く喜び、長年の勞苦が酬ひられた事を感謝した。妻が永眠する前年の春、京阪地方よりの歸途、熱海溫泉に三日滯在して、其の途次に十國峠をバスで迂回し、箱根神社に參拜して湖水を渡り、大涌谷の處々に硫煙の立ち昇る荒寥たる燒野を横切つて强羅に出た時は、當に櫻花爛熳として咲き亂れ、他の樹々の綠と織り交ぜて、湖面に映發した樣は、何とも謂はれぬ美觀であつた。而して强羅の櫻は今を眞盛りと咲き亂れ、予等夫妻を特に歡迎してくれた樣に思はれた。電車の歸路も、兩側の綠の中に、種類の變つた濃紅色の遲櫻が處々に其の姿を見せて居た。妻は車中で、私は箱根がこんなに美しい景色だとは思はなかつた、今日は實に好い旅行をしました、と語つて喜んで居た。宮の下に一泊する豫定であつたが、之で箱根見物は十二分であるから泊らずに歸宅すると云ひ出して、折

角下車した宮の下驛で、再び乘車して夕刻歸宅した。後日妻は、思ひ出しては、箱根の美しさを語つて居た。妻は平素餘り外出を好まず、家事にのみ沒頭して居たので、偶に生家と實姉の家を訪れる事が何よりの樂みであつた。而して、質素と儉約とは、家事經濟に對する妻の信條であつた。予が外部に於ける働きを容易ならしめ、子女の教育、其の他各其の處を得しめたのは、全く妻が內助の功に待つ所であつた。予が支那旅行の出發に際して、妻は門前の自動車に見送つて出て、予に別離の言を交はす時に、眼底に涙を含んで居たのを見て、其の時予は、妻も年老いたなあと思つたのであつたが、それが永の別れであるとは知るよしもなかつた。噫。

聯合會長就任と蠶絲業革命期

予は、昭和七年十一月全國蠶種業組合聯合會特別委員に選任され、昭和十四年十一月迄連續就任した。而して同月開會の同聯合會總會に於て會長に推されて就職した。時は方に我が國蠶絲業の革命期であつた。從來同會長は東京在住の名士を依頼して居た。所が、前會長稻田男爵が中途養蠶業組合聯合會長に轉じたので、其の殘りの期間を其の頃貴族院議員の同業者長野忠次氏が推されて就任した。

當時の實狀は同業者で無くては其の衝に當るのに不適當であつたから、從來の慣例を更改して、實情に通じた業者中より選任したいと云ふのが會內一致の要望であつた。斯る中に、長野氏は、稻田男爵の殘任期を終つた。其の任期滿了と共に、此の總會に於ては、改選して新人を擧げよと云ふ聲が高かつたが、遂に予が全會一致の推薦に依つて當選し、副會長には長野縣の原理兵衞氏が選任された。予と原副會長とは、日本中央蠶絲會より時局對策委員會委員に擧げられ、屢々委員會に出席して他の委員等と議事を共にして、會長の諮問に答へた。

紀元二千六百年記念式と表彰

昭和十五年十一月十日、紀元二千六百年記念の式典が宮城前の大廣場で催され、朝野の臣民有志約五萬人が陪席の光榮を得、予も又蠶品種審査會委員の資格を以て特別席を與へられ、蠶絲業功勞者として勅定の綠綬褒章を授與された、其の褒章之記は左の通りであつた。

大日本帝國褒章之記

夙ニ家業ヲ繼キテ蠶種製造業ニ從事シ蠶品種ノ改善ニ努メ又縣蠶業同業組合副組合長ニ推サレテ斯業ノ發展ニ寄與スル等洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルモノトス依テ明治十四年十二月七日　勅定ノ綬綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和十五年十一月十日　　賞勳局總裁從三位勳一等　下　條　康　麿

尙、一般會衆と共に記念章を下附された。此の日は天氣清朗一片の雲翳なく、まことに曠古の盛儀に適はしき好き日和であつた。

天皇、皇后兩陛下御親臨の下に、嚴肅に式典が擧行せられ、會衆一同感激に滿ちて聖壽の萬歲を高唱し奉り、御還御の後一同散會した。

翌十一日は奉祝大會が催され、前日の諸員を招待された。此の日も前日と同樣穩和な好晴で、兩陛下御親臨の下に、酒饌と記念の品々とを賜はり、兩陛下と共に會宴の光榮に浴し、舞樂其の他の御催しを拜觀し、君臣一如の和樂の一時を過し、瑞祥の氣場內に滿ち溢り、聖壽萬歲の唱和は大內山を搖り動かし、啐々たる奏樂の裡に、兩陛下には御機嫌麗はしく御還御遊ばさるゝを拜送し奉りて一同退場した。

斯て予は、昭和十六年四月、內閣より蠶絲委員會委員を命ぜられ、同五月日本蠶絲統制會社成るや、同社理事に選任された。

時局と蠶絲業界

是より先、日獨伊三國同盟成るや、世界の情勢は一大轉換を來し、米英が我が經濟界に對する壓迫は必至となり、殊に其の我が蠶絲業界に及ぼす可き影響を顧慮し、自給自足の方針に立脚する蠶絲業を一元的に統制する法律を制定して以て準備に供した。果せる哉同年七月米英兩國は、我が國に對して資產凍結令を斷行し、續いて生絲輸入禁止をしたが、國內の準備は既に完成して居たから微動だもしなかつた。

予が主管せる全國蠶種業組合聯合會は、同業者の既往三ケ年の製造實績に準じ、割當製造を爲さしむる事となり、全國各府縣の蠶種業者をして、大製造者の外は、總て共同施設組合を結成させる事にした。之が指導の爲に、我が全國蠶種業組合聯合會は、農林省と共に頗る斡旋盡力して、遂に一千三

百有餘の單獨製造者は八十九組合に結合した。蠶絲統制會社は、其の割當てたる蠶種を强制買收し、更に養蠶實行組合に賣渡す事となつた。又其の産繭は、統制會社に於て全部買收し、之を製絲家に割當て賣渡し、其の製造せる生絲は更に統制會社に於て買收し、之を全國機業者が既往の實績に準じて賣渡す事となつた。當時國內の繊維は、木綿、人造絹絲の原料木材、羊毛等の輸入激減と、其の他繊維の生産減少とにより、自然主として絹繊維に依存する事となつたので、從來の輸出額は殆ど國內消費に振り向けられる事となり、繭及び生絲、絹織物價格統制に依り、蠶絲業界內は頗る安定するに至つた。此の間、蠶絲業各方面は、斯した機構の改革により、急轉直下の大變動が行はれた。我が全國蠶種業組合聯合會は、屢々對應策を實施する爲に會合を催して、其の衝に當つた。時に昭和十六年七月、全國を六區域に分劃して協議會を開催し、是等の趣旨の徹底に努力した。是より先、昭和十五年十二月の總會に於て副會長一名を增員し、滋賀縣の福田長夫氏が選任された。予は、神戸、熊本に出張し、他は副會長兩氏が分擔出張した。昭和十六年度の春秋蠶掃立が減少した爲に、餘剩蠶種を多數殘存する事になつた。我が蠶種聯合會は、統制會社に協力して、極力其の處分策に善處した。猶、我が全國蠶種業組合聯合會は、翌年度に處する積極的改善方策に就て、屢々改善委員會並に幹部會を開いて、之が施設の具體案を協議決定し、昭和十六年十二月の總會に提出し、從來の豫算の三倍增額案は滿場一致を以て可決された。斯した中にも、絲量豐富の新品種決定の爲に盡力して實現した。昭和十六年の秋蠶增産の時局對策實現の爲に、桑園三割減反の實施が斷行され、更に養蠶界の趨勢は、是等の諸情勢を氣構へて翌春蠶掃立激減が豫想さるゝに至つたので、蠶絲各團體は、産繭確保の運動を協議した。之には主として中央蠶絲會が當る事となつた。大日本蠶絲會總裁閑院宮殿下は此の情勢を御深憂遊ばされ、此の運動に對し多大の御力を添へさせられた。中央蠶絲會は、全國各府縣を數班に分ち、各業團體首腦者並に主事、農林省技術官等を派遣する事となり、予も又北陸道に班長として昭和十七年二月四日先づ新潟縣を振出しに、富山、金澤、小濱等の巡回講演會に出席した。時は嚴寒降雪の眞最中であつた。各縣關係當局の盡力に依り、斯る惡天候の內にも來會の養蠶業者並に關係業者は多數を得られて、其の趣旨は往き渡つた。予は豫て宿痾の膽石病の發作を氣づかつたので、出發前予の近親者等は此の行を中止せよと忠告したが、此の責任遂行に對しては、假令中途に於て仆れる事ありとも、斷行せざるを得ずと言ひ放つて、息良雄を隨伴して出發した。幸にも旅上發作起らず、任務を遂行する事が出來て喜んだ。歸途京都の正雄の寓に立寄り、松尾博士に診察して貰つた。膽石病

に對し一般には寒氣の爲に發作が多くあると思はれて居るが、同博士は膽石病と寒氣とは關係がないといはれた。歸途十三日開催の蠶種聯合改善委員會に出席し、夕刻歸宅した。是より先、一月七日の幹部會に出席したが、此の日は寒氣が殊に甚しかつたのに、蠶絲會館は石炭節約の爲午後一時から煖房裝置使用を中止し、予の事務室は頗る溫度が低下したので、外套襟卷の儘で會議を五時迄續行し、歸宅後感冒に罹つて臥床した。直ちに醫師の診察を受けたが、咽喉カタルと云ふ事であつた。予は青年時代に餘り健康が良くなかつたので、頗る攝生に努め、毎朝冷水浴を缺かさなかつた。老年になつてからは冷水摩擦をしたが、膽石病を患つてから乾布摩擦を行つて來た。爲に三十數年來感冒に罹つた事は無かつた。然るに前日の事務室の寒さで遂に風邪に冒され、發熱して九日間臥床した。十七日は蠶絲委員會及び品種協議會が農林大臣官舍で開催されたが、此の會は蠶種業者の委員として最も重要なる問題があるので、萬難を排して出席しなければならなかつた。幸に前夜から熱も低下し始め、醫師も咽喉疾患であるから十分注意する事として許されて出席し、責任を果し得て滿足した。同月十九日より二十三日迄連續諸會合に出席の爲滯京したが、最後の二十三日に又々予の事務室の冷氣の爲に感冒に罹り、歸宅して臥床したが、今回は四日間計りで全快した。

十　病魔の征服と予の人生觀

病魔の征服と人生觀使命觀

昭和十七年二月十九日、蠶種業者懇談會に上京出席した。此の日、寒氣殊の外酷しく、而も例に仍て午後からは煖房裝置が停止されたので、予の事務室は溫度が頗る低下した。外套襟卷の儘で會議を午後五時迄續行し、其の夜は旅館に一泊して翌二十日朝歸宅したが、又も感冒に罹つた氣味であつたから、例の通り咽喉カタルと考へて發汗劑を服用した。翌二十一日朝發汗甚しく加ふるに高熱であつたから、家人は驚いて醫師を迎えてくれたので診察を受けたが、其の時予は半ば夢中であつた。其の後便氣を催したので家人に助けられて厠に行つたところ、俄かに激しい嘔吐を催したから直ちに臥床して醫師を聘した。其の時予は、殆ど意識を失つて居た樣であつた。醫師は診察して脈搏の惡化に驚き、直ちに應急處置を施すと共に、他の醫師の對診を求めた。家人は、醫師の注意により近親者に危篤を急報した。斯くすること二時間餘、予は何となく枕頭の動搖を感じて覺醒した。見れば近所の同信の青年が二三來て居り、醫師は頗る沈鬱な面色して枕頭に座つて居たが、予が目覺めたのを見るや、『森川さん、今は高熱ですから動いてはいけませぬ、

安靜にして居て下さい』と云はれた。周圍の近親者等が如何にも心配な樣子をして居るのを見、予は頗る重態に陷つた事を知つた。そこで予は靜かに死期の近づいた事を考へた、神樣は今現世から予を天國にお移しになるのであらうか、然し予には、未だ神樣よりの御使命を果さないで殘して居るものが多くある、今予を此の世からお取りになるとすれば、それは神樣に取つて御損であり、予に取つても頗る遺憾である、今暫らく時を與へて其の責務を果させらる可き筈ではないか、神樣は必らず左樣成さるであらう、と深く考へ、默禱して居るうちに今は死せずとの確信を與へられた。而して左手の指で右の脈搏を檢べた。初めの程は脈搏が知れなかつたが、暫らく靜かにして居ると、奥底で脈の搏つのが追々に判明して來た。而もそれは非常に早かつたが、頗る正確で些しの結滯もなかつた。予は、益々今は死せずとの確信を固めた。そこで周圍を見廻して『予は死なぬから安心しろ』と大聲で叫んだので、皆の者が驚いて顔を見合せた。暫らくして近親者等が追々集つて來た。懇意の醫師も來た。予の女婿の町田醫師も來て診察して『御祖父さん、大病で脈が惡いから安靜にして、福島先生(主治醫)の云ふことをよく守らなければいけませぬよ』と云つた。予は、笑を含んで町田に『予は死ないから大丈夫だ、然し皆が施す可き治療は遠慮なくやつてくれ』と云つたので意外な顔をされた。後に聞け

ば、其の時各醫師の診斷の結果、三日間の餘命はあるまいとの一致の意見であつたと。この急報に接し、遠近の近親者等は其の夜の內に殆ど集つた。此の報一度外部に傳はるや、友人知己の人々の見舞客で、予の家は雜沓を極めた。多くは『面會謝絶』の貼紙を見て、憂慮の儘歸られた。中央方面より鐵絲業關係の來訪者は頗る多かつた。電報、書面の到來も多かつた。醫師の懇切周到なる措置と、近親者等の頗る熱心な看護と、誠實なる祈禱とに依つて順調なる經過を辿りつゝ三日は過ぎた。依然として危機を脫しないので周圍の心配は去らなかつたが、病者たる予は、恢復すると云ふ固き信念を有つて居たので頗る平氣で安臥して居た。醫師は予に、好める食餌を成る可く多量に攝取する樣にと勸めた。予は、平素消化器が健全なので、可なり多量の榮養物が攝られた。一週間も過ぎた頃稍や恢復の曙光が見へ初めたが、肺炎の併發で醫師はなか〳〵樂觀を許さず、十日を經過して漸く危機を脫し、近親者等の面上に初めて喜色を見、病室には笑聲が聞え、ぼつ〳〵歸りゆく者もあり、友人等に短時間の面會が出來る樣になつた。其の內に、會務を帶びた齋藤主事が枕頭に來た。恢復の機運は著しく顯はれ、迅速に快方に向つた。發病後三週間目の三月十三日には床上に起き上つて番茶を喫する事を許された。それが何よりも美味であつた。それから四日目には室內を歩く練習をする樣になり、

續いて翌々日は邸內を散歩する程になり、四週間目には入浴を許され、殊に嬉しかつた。其の翌日三月二十一日は春季皇靈祭で、まことに暖かで風もなく、もう其の頃になると看護婦も去り、一人で屋外を散歩して近所の人々に驚かれたが、夜は家人が注意してくれる位で、殆ど自分で用を達す事が出來る樣になり、益々順調に快方の一路を辿つた。三月二十八日發病以來五週間目で、殆ど平常に復し、四月一日には久振で伊勢崎の冷藏會社や前橋の近親者を訪問して驚かれた。續いて四月八日には、予が政治上の後繼者たる五十嵐吉藏氏の衆議院議員候補者の伊勢崎に於ける發表演說會に顏だけでも出す樣にとの依賴に應じて、約一時間の演說をして驚かれた。それから猶自宅に靜養をして居たが、四月十五日には上京して會務を見、亞而熱海に赴き五六日滯在して靜養した。斯て全く平常の健康に復した。

そこで予は今繰返して病中の事を考へると、予が全快して今日在るは眞に不思議、唯々奇跡と云ふの外はない。予が危篤の狀態に在つた時感じた樣に、殘された重大な使命の爲に、神樣が予を助け惠んで夫の危機を脫せしめ給うたのである。斯く思うて、予の双肩に懸る責務の重且つ大なるを痛感し、殘生を獻げ盡して使命達成の爲に努力せねばならぬとの覺悟を新たにしたのであつ

た。

猶、予が入信當時から與へられた人生觀は次の通りである。

人生は神を信じ、全心全力を盡して、其の使命を達成するにあり。

予は、然した信念の下に、今日迄各方面に對し、魯鈍の我に鞭打つて勇往邁進を續けて來たのである。

蠶絲業に對する根本觀念

こゝで予は、全生涯を打ち込んで蠶絲業に精進した理由を記しておく。

抑も予が蠶絲業に傾倒して今日に至つたのは、本業が祖先から傳來した事業であるからと云ふのでは無い。最初予の考へた事は、我が國の文化を高め國民の幸福を增進するには、其の資源となる可き物が無くてはならぬ。然るに我が國にはそれが缺乏して居る。生活必需品すら輸入に待たねばならぬ狀態である。單り蠶絲は之を海外に輸出して、外貨獲得の一大資源である。一時は十億萬圓（當時貨幣價値は頗る多額であつた）の生絲を輸出し、それに依つて輸入品の決濟を爲す事が出來て居た位である。是れ無くしては殆ど日本の資源は得られない。更に其の事業に從事する者は、殆ど直接間接に農業者を以て占められて居る。一面我が農業者の生活狀態を見れば、各種業者の內最も低級で貧弱で、多くは殆ど農奴にも均しい生活をして居る。爲に相當の教育を受けた青年は、斯した劃の惡い農村に居住する事を欲せず、孰も都會の商工業に走り、農村は知識も財力も殆ど空虛と化しつゝある。更に女子も多くは都會に憧がれ、農村生活を厭うて農村人との結婚を欲しない。從來農村の生活資源は、米麥と普通農作物の收穫のみに待たねばならなかつた關係上、生活程度が低く所謂水呑百姓として、僅かに其の日〳〵の生活に追はれて來た樣な事で、都會人からは甚しく卑しめられ土百姓とさへ呼ばれて居たのである。德川幕府時代に士農工商と稱して、第二位の階級を與へられたとは云へ、實際の生活狀態は最も低級なものであつた。然るに明治の上半期に於て生絲貿易が盛んに開始せらるゝや、養蠶業が逐年盛大になり、農家の經濟上一大活路が茲に開かれ、漸く文化の惠澤に浴するの機會を得たのである。養蠶家と其の從事者竝に製絲加工の從業者等を合すれば、農家の最多數者が其の恩惠に直浴する。故に、日本建國の基本を爲す農家は、此の蠶絲業に依つて、漸く生活の基礎を得た者と云ふべきである。斯して不遇なる農家の生活資源は、蠶絲業に依存して居る。今日大東亞戰爭の

勃發に依り、其の勇猛なる將兵が多く農村人であり、吾等の食糧の生産を農村人に待たねばならぬ事により、初めて農村人の尊さを爲政家も一般國民も能く知る樣になり、今更の如く農村を見直して居るが、數年以前迄は租稅の如きも農村に重くして都會に輕く、爲政家も都會偏重の政策を採つて來たのであつた。農村は、知識の缺乏と財力の薄きとにより、之を救ふ可き政治運動の如きも甚だ不徹底にして、多數の選擧人を有し乍ら、我が衆議院の如き農村の代表者は極めて少數にして、反つて商工業者に其の席を占められ、久しく屈從を强ひられて來たのである。其等は主として、農家經濟が薄弱にして、生活が低級であつた事に基因するのである。萬一農家に養蠶收入の道が杜絶するとすれば、其の慘狀は目も當てられぬ狀態に陷るのである。今日大東亞戰爭の基礎を爲す所の將卒より、軍需工業に從事する靑少年の大多數に至るまで孰も農村人であり、更に食糧生産に從事する者に至つては、唯夫れ獨り農村人である　其の農村の經濟を向上せしめ、其の生活を潤澤ならしめる資源は、米麥の外一に養蠶收入が其の大部分を占めて居る。予は、靑年時代に於て商業敎育を受けた者であるが、一度農村に歸臥し其の內に生活する樣になり、其の實狀を見、農村生活の向上は、既述せる如く一に蠶絲事業の補足に依らねばならぬ事を痛感したのである。我が國家の基礎を爲すものは農家であり、農家の發展は日本建國の一大要素であるが、其の資源は蠶絲業に依存せねばならぬ事を知つて、茲に予が天分を發見したのであつた。天が予に與へた使命、最も大なる事業は、蠶絲業の發展の爲に働く事であると考へて、豫て商業に志ざした予ではあつたが、蠶絲業に轉向して畢生の努力を其の發展の爲に獻げる事となつたのである。

宿痾との敢闘と蠶絲業の其の後

予は、前陳の重症に罹る以前に於て、宿痾の膽石病を持つて居た。顧みれば大正七年春胸部に激痛を起して病床に惱み、約一ケ月を經て全快した。當時醫師は胃痛と診斷し、それより一年二三回同樣の症狀にて發病し、殊に大正九年秋伊豆長岡に湯治した際激發して苦しんだ。其の時も醫師は、胃痛と診斷して投藥され、二週間も滯在して歸路東京內幸町の胃腸病院で診察を受けたが、便の檢査の結果蛔蟲の卵が存在するので、其の結果だらうと云ふ事であつた。其の後も胃病には四萬溫泉が有效だと云ふので、同地に時々出かけて入湯した。昭和三年六月、群馬社の冷凍倉庫が落成したので、他の役員を案內して庫內に出入して俄かの冷氣で筋肉の收縮により、又もや胸部の激痛を發作して苦しん

だ。前橋の親戚に滯在して二三の醫師に診察を受けたが、何れも胃痛と云はれて手當を受けた。同地の親戚の者が集り手厚く看護してくれ、三週間の後快癒して歸宅した。それから十日後、群馬社の役員會に出席して前橋の親戚に宿泊した其の夜、又も發作を起して二三日もそれが續いた。其の時も胃痛の診斷を受けて其の手當をなし、一ケ月計りかゝつて漸く全治し、東京神田の救世軍本營の捧堂式に出席して一場の祝辭演說をした。其の演說中發作が起つて來たので早く切上げ、苦痛を忍んで小使部屋に退き其處に倒れた。予の普通ならぬ顏色を見て、かねて親近の士官の人々が馳せ參じて介抱してくれ、醫師を聘して鎭靜藥の注射を施し親戚の家に運ばれた。其處でも翌日迄發作が續いた。親戚の人々の厚き看護で鎭靜した。三日後、南胃腸病院の診察を受けた。其の時豫診の醫師が、初めて膽石病であると診斷され、續いて院長南大曹博士も之は確實に膽石病だと斷定された。其の翌日、內幸町の胃腸病院で診察を受けたが、其處の豫診の醫師も膽石病であると云はれ、院長の診斷も確かに膽石病だと決定された。其の治療法としては、南博士と同樣に、入院して食餌療法を採るだけだと云はれた。當時群馬縣蠶業取締所主任技師であつた山口彌太郎氏が膽石病の發作で慶應義塾大學病院に入院し、西野博士の十二指腸ゾンゼ療法を受けて快癒したので、予の膽石病の事を聞くや、直ちに予に慶應病院に入院せよと勸めて來た。西野博士への紹介狀迄添へてあつたので、直ちに同博士の診察を受けて慶應病院に入院した。恰も其の日、予と同郡出身の同病院耳鼻科の坂口博士が、予を見舞つてくれた。同氏の叔父坂口重登氏が多年胃痛で今も時々發作が起り、予が病狀に酷似して居る事を知り、翌朝直ちに同氏を同道して西野博士の診察を受けられた所、果して膽石病との事で卽日入院して予と同樣十二指腸ゾンゼ療法を施行する事となつた。由來膽石病は、誤診に依つて胃痛とされるものが頗る多數である。其の激痛の狀態は胃痛に近似して居るが、其の異なる點は、其の激痛が右背後より肩にかけて貫通する事と、胸部の右側より疼みが始まる事等であつて、發作後發熱する事があり、黃疸を併發する事等があり、胃痛とは趣を異にして居る。一般の患者は唯胸が痛いとて苦痛を訴へるので、鳩尾が張つて激痛を起す狀態が殆ど胃痙攣と同樣であるから多くは誤診されるのである。予も大正七年發作以來十一年間胃病で一貫し、胃病の投藥で反つて胃を惡くして胃疾患を起すに至つて居たのであつた。十二指腸ゾンゼ療法を十三回行つて退院した。坂口氏も同時に退院した。共に十二指腸ゾンゼ機を坂口博士の手に依つて購入し、後日の爲に備へとした。斯くて六年間餘り發作を忘れたが、其の後又々發作を起した。當時明治生命保險會社の事務取締役某氏が膽石病で、沼津市の須田醫

師の投藥で全治したが、それは時の總理大臣齋藤實子爵も同病で其の藥餌療法で治癒し、東京市内には多數同藥餌療法で快癒した者があるとて、其の實驗を聞かせてくれたので、直ちに同醫師の診斷を受けた。當時須田氏は七十二歳の高齡であつたが、頗る適確の診斷をされた。予の膽石病は石で無くして砂であることが氏の打診に依つて判定された。其の投藥一ケ月分を渡されて、排便の檢査をすれば必らず砂が出る、砂が出なくなれば疝痛は無くなると云はれた。而して其の與へられた藥は漢方の散藥で、或る漢書に依つて暗示を得、同患者に施用して實效を奏したので之を投藥して居るが、自分には未だ其の學理的說明をする事は出來ない、後日他の人々に依つて理論づけられるであらうと語られた。予は、一ケ月間繼續服藥檢便したが、須田醫師の云はれた通り二十二日間は砂が排出し、其の後は砂が出なくなつた。斯くして發作は又六年計り起らなかつた。其の後同病者に須田醫師を紹介したが、大抵は快癒して禮狀に接する事が多かつた。然るに昭和十三年春頃から復又發作を起した。須田氏は既に他界し、以前代診として須田醫院に居られた須田氏の令甥東秀二氏が其の後繼者として同所に診療に從事して居られた。予は同氏とは豫て知合で多數の患者を紹介し好結果を得て居るので、更に同氏診察の下に投藥を受け、五ケ月も繼續服藥して砂の排出する事もあり、又殆ど出なくなつた事もあつたが發作は止まないので、更に友人の敎で日本大學の敎授村島博士のモラールと稱する漢法藥を七ケ月も服藥したが、唯疼痛が輕くなる程度で、時々の發作は依然止まなかつた。又々西野博士の診察を受けて、十二指腸ゾンゼ法を繼續した。又昭和十五年春我が國に於て其の道の權威者として知られた前京都醫大病院內科醫長松尾巖博士の診察を受けた。同氏は頗る懇切に診察して、予の膽石病は同病中輕症に屬するもので、此の療法としてゾンゼ施用の外には目下他に然るべき療法は無いとて、それに關する同氏の著書を與へられた、尙發作時の應急注射藥をも指示された。同書を讀んで大に得る所があつた。後にも輕度の發作が時々あつて、松尾博士及び西野博士の診察を受けた。松尾博士は同病に關する其の後の著書を與へられ、西野博士は應急處置の方法を敎へられた。今は既に物故された東京市神田錦町の杉本胃腸病院長杉本東造博士の診察も受けたが、同氏も西野、松尾兩博士のそれと略ぼ同樣であつた、唯發作當時に於ける應急處置として少量の鎭靜藥で疝痛が止るなれば、發作當初に豫て松尾博士に由つて指示された鎭靜藥を注射する事で、それに依つて中毒を起す程の事はあるまいから、寧ろ疝痛發作により疲勞するより反つて效果的である、と指示された。爾來發作の當初に於て少量の鎭靜藥の注射で直ちに止痛するので、今では發作は餘り苦にならぬ樣になり、大に故

杉本博士に感謝して居る。斯くて病後は發作は起らなくなつて、健康狀態は病前よりも頗る良好で、讀書も執筆も餘り疲勞を覺へない樣になり喜んで居る。

本年の夏は稀に見る高溫にも拘はらず、家人の勸める避暑旅行を排し、家に在つて此の稿を草する事が出來、時々上京して會務に枉掌して居る。本年六月十二日より全國各府縣を六區域に分ちたる蠶種業者の地區別研究懇談會が催され、熊谷、靜岡、京都、山形等に出張した。七月に入つて豫め計畫した蠶種業改善策確立の爲、東京の事務所に於て屢々正副會長會、委員會、評議員會等を開催し、時に農林省關係官及び技術官、蠶業試驗場長、蠶絲統制株式會社關係當局等會同の下に、具體案を研究して成案を得、八月に入つて改善實行委員會を開き、續いて關係官廳及び統制會社に陳情した。八月八日は農相官邸の蠶品種協議會に出席した。八月十四日は、中央蠶絲會の開催せる關係各業團體主腦者及び主事の懇談會にも出席した。猶引續き蠶絲關係諸會合に出席する事が出來、健康を持續した。

其の後我が蠶絲業界は、時局關係に由る勞働力專用の爲、勞銀の昂騰を來して人夫の不足となり、飼育量の激減を來し、收繭量は本年春蠶期に漸く三千萬貫を保つに至つた。殊に夏期は、關東數府縣を除き一般に極度の旱魃にて、夏秋蠶の掃立は激減し、僅かに晩秋蠶に於て幾分の增加を見たけれども、其の數量は二千五六百萬貫を收穫したに止まつた。猶戰爭の爲に我が重要産業たる蠶絲業が、外貨獲得の役割から內地需要に轉化したので、聊か其の重要性を薄弱ならしめ、蠶絲業に對する國策の轉換を來すに至り、我が蠶絲業界は、非常な苦境に陷つた。我が全國蠶種業組合聯合會は、之が對應策の研究に頗る努力し、屢々諸會合を開催した。予は幸に健康であつたから、中央及び地方の諸會合に出席して其の衝に當つた。九月十八日養蠶、製絲、組合製絲、中央蠶絲會等の會長及び主事を我が會の事務室に招待し、之が對策を協議し、農林大臣と會見する事となつた。予は二十一日に長野、山梨に出張し、二十三日に歸京して、養蠶、製絲、組合製絲の聯合會々長、主事及び中央蠶絲會の主事等と共に農林大臣を其の官邸に訪問し、時局下蠶絲業に關する根本方針及び其の對策に就て懇談を遂げた。更に以上の關係諸團體主腦者會議を十月に開催して懇談を遂げ、其の後も引續き研究會に出席した。十月末より十一月に亘り蠶種業聯盟各會が全國六ケ所に開催された。予は關東（栃木縣西那須野）、四國、（愛媛縣松山）、東海六縣（三重縣宇治山田市）の三ケ所に出張して、全國蠶種業組合聯合會の時局對策方針と改善方策要項に就て說明講演をなし、了解を求めた。其の他東北聯

盟（山形市）、中部聯盟（富山市）九州聯盟（熊本市）へは副會長兩氏が出席して同樣說明された。

越えて十一月下旬には總會の爲の改善委員會、評議員會を開催し、十二月三日は本年度總會を蠶絲會館大ホールに開催した。時當に農業團體の整備問題が法案として來る可き貴衆兩議院に提出さるゝ事が內閣會議に於て決定し、蠶絲業團體の一翼たる養蠶團體が共の農業團體に投合さるゝ事となり、從來の蠶絲業團體の改組が必至な情勢になつたので、中央に於ては關係組織團體長會議及び主事會議が屢々繰返され、更に衆議院の翼贊會の蠶絲業委員會も開催されて論議されて居る最中であり、其の成行は各府縣の關係者に一大衝動を與へ、其の動向を我が總會に於て覗はるゝものとして、當日參集者は殆ど場內を充ち溢れ、傍聽席は超滿員の盛況であつた。斯くて我が總會は、豫定の如く凡て圓滿裡に原案を滿場一致で贊成通過せしめ、蠶絲局長の所感說明と、予の改組問題に對する希望聲明とにより、急速の改組を避けて最も愼重な研究を待つて行はふとの片鱗を知る事が出來、更に我が總會は、予の意見に同意し、其の善處方を會長に一任する事を滿場一致を以て決議した。斯くて無事會議を終了して散會し、同夜會長の招待會に參集せる會議員外各府縣關係官吏員を初め團體の役員等二百有餘名を算し、未曾有の盛會であつた。

翌昭和十八年一月に入りて、我が蠶絲業界は大變革を爲す可き時機に逢着し、爲に諸種の會合が屢々催され、蠶絲委員會、關係團體長會議等が開かれた。更に又、我が織維界の異變に伴ひ製絲業方面も、從來の機構を以てしては其の遂行が困難になつたので、井野農林大臣は、全國の主なる製絲、組合製絲、短織維等各業の重立たる者を二月六日官邸に招致し、是等業界を一團としての機構を整備し、以て事に當る可きことを勸告した。全國蠶種業團體長及び全國養蠶業組合團體長として予と福島氏とはオブザアバーとして參會した。製絲業方面は、事頗る急を要したので、斯く斯業者を召集したが、其の席上農林大臣は、現下の情勢が業個々分立しては到底此の時局に對處する事は困難であり、殊に其の主要資材たる石炭電力等の配給は最も難事である、故に重點的結合に依り、適當の措置を斷行するの外に道なきを詳述された。而して養蠶業は既に農業團體の一翼として包含され、蠶種業は別個に勘案す可きであると說明されたので、會衆共の意に贊同し、直ちに大臣指命の委員を設け、農林次官を會長として討議研究する事に決した。是より先、予は農林大臣を官邸に訪問し、蠶種業界の時局對應策に就て懇談した。卽ち蠶種業界を一元化して、蠶絲計畫生產の根本策樹立の緊要なる點を詳述して同意を得、其の方針を以て着々步を進めた。然るに製絲業者の委員會は小委員會を設け、更に

幹事會を設けて、原案作成に檢討を加へた。偶々製絲業者に於て蠶種の製造を兼營せる者が、業務其の儘を製絲業新設團體中に包含せんとするの議を立てたので、我が蠶種業組合聯合會は、急遽農林次官並に蠶絲關係農林當局を訪問し、其の非理なる旨を陳情し、更に新製絲會社創立委員會並に幹事會等に對し、其の不法なる由を陳述して諒解を求むる事に努力し、數次農林大臣に面陳して當初の趣旨貫徹に努力した。內に於ては評議員會竝に改善委員會を開催し、續いて全國蠶種業組合長會議を召集し、滿場一致を以て蠶種業全國一會社創立案を決議し、直ちに農林大臣を初め關係各方面に陳情し、猛烈なる運動を起した。然るに新製絲會社小委員會は遂に蠶種製造兼營を包含するの議を決するに至つたので、會長たる農林次官は蠶種問題を保留し、一月二十二日全國蠶種業組合聯合會幹部を招致して事の經過を告げ、蠶絲局長をして、事茲に到りたる以上は蠶種業も製絲業と共に蠶絲業製造會社に結合するを得ば將來の蠶絲對策上利便多きを以て斯くなさん事を望む旨慫慂された。そこで直ちに評議員會及び改善委員會を召集して審議した、其の結果左の希望事項を決議して、農林當局に陳情した。

記

希望事項

一　蠶絲製造新會社參加ニ付テハ爾後會社ノ設立委員並ニ創立發起人等ニ專業蠶種家ヲ加フルコト

二　會社事業トシテ蠶種製造ノ重要ナルコトヲ明定シ且役員構成ニ對シ專業蠶種業者ヨリ選出スルコト

三　會社ノ支拂フベキ共助金ハ蠶種業者就中蠶種共同施設組合ノ特殊性ヲ考慮シ昭和十七年蠶種製造割當ヲ基準トシ一瓦ニ付金參拾錢ノ割合ヲ下ラザル程度トセラレタキコト

四　共助金ハ成ルベク現金一時拂トシ製造實績少キモノニ對シテハ株式引受ヲ免除セラレタキコト

五　共助金ハ其本旨ニ則リ製造實績多キモノヲ遞減スルノ方針トスルコト

六　會社事業運營ニ際シ當分ノ間蠶種製造ノ現機構ニ急激ナル變更ヲ加フルコトナク既存設備ノ合理的活用ニ特ニ考慮セラレタキ事

七　蠶種共同施設組合ノ職員ニ對シ失業ノ不安動搖ヲ起サシメザル樣充分ナル措置ヲ講ゼラレタキコト

八　不參加共同施設組合ニ對シテハ合理的整備改善ヲ根本方針トシテ之ガ强化ニ努メ以テ蠶絲報國

ニ邁進シ得ル樣指導セラレタキ事

昭和十八年三月五日

全國蠶種業組合聯合會

會長　森　川　抱　次

農林大臣宛

此の會議に於て、群馬縣蠶種家は不參加を聲明し、長野縣は意見を留保して散會したが、九州、四國、中國等漸次蠶業衰退の關西各縣は參加、主たる養蠶地たる關東、東北各縣は不參加、長野、山梨は未定と云ふ情勢であつた。予は全國蠶種業組合聯合會の會長として、參加、不參加は何れも業者の賢明なる判定による自由意志に任す事とし、何れもの業者に不利を來さざる樣にして熱心に運動した。卽ち參加者に對しては、共助金の低減を來さゞる樣、不參加者に對しては、農林大臣の最初より聲明せる通り、差別的取扱を爲さゞる事を確守する事を強調した。

關東及び東北の各縣は聯盟を以て不參加を表明するに至つたが、農林當局の隱然慫慂する所に本づき、關東、東北も漸次參加に決し、山梨、長野も又參加を決定した。然し長野縣に於ては龍水社、普

及社、高水社の三社は、當初よりの主張に本づき不參加を斷行する事となり、他は全部參加する事となつた。

茲に於て、日本蠶絲製造會社は、四月二十六日午前九時、發起人會を開催し、卽日更に午前十時半創立總會を開いて設立を確定し、日本蠶絲業の大同團結を見るに至つた。追つて蠶絲業各團體も法制の改廢に依り整備される事となつた　然るに會社主腦部の專斷的行爲は內部紛爭となり、更に共助金問題の錯誤等から問題を勃發し、一時は解散の餘儀なきに至るのではないかと危まれたが、農林省當局の熱誠なる盡力に依り漸く難局を立直し最高取締役會長の選任機構變改等を行て繼續する事と爲つた。然し、製絲業方面に數人及び蠶種方面に對し、養蠶家の要求に基く、關東、東北及び長野、靜岡等の今後猶發展し往く蠶業地の蠶種製造家の脫退者を出したるは實際的地方事情に卽したる事として餘儀なき事であつた。（昭和十八年七月三十日稿）

十一　社會事業

青少年に對する矯風運動

予は、青年時代に於て、我が國に社會改良事業の重要なる事と其の急務なることを痛感し、且つ之を青年層に始むるの最も效果的なるを認めた。而して先づ公娼廢止運動を始めた。此の事は既に『青年時代』の條に記述した。續て地方青年の風紀改善の爲に盡力した。當時予の地方の青年間には『若い衆』と稱する團體が町村毎にあつて、男子で十五歳より二十五歳迄の者は必らず加入するの義務あり、此の團體は村の祭典、娯樂、婚姻等の行事に於ける中心團體で、世話人と稱する少數の幹部があり、それには然るべき家柄の者が成ると云ふ慣例であつた。其の命令は頗る嚴重で、一般若衆は絶對服從を强要された。新加入者は古參者に對して頭が上らなかつた。彼等の甚しき弊習は飲酒と妓樓遊びで、附合と稱し若衆全體が强制的に參加せられる事になつて居た。若しそれを拒めば交際を絶たれると云ふ强行處分に附されるので、嫌でも追從しなければならなかつた。然うして飲酒と遊蕩を習ふ事となつた。又、婚禮の場合に、若し其の婚家が不人氣の家であれば、種々の制裁を受けるので、若衆に對しては頗る鄭重なる取扱と饗應をせねばならぬのであつた。予は青年時代に此の若衆仲間に加入したが、まだ小學生時代の事でもあり、予の家が役人の家柄でもあつたから、何かと特免せられた事は幸ひであつた　斯した青年等の風習は、予の地方に在つては明治二十年頃迄存續された。尙夜遊びは農村の青年等の常習であつて、爲に男女間の風紀は紊亂し、脫落や情死等も少なくなかつた。是等の惡習の矯正は、他日青年會の組織に依つて漸次改善される事になつたが、予は自分の町の青年會から漸次近接町村の青年會の改善にと力を注ぎ、冠婚葬祭の行事の改善にも盡力した。予が三十歳位迄の間家事に働く外は、全力を是等の事に注いだ。

少數同胞に對する差別觀念の撤廢

古來何れの國に於ても勞働を卑しむ風があり、貴族其の他支配階級の人は働かぬ者で、多數の使用人を有つ事が彼等の特權であり誇りであるとされて居た。故に一般勞役は階級の下の者が爲すと云ふ觀念があり、特に我が國には汚穢の思想が强く、血に觸れる事と屍體に觸れる事とは最も穢れ多き事と思はれて居たから、葬儀に關する事を忌む風習が一般に多かつた。婦人に對しては婦人病を血の病と稱し、月經も穢れと考へられた。爲に婦人は寺院の淨地に入る事を許さなかつた。それは佛教の誤

れる觀念より來たもので、從つて血に觸れる職業を卑賤視した。佛教渡來後は肉食するを穢れ多き事として甚しく忌む習慣があり、肉食妻帶は僧侶の戒律の最大なるものとされた。故に肉を扱ふ職業者は人里を離れて住居する事となつた。又、機織の器具の製作に從事する者も卑賤視された。それは最初に機織の職工が朝鮮、支那より渡來した關係で、外國人を卑賤視する觀念から來たものである。甚しきは演劇の俳優も、河原者、坂の者として蔑視された。それは初め京都の加茂河原に假舞臺を作つて興行したので河原者と稱し、清水坂や五條坂邊の見世物小屋で興行した者を坂の者と呼んだので、從つて一般に俳優や、見世物業者は賤民として扱はれた。又、極貧者で年貢賦役の義務を果す事の出來ない者を非人として扱つた。然し當時是等の賤民が一旦其の業務を離脫するに於ては、普通人に伍して少しも別人扱さるべきではなかつた。然るに德川幕府は、德川家擁護の政策上、人間の身分を士農工商の段階に限定し、嚴格なる階級制度を確立し、其の下に賤民階級を置き殆ど釘付的に取扱ふ事にしたので、以前の如く其の業務から離脫しても、一旦其の內に在つた者は普通人に還元する事は出來なくなり、三百年間賤民として別物扱にされ非法暴戾なる處置を受け、一般人との緣組は勿論、交際すらも出來ず、卑賤視觀念の下に犬畜生に均しき非人道的取扱を受けて來たのであつた。明治天皇

御卽位後、明治元年五個條の御誓文を天下に御宣布遊ばされ、更に昭和四年八月賤民階級の稱呼を撤廢し、總ての臣民を平等に解放された事は難有い事であつた。然し一般人は、元の賤民階級を新平民と稱して其の後も猶依然別者扱にし、事實上士農工商の融合した如くには扱はれず、甚しきは小學兒童並に消防組等に於ても差別扱をされた。官廳から屢々其等の惡風を矯正する樣に布告されても、弊習は容易に改まらなかつた。予は青年時代より其の非法を痛感し、是等差別觀念の排除と平等的取扱を主張し、其の實行に努力した。然るに大正十年の春より近畿地方に於て是等同胞の先覺者に由つて、卑賤視觀念排除の所謂水平運動が勃發して水平社の創立となり、京都市岡崎公會堂に於て全國水平社創立大會が大正十二年三月三日に催され、三府二十縣の有志者の會合となり、殆ど全國的に燎原の火の如く波及し、各地に其の運動が起つた。我が群馬縣に於ても關東水平社が結成され、各地方に盛んに運動が開始され、其の運動方法として差別事象を糺彈する猛烈な事件が到處に起つた。縣下に起つた事件の重なるものは、大正十二年三月中群馬郡烏淵村役場吏員が差別言辭を弄したる爲、襲擊された事件があつた。又同年六月群馬郡の各地方に起れる糺彈事件に依り毆打、暴行の犯罪者を出し、是等關係人の區裁判所の召喚に由る檢擧留置者釋放運動が激發し、それが因を爲し遂に縣下各地の水平社

同人三百有餘名が高崎公園に集合して示威運動を起し、高崎區裁判所構内に殺到する高崎區裁判所襲撃事件迄も起つた。各地に於ける水平社の差別事象糺彈運動が頗る猛烈を極めた爲、一般民衆の恐怖となり激昂となり、其の極大正の不祥事と稱せられた縣下新田郡世良田村水平社部落の襲撃事件が勃發し、大正十二年十二月十七日夜、一般大衆約一千名が水平社員の部落十三戸を包圍破壞し、家具を燒棄し、八名の負傷者を出した。當時予は縣會議長の職に在つたので、此の事件の關係處置に就ては、其の衝に當つて大に努力した一人である。此の外、所在に起つた紛擾事件に就ても和解に盡力したものである。

大正十三年二月全國融和聯盟會が結成され、同十四年三月には貴衆兩院に部落問題に對する質問並に建議案の提出等が續出し、漸く此の問題に對する天下の耳目を聳動するに至つた。大正十五年一月、我が群馬縣に於ても融和會が創立せられ、予も理事に選任された。續いて縣下數郡市を結合して、地方支部を設けた。佐波、勢多兩郡及び前橋市を一區域として中央支部を置き、予が支部長に選ばれて就任した。予は、此の問題の根本解決は、一般民衆の長年間に涉り馴致された誤れる觀念を打破する一大教育運動に存する事を信じ、先づ管内の一般青年及び少數同胞間の青年を驅つて團體を結

成せしめ、演說會、懇談會等を開催し、自ら出席して其の衝に當り、先づ男女青年に呼びかけ、次で一般人の啓蒙に力を注いだ。時々中央より斯界の名士を聘して特別講習會及び講演會を開催して專ら運動戰士の養成に當つた。猶、少數同胞の生活改善にも意を用ひて頗る效果があつた。中央融和事業大會にも委員として毎回出席し、平素の主張を高唱した。昭和五年には、縣知事及び中央融和事業協會長より、融和事業功勞者として表彰され、感謝狀及び記念品を贈與された。續いて關係各市町村より此の事業に對する運動費の補助金を得、群馬縣融和會よりの助成金と併せ毎年此の運動を繼續した。任期滿了毎に再選されて、其の任務を繼續し、是に關する中央の大會には毎會委員として出席した。縣下に於て時々難問題に逢着したが、融和會理事たる同志の友人小泉信太郎氏と共に挺身奔走して、之が解決を爲した。

昭和十六年九月群馬縣融和會は、中央に於ける組織變更と共に改組されて、群馬縣同和奉公會となり、予は理事として就任し、從つて支部も其の組織を變更し役員改選の結果支部長として重任した。斯した運動の結果最早、差別事件を起す樣な事はなくなつたが、眞の理解は前途猶遼遠である。予の家には、早くより少數同胞の青年を寄食せしめて、教養を施した者も少なく無かつた。現在出征兵士

の內にも二三名あつて、其の一人の如きは成績頗る優秀で、陸軍歩兵軍曹に昇進して居る。予は猶殘る生涯に於ても極力此の事業に奉仕する覺悟である。

廢娼運動

縣會の廢娼決議、知事の廢娼斷行の縣令、廢娼無期延期の發令、縣會解散等幾多の大波瀾を經て、遂に明治二十六年十二月限全縣の廢娼が決行された事は『青年時代』の條に記した通りで、今を距る五十餘年、實に全國廢娼の魁であつた。其の間予等同志を以て結成せる上毛青年聯合會は、明治二十三年三月時の元老院に廢娼要望の建白書を提出し、同時に中央及び地方に於て輿論の喚起に力めた。斯る情勢に刺戟せられて中央地方共に一大衝動を起し、東京に於ては有志の會合が屢々催され、演說會も連續的に開會せられ、地方に在ては、宮城、山梨、高知、愛媛、神奈川等の縣會に於て廢娼建議案の提出を見るに至つた。

明治三十三年より翌年にかけては、日本救世軍の自由廢業運動があり、續いて二六新報社の大活動と共に天下を擧げて一大問題となるに至つて、官權も遂に之を認むるに至り、遊廓側の暴擧は反つて多數の自由廢業者を起す事となり、殆ど策の施すべき餘地なき有樣であつた。斯る狀態であつたが、廢娼運動の統一機關がなかつた。予は、明治四十三年の末に、山室軍平氏と諮り中樞機關の創設を企圖し、相携へて先づ島田三郎先生を訪問し、其の趣旨を述べた所、氏は頗る熱心に贊成された。次で當時滿洲より歸朝された益富政助氏を訪問し、其の主幹者としての衝に當られん事を懇請して、內諾を得た。更に江原素六先生を訪問し、是亦贊意を表された。其の後山室氏は各方面に運動し、其の結果遂に明治四十四年五月二十四日神田基督教青年會館に於て、江原素六氏を創立委員長として盛大な發會式を擧行し、之を廓清會と命名するに至つた。斯して全國的の廢娼運動の中樞機關は出來上つたのであつた。會長以下諸役員の顏振は左の通りであつた。

會長　島田三郎氏　　矢島揖子氏

副會長　安部磯雄氏　同

理事　益富政助氏　理事　島貫兵太夫氏　理事　矢吹幸太郎氏

理事　山田彌十郎氏　理事　小崎千代氏　會計　山本邦之助氏

益富氏は常務理事となり、爾後三四年間主として活動された。救世軍より矢吹、山田の二氏を理事

に出したのを見ても、救世軍が如何に此の問題を重視したかを知る事が出來る。

是より先、明治三十六年三月大阪市天王寺區に開催された全國勸業博覽會に、予は新聞社長として出張したが、偶々大阪毎日新聞の風俗記者某氏と會談し、大阪の私娼窟の詳細を聞く事が出來た。其の内最も盛んなるは昔時から有名なる魔窟で長町裏と稱したが、予等は、今の灘波新地（公娼遊廓）裏の其の貧民窟の一廓を探檢する事となつた。恰も好し救世軍の灘波小隊が其の附近に在つたので、予は直ちに同小隊を訪問し、其の小隊長大尉伊藤富士雄氏は豫て知己であつたから、其の次第を告げて二三日滯在させて貰ひ、其の探檢に同行を求めた。同氏も事の詳細を予より聽いて驚かれた。然し乍ら當時は博覽會開期中のことで、大阪市内の各警察署が嚴重に警戒して居たから、其の實狀を探檢する事はなか〳〵困難であつた。業者側も亦頗る警戒を嚴重にし、其の魔窟内の辻々には見張番を置いて、警官らしき者の見ゆる時は一種の合圖に依つて、路傍に客引をする娼婦は全く影を隱すのであつた。然した次第で予等が通常の姿を以てしては、到底其の魔窟に歩を入るゝ事は出來なかつた。然るに伊藤大尉は元高等レンズ製作の職工出身であつたから職工風に變裝して遂に其の實況を探檢する事に成功し、其の慘狀を親しく視察して全く驚いた。同氏は其の後も深く探檢して大に感奮し、遂に本營に自由廢業運動を志願して、婦人救濟係の專任者に任命されて敢闘し、數回の暴行被害に屢々死地に陷つたにも屈せず、十一年三ケ月奉仕して一千百八十七人の娼婦を取扱ひ、九百八十七人を救濟し、別に三百八十七人の爲に身の振方をつけてやり、憐むべき姉妹等の爲に奮闘した。氏は其の犧牲的運動の爲に蒙つた傷害か因を爲して病を得壯年にして昇天した。予は、伊藤氏を想うて哀悼の情を禁ずることが出來ない。それは後日の事であるが、予も又、灘波新地裏に散在する夥しい私娼窟の驚くべき醜態を見て、公娼が如何に私娼を增加させて居るか其の實狀を確かめ、今更乍ら痛歎に堪へなかつた。無知の姉妹等が彼等人買の手に誘拐せられ、悲慘なる地獄の生活に呻吟する實狀を認識せしめられ、廢娼運動に精進すべき決意を新たにした。

其の後、予は屢々中央並に地方の演說會に出席した。大正十三年、中央社會事業協會は、半官半民の賣淫制度研究會を起し、民間では廓清會の松宮彌平、伊藤秀吉、森川抱次、婦人矯風會の守屋東、久布白落實、主人側より窪田靜太郎、松井茂、委員長に栗本庸勝、內務省の湯淺保護課長、宮田勞働課長、衞生局の氏原技師、司法省の泉二刑事局長等で、數次の研究會の結果、氏原技師の反對の外殆ど公娼廢止に意見の一致を見、大正十五年七月同會に報告し、社會事業協會は理事會を開いて之を承

認し、内務大臣に建議した。

當時一般の社會は、公娼廢止が花柳病を蔓延せしむるとの謬見に捉はれて居た、殊に公娼存置論者は之が唯一の主張であつた。予は、全國に於ける壯丁檢査の上に現はれたる花柳病の實情と公娼廢止後の群馬縣のそれとの比較對照に依つて、公娼を廢止せる群馬縣が遙かに成績優良なる事を知り、全國廢娼聯盟より刊行せる『群馬縣と公娼問題』と題する小冊子に於て『其の證據を提供した。』予は各地の演説會の招きに應じて、其の問題を講演した。大阪中之島公會堂に於て林龍太郎氏主催の下に、林歌子、久布白落實、益富政助等の諸氏と共に出演し、續いて敦賀、福井、金澤、富山、新潟の各都市の演説會に出席高唱した。更に昭和二年十月には廓清會の村上雄策氏と相携へて、盛岡市の演説會を振出しに、北海道に赴き小樽、旭川、札幌等に於て晝夜二回宛演説した。更に久布白、伊藤兩氏と共に、長野縣下に出張した。松本市の演説會は頗る盛會で聽衆八百餘名、公娼業者等の寄越した多數の暴漢が場内の中央に占居し、予の演説に對して頗る猛烈に妨碍した。遂に警察官に由つて檢束者數名を出す程の騒擾となつたが、予は最後迄其の事實を語つて聽衆に感銘を與へた。最後の久布白女史の演説は、流石に婦人であつたからか靜聽した。此の演説會は、業者の妨碍に依つて反つて好き印象を一般聽衆に與へた。續いて長野、上田兩市の演説會も成功であつた。それから再び新潟に赴き、高田の演説會に出席し、千葉、東京、其の他の地方の演説會にも出席した。更に埼玉縣に於ける廢娼運動に參加し、屢々出張した。其の頃埼玉縣會議長であつた出井兵吉氏と共に長野市城山館の演説會に出席し、頗る多數の聽衆を得た。

昭和三年十二月、埼玉縣會は遂に全會一致の決議により廢娼案を可決し、續いて本庄、深谷兩町に於ける貸座敷業は全廢せられて、埼玉縣は廢娼縣として群馬縣に次ぐ第二陣に突進した。

大正十二年十一月、廓清會會長島田三郎氏は、各方面に巨大なる足跡を殘して昇天された。日本廢娼の先覺者にして、我群馬縣に於ける廢娼戰の當初より予等青年と伍し、始終此の運動を翼けて遂に成功に至らしめ、延いて全國の廢娼論を喚起するに至らしめた、其の功績は實に偉大なるものであつた。我が政界の巨人、清廉高邁にして辯論の雄者、筆陣の驍將、殆ど再び得る能はざる大人物、實に一世の師表として仰ぎ見る可き巨星であつた。予の如き屢々高教を辱ふし、進路の指導を受くる事が最も多かつた。深く其の德を感謝して居る。

島田會長昇天後、廓清會は其の陣容を新たにし、安部副會長を理事長に推し、理事に山室軍平、益

富政助、高島米峰、松宮彌平、內ヶ崎作三郎、油谷治郎七、三輪田元道、久布白落實諸氏、常任理事に伊藤秀吉氏、名譽會員に湯淺治郎、宮川經輝兩氏、評議員に市川源三氏外四十一名を推薦した。予も其の內に加へられた。主事に村上雄策氏を選任し、群馬縣外二十六府縣に支部を設置した。斯て陣容は全く整備された。

大正十五年四月十八日、廓清會群馬支部總會に於て役員の滿期改選に際し、前支部長德江氏は顧問に推薦され、予は支部長に、高橋駒次郎氏は副支部長に擧げられた。

大正十五年六月、廓清會と基督敎婦人矯風會の二大潮流が共同して、別に廢娼聯盟を起す事となつた。是より廢娼運動は軌道に乘つて一段の發展を遂げ、中央並に地方の議會に對する運動は、頗る活潑なる情勢を見る樣になつた。玆に於て內務省當局も殆ど廢娼主義に傾き、續々其の方面の動きを公にするに至つた。每會の廢娼大會は頗る活況を呈し來り、爲に公娼業者は大恐慌を來し、寧ろ事前に退路(卽進路)を見出すの策の得たるを思ひ、廢娼派側との懇談的協議に由つて其の方途を求めんとするの情勢を示すに至り、全國的廢娼實現は最早時の問題と豫想せらるゝ迄に押し進められた。當時予は、屢々公娼業者委員との折衝會に出席した。

地方縣會に於ても廢娼聯盟委員の熱烈なる運動の結果、旣述の如く埼玉縣を第二陣として續々廢娼決議を見るに至つた。廢娼縣になつたものは現在迄に、群馬、埼玉、秋田、靑森、茨城、富山、三重、鳥取、德島、香川、愛媛、宮崎、長崎、石川の十四縣で、廢娼決議を爲して未だ實施に至らぬものは岩手、宮城、福島、神奈川、山梨、長野、新潟、福井、岡山、滋賀、高知、鹿兒島、沖繩、廣島、島根の十五縣である。然るに滿洲事變より支那事變、更に大東亞戰爭の勃發により、世は成る可く摩擦を起す事を避けると云ふ觀念より、官民共に鳴を鎭めて居る爲に、公娼廢止運動も一時停頓の狀態になつて居る事は餘儀なき次第である。

養老事業

人生の最も悲慘な問題は、老いて扶養者を有たず、賴り得る親戚緣者もなく、其の日の生活の資に事缺くと云ふ事で、然うした人程氣の毒な者はない。彼等の前途は暗黑で、其の精神的苦痛は到底想像の外である。彼等の多くは病弱者となり、自活の力さへ失ひ、遂には行詰つて自殺する者さへも生ずるのである。彼等も壯年時代には、大なり小なり國家社會の爲に奉仕した功勞者である。それが一旦

自然の環境に押し流さるゝや、老衰して遂には破滅の境涯に沈淪したのである。斯る人々は國家が扶養す可き筈であると思はれるが、我が國には特志家の事業が有る計りで國家としての設備がない。故に彼等の或る者は、流浪して乞食の群に投するのであるが、世が不景氣になれば其の生計は容易でないと思はれる。明治三十二三年頃は、我が前橋市内に老年者の乞食する者が多くあつた。前橋の上毛孤兒院の創立者宮内文作翁は、惻隱の情深き人にして之を見過す事能はず、遂に市の南端田中町に裏長屋の一戸を賃借して然うした人々を收容し、衣食を割いて扶養した。一人は二人となり、又三人となつた。遂に時の救世軍前橋小隊長高城丑五郎氏に助力を求め、兩者協力して同情者の寄附を仰いで之を支へ、追々扶養者の人數も增加したが、少しでも働ける者には自活の道を與へ不足を補給する事とした。斯くて明治三十六年二月十六日前橋養老院を創立し、宮内翁が直接其の衝に當り、高城氏は之を助けた。然るに宮内翁は不幸にして病に仆れ、高城氏も又轉任して前橋を去つたので、翁は、醫師後藤源九郎氏に助力を乞うた。後藤氏は、前橋教會古參の信徒で、よく翁の精神を理解する人であつた。そこで、高崎教會の舊信なる信徒で當時前橋に居住した田中耕太郎氏が、翁に代つて實務を見る事になつた。ところが、後藤氏は幾許もなくして永眠し、翁も又臨終の日近きを知り、深く前途を

憂慮し、予に援を求めて後事を托された。予は之に應じて田中氏に助勢する事を快諾した所、翁は大に喜び安心して、遂に明治四十二年十月七日七十六歲を以て安らかに昇天された。同年九月十五日より田中氏が事業を繼承して募金運動に從事した。賛助者は宮内翁の懇親者が多く、初めの内は繼續したが、後追々減少する樣になり、田中氏自身の生活も餘り豐かでなかつたから頗る苦境に陷つた。當時予は多忙の身であり、前橋に常住して居なかつたので、常に事を見ることが出來なかつたが、時に直接募金の衝に當る事もあり、時には紹介狀を田中氏に與へて之を助け、或は自己の嚢中より之を助勢した。遂に大正二年の始、田中氏は辭職を予に申出でたが、氏の實狀に同情しては之を承諾するの外なかつた　然し予自身が直接之に當る事が出來なかつたので、其の頃前橋育兒院を主管して居た親戚の藤井萬喜太氏に、切迫せる事情を訴へ暫時經營を引受けて貰つた。時は大正二年七月一日であつた。斯して予は、後繼者を得る事に奔走したが、容易に其の人が見出されないので當惑した。

此の時に當り、不圖予の眼についた一青年があつた。それは全く神樣の御告といふべきであつた。予は、當時前橋市榎町に居住して製菓業を營んで居た救世軍の同信者、曾て橫須賀海兵團兵曹たりし青年田邊熊藏氏の爲人に嘱望し、一日氏を其の店舖に訪問して、誰でもやれる斯る商賣に一生を打込

むよりも、敗殘困憊如何共爲る能はざる幾多の老父母を救濟扶養する事の如何に貴きか、而もそれは神樣が君に與へた眞に聖なる使命である事を說いて、前橋養老院の主管者となる事を懇請した。氏は予が突然の勸說に一時は頗る驚いた樣であつたが、愛の信仰に燃えて居た氏は、其の後予が數度の勸說に、遂に意を決して一旦開いた店舖を閉鎖して、之を引受けてくれた。予は、漸く愁眉を開いた。斯て藤井氏より一切の引繼を了し、青年養老院長田邊熊藏氏が彌々新發足をしたのは、實に大正四年一月一日であつた。同七年市內芳町に新たに敷地を求め、困難を排して初めて院舍の建築をした、時に收容老者十名であつた。

由來養老の事業は、凡ての社會事業中最も困難にして、孤兒院、少年感化事業、免囚保護、或は失業者救濟等とは全く其の性質を異にし、諸他の保護救濟事業に於ては將來に光明を約束するものであるが、之は其の被保護者を能く扶養し、其の終局は墓場に送る事である。而して斯る老人の多數は世の冷遇を受けて來たので、世を呪ふ者が多く、保護者の親切をさへ反つて誤解して仇に思ふが如き者もあつて、其の前途は希望薄く甚だ明朗を缺けるものである。當時予は前橋に居る事が少なかつたので、前橋市本町在住の親屬醫師柴田淸策氏に田邊氏の後援を依囑した。其の後田邊氏は、此の事業に最も適應した慈愛心に富める配耦者を與へられ、其の事業は頗る苦難の年月を經て、田邊氏夫妻の熱誠と同情者等の援助と相俟つて追々に整備され、其の筋より屢々御下賜金、補助金、助成金等交附の特典を與へられ、現在の前橋養老院を完成するに至つたのである。前關係者田中耕太郎氏は、其の後大正十五年一月二十日尼崎市の念息の寓居に於て七十三歲で昇天され、藤井萬喜太氏も昭和十五年三月三十一日東京市に於て令息の寓に六十九歲で永眠された。

廓淸會群馬支部の結成

中央に於ける廓淸會の創立後、各地に其の支部を結成して事業の運行を資けた。本縣に於ても、明治四十五年一月十三日前橋の臨江閣に於て發會式を擧行し、德江亥之助氏が支部長に推され、予は幹事長に選ばれた。斯く中央と地方と相呼應して公娼廢止と風紀の改善刷新に全力を注いだ。群馬支部は春秋二期に總會を開き、中央より名士を聘して演說會を開催した。時としては基督敎婦人矯風會上州部會其の他の社會事業團體と相提携して運動した。本縣に於ては、特に藝妓酌婦の取締勵行及び風敎に關する改善問題に對して、屢々當局に進言陳情等を爲し、又廢娼縣としての諸種の調査と、風紀

の維持並に酌婦數の制限等に力を盡し、他方中央の公娼廢止運動に協力した。大正十五年四月總會に於て役員改選の結果、德江氏は顧問に推擧され、予は支部長に擧げられた。其の後、群馬純潔同盟の結成により事業は殆ど共同の形になつて進行して居る。

群馬純潔同盟

昭和五年五月三日、前橋の臨江閣に開催せる廓清會群馬支部總會の席上に於て『現下我が國男女間の道德頗る紊れ、國家民族の前途深憂に堪へざるものあり、宣しく純潔貞操の思想を社會一般に普及徹底せしむる倫理敎化の運動を起すべし』殊に三十餘年前全國に率先して公娼廢止を斷行し、範を天下に示せる本縣の識者は、其の責任の重きを痛感し、廓清會群馬支部が生みの親となつて『群馬純潔同盟』を組織し、社會純潔化の大目的の達成を圖る可しとの議が提起され、滿場一致の贊同に依り、直ちに出席者一同を會員として規約を議定し、予は推されて理事長となり、戶谷清一郎氏を主事として運動を開始する事となつた。同六年四月十五日前橋市北曲輪町に事務所を設置し、五月十六日發會式を同市群馬會館に擧行した。知事、學務部長、縣會議長、前橋市長、廢娼聯盟委員長等の祝辭が述べられ、早大敎授帆足理一郎氏の『性的純潔の理想』と題する講演があり、頗る盛會であつた。事業として春秋二期に總會を開き、中央より名士を聘して演說會を催し、其の趣旨の宣傳に力め、又縣下各地に普ねく出張巡回講演會を開き、特に男女青年に對して純潔思想の培養を圖る事とした。縣よりは補助金を交附され、廢娼聯盟（後純潔協會と改稱）、群馬縣社會事業協會、群馬縣敎化事業聯合會等より助成金を與へられ、會費の外特に縣下同志中の有志者より毎月定額の贊助金を得て事業を敢行した。又時々印刷物を刊行配付して趣旨の徹底を資けた。

昭和八年突如として本縣下にダンスホール新設の運動が起つた。先づ伊香保町に之が設置を企圖し、縣に許可を申請したので、本同盟が主唱となつて排擊運動を起し、縣下敎育敎化二十七團體が設置反對を決議して聲明書を發表し、一面縣當局に面陳し、他面伊香保町長、町會議員、溫泉組合長及び旅館營業者等に勸告狀を送つて反省を促し、更に縣下有識者及び青年團等に對し、飛檄して輿論の振起に努め、極力設置許可の阻止に努め、遂に其の目的を貫徹し、縣當局をして不許可の聲明を爲すに至らしめた。

昭和九年四月十三日、秋期陸軍特別大演習が北關東の地に擧行され、畏くも　天皇陛下が親しく御

統監遊ばされ、聖駕前橋市に御駐輦の御豫定の由拜承したるを以て、此の際風紀取締を勵行し、之が肅正に鋭意盡力せられたき意見書を縣知事に提出した。尙、同八年十一月八日に開催せる縣社會事業大會に淪落の婦人を保護救濟すべき機關を各地方に設置す可き建議案を提出し、滿場一致の贊同を得て縣知事に進言した。十年十月三十日、婦人身賣防止施設に關し、陳情書を君島知事に提出して其の實現を要望した。同十二年十二月六日各友會團體と協力して性病豫防撲滅に關する根本策の樹立、競馬會に對する取締の勵行、未成年者禁酒禁煙法の勵行、公的會合に酒を用ひざる事の斷行等を進言した。

同十四年三月一日土屋知事に對し、時局下大に憂ふ可き社會事象につき七項に涉る重要進言を爲した。同十五年十一月五日、警察當局に對し享樂禁令を全然解放する事の不可を進言した。斯く內は縣當局に對し隨時陳情進言を怠らざると共に、外は昭和九年以來、全國敎化聯合大會、全國社會事業大會、社會事業研究發表會、純潔運動全國協議會等中央に於ける諸會に、予及び戶谷主事を初め、宮前、大澤、田邊、藤卷、石坂、武內諸幹部毎會力めて出席、純潔精神普及徹底及び靑少年風敎問題に關する提案を爲し、其の都度概ね適切なる議決を見、好結果を收め得た。

昭和七年より每年一回年報を發行し、更に同十一年六月より每月一回「群馬純潔同盟月報」(謄寫刷)を發行して會員に配付したが、之を廢し十三年七月より新たに機關紙『純潔』を每月一回一千部(第三種認可)發行し、會員は勿論、各官廳、中等學校、其の他廣く關係方面に配付し、會の主張貫徹に資けた。每年縣敎化事業聯合會、縣社會事業協會、群馬興國禁酒會、基督敎婦人矯風會上州部會及び廓淸會群馬支部等の共同主催の講習會を開催して、指導者の養成に努めた。昭和十七年六月、時局國策に順應して機關紙『純潔』を廢刊し、各方面より非常に惜まれて居る。併し純潔運動は、本質上永久的のものであり、且つ時局下に於て特に緊要なる事業であるから、益々奮鬪努力を要望されて居る。

上毛孤兒院

明治二十四年十月二十八日、美濃、尾張を中心として突如大震災が起つた。其の地方は深刻劇甚なる災害を蒙り、多數の死傷者を生じ、中には父母を失ひ路頭に迷ふ孤兒も尠なくなかつた。一夜、前橋市桑町旅館住吉屋に宿泊した旅客の實見談を聽いた同館主宮內文作翁は、豫て同情心に富んだ篤信

の基督教徒であつたから、其の談話を聞き棄つる事能はず、せめては其の中の幾人かでも助ける事は出來ないものかと日夜考へ續けた、時に恰も熱心な青年信徒で宣教師の秘書をして前橋に居た金子尚雄氏を見込んで相談した所、同氏も深く之に共鳴したので、茲に協力して孤兒救濟の事業を起す事となり、地方の有志に訴へて救濟資金を募集し、直ちに災害地方に赴き、取敢ず數名の兒童を連れ歸つて養育する事にした。金子氏は、岡山孤兒院に石井十次氏を訪問し、親しく其の實際を見學して歸り、前橋市岩神町に一屋を借受けて事業を開始し、之を上毛孤兒院と稱した。時は當に明治二十五年六月三十日であつた。主として金子氏が經營教養の衝に當る事になつた。然し金子氏は當時尚獨身者であつたから、父は有つても母が無い樣な有樣であつたが、幸にも同好の婦人矢野かつ子女史を迎へる事が出來て、一應家庭は出來上り、夫婦協力して事業に邁進する事となつた。

當時、世は未だ斯した救濟事業に對して理解を有つ者が少なく、寄附の募集も頗る困難であつた。予は當時公娼廢止運動で、金子氏とは親近の間柄であり、宮內翁とも相識の關係があつたので、地方人を勸誘して聊か此の事業の爲に助力した。然るに好事魔多しの諺に洩れず、創業したばかりの孤兒院に一大不幸が突發した。それは院母かつ子夫人が翌二十六年十二月永眠した事である。所が幸にも更に好適の後繼者を與へられ、二十七年六月伊藤おなじ子姉を迎へる事が出來た。當時予の地方の農家に於ては、金錢の收入が乏しく、現金を出す事が甚だ難かしかつたので、予は秋の收穫の際米の寄附をする事の容易である事に氣付き、孤兒院をして施米袋を小學校生徒に托して各農家に配付せしめ、それに仍つて寄附米を募集した。其の成績は頗る良好であつた。後に之が各地方に行はれて、大に院兒飯米の用に資する事が出來たのは喜ばしかつた。予は又、各地方の音樂會、映畫會等の催しにも手傳つて資金募集に助力した。其の後院の事業は益々整備して來た。院主宮內翁逝いて、金子氏が其の後を襲ひ、愈々院の基礎を固くした。昭和十五年九月四日金子氏は病を得て永眠され、藤卷新助氏が推されて第三代の院長となり、昭和十六年九月「上毛愛隣社」と改稱すると共に更に陣容を强化し、附屬前橋幼兒園と共に事業は益々堅實に進展して居る。

群馬學院

群馬學院は少年教護法第八條に因る所謂不良兒童を收容して之を教養し、知識技能を授け其の資質の改善向上を圖り、日常生活の訓練指導をなし、將來有爲の國民たらしむるを目的とする機關であ

る。本院は素と、明治四十一年十月一日本縣に感化法施行せられ、前橋市天川原松竹院住職明峯榮泉氏の經營せる明峯學院を、群馬縣代用感化院に指定開院したるに始まる。最初院生は唯一名であつた。明治四十三年十二月に明峯學院の代用を解き、市内岩神町に縣立群馬學園を創設し、澤口鳶五郎氏が院長に就任して其の事業を繼承した。大正二年四月縣立群馬學園を廢止し、再び明峯榮泉氏の經營に歸して代用感化院とした。當時院生は追々增加して二十名となつた。茲に於て、赤城山麓勢多郡富士見村に分院を設けて造林農業の實習を行つた。大正十年四月には天川町沼尻に移轉して赤城山麓の分院を廢止した。大正十一年三月明峯氏引退し、其の徒弟金井智見氏之に代り、代用感化院群馬學院と改稱して是を經營し、院生は二十五名となつた。大正十四年十二月には縣立群馬學院を創設し、天川町二子山に隣れる地を相し、院舍を新築して移轉した。當時院生二十九名であつた。昭和二年六月に金井氏が院長に昇任した。昭和四年二月金井氏が退任して、群馬縣社會課長稻田周一氏が院長事務取扱となつたが、翌月稻田氏は退任し、近藤基平氏が院長に就任し、昭和九年十月少年教護法實施に依り、少年教護院群馬學院となつた。昭和十三年十月創立三十周年記念式を擧行し、昭和十七年四月には現在院生四十六名となつた。近藤氏夫妻は始終獻身的に盡瘁せられ、爲に其の成績大に見る可きものがある。予は、大正十年頃より此の事業に關係して、陰に陽に其の發達に盡力した。

群馬啓明會

昭和十年五月制定された思想犯保護觀察法が、翌十一年十一月實施さるゝに至り、各府縣に釋放者保護の團體が組織された。本縣に於ても、啓明會と稱して其の結成を見、昭和十一年四月二十八日前橋市臨江閣に於て發會式が擧げられた。當日來賓として中央より來會せられたのは、本間俊平、小林杜人(帝國更新會)、村山藤四郎(日本文化協會)三氏で、式は群馬縣特高課長增岡尙士氏の挨拶に始まり、會則審議、役員選定、來賓、特別會員及び會員等の祝辭が述べられ、本間俊平氏の講演があつて、和氣藹々の裡に會を閉ぢた。役員は左の通りで、予も理事として就任した。

會長	前橋地方裁判所檢事正	樫田忠美
副會長	群馬縣警察部長	石原專一
同	群馬大同銀行常務取締役	森村堯太
常務理事	群馬縣特高課長	增岡尙士

理事　辯護士　島岡利二
同　群馬縣佛教保護會常務理事　平野澄覩
同　前橋刑務所長　末光柴平
同　同　敎務課長　佐藤深海
同　佐波郡名和村　森川抱次
主事　前橋地方裁判所檢事局書記　青木純一
同　群馬縣特高課警部補　田村初壽
同　勢多郡横野村　角田守平

雜誌『啓明』を發刊して其の機關とし、各地に座談會を開き、會員並に特別會員が出席して、頗る明朗なる會合が行はれた。會員の就職、結婚、其の他一身上の世話をも爲した。主事角田守平氏は專心其の衝に當られ、獻身的努力を盡された。予は嘗つて長い年月要視察者として警察當局を煩した身が、今は思想犯轉向者の爲に聊か其の力を致す事になつたのを思ひ、今昔の感に堪へぬものがある。

社會事業並に敎化事業に就ては、予は、何れも其の創業時代に於ける、世人の未だ其れを理解する事能はざる時代に、聊か力を盡して來た。然し其の事業が緒に就き獨り歩みが出來て、敢て予の力を要せざる時代に至れば、成る可く當事者に信賴して仕事を自由に遣つて貰ふと云ふ方針を執つた。特に予の力を要するもの丈けに對し、極力盡瘁する事にして居る。此の予が方針は他の事業に就ても同樣である。其れは、神樣が予の力を無駄に消費させぬ樣にし給ふ事に依つて、其の使命を達成せしめ給ふ聖旨であると確信して居るからである。予は猶、殘る生涯に於ても、此の方針で進む覺悟であ る。

十二　教育事業

教育事業

予は、明治四十年群馬新聞退社後、鄉里に青年修德夜學校を創設したが、其の事は青年時代の項に詳記したから、此處には省略する。

盲聾唖教育

盲聾唖教育問題に就ては、我が群馬縣に於ては、明治三十八年九月、日露戰役に於ける失明軍人並に遺家族失明者の爲、上野教育會が附屬訓盲所を前橋市曲輪町に設置したるに始まり、明治四十一年四月群馬縣師範學校内に移轉され、後前橋市に移管され、前橋市立訓盲所と改稱されて、桃井小學校内に移された。大正四年九月醫師後藤源九郎氏が是を繼承して、私立前橋盲學校と改稱し曲輪町に移した。大正六年四月後藤氏病歿後、同八月豫て小學校訓導たりし大森房吉氏が、社會事業に使命を感じて献身し職を辭して上毛孤兒院の從業員となられたが、前橋盲學校の主管者後藤氏の歿後、其の後繼者を得るに苦み、八方是を物色したる折柄、恰も大森氏が前橋基督教會の同信徒たりし關係によ

り、遂に白羽の矢は同氏に立てられ、同年八月後藤氏の遺業を繼承するに至り、親しく是が教育の任を擔當する事となつた。當時本縣は賑恤事業として之に少額の補助金を交附して居た。予は大正八年九月縣會議員に當選し、同十一月の通常縣會に群馬縣大正九年度豫算を調査する事になつて其れを知つた。予は前橋盲學校に對する補助は、教育事業として教育費の内に計上す可きものにして、之を賑恤事業として支出する事の違法なることを知つた。依つて縣知事に、前橋盲學校は教育事業なりや、賑恤事業なりやを質した。然るに知事は之を賑恤事業なりと答辯した。元來予は、盲聾唖教育の如きは國家又は縣自體が爲す可きものにして、私人の特志家に委す可き性質のものに非ずと考へて居た。其處で縣知事が違法の解釋を難詰し、大に論議を繰返した。更に、斯した不具者の教育を施行するは縣自體の義務に非ざるか、と質した。知事は、甚だ要領を得ざる曖昧な答辯をした。此の問題が縣民の注意を惹く事になつた。又、そこに一つの實際問題が起つた。其れは、勢多郡下川淵村に或る盲人の學齡兒童があつて、父兄も本人も熱望で同村の小學校に入學を申出でた。盲者ではあるが、病者では無いから、小學校令に依る學齡兒童として入學す可き當然の義務者である。故に、小學校長は之を拒否す可き理由は無いので、特別扱として入學を許した。之が縣下の教育界に一大衝動を與へた。

若も全國各町村の盲者の父兄が、均しく之を自覺するならば問題は全國的に起るのであるから、縣學務當局に於ても成る可く之に觸れない樣にして置いた。予は、翌九年の縣會に、此の問題に關して、縣知事と大に論議した。而して予は、年々の縣會に、極力其の主張を高唱した。大正十年四月には、桐生盲學校が桐生市積善會の事業として創設され、大正十二年九月同市大藏院住職靜谷暢純氏が繼承經營した。大正十一年四月に高崎市常仙寺住職保坂元哉氏が高崎聾唖學校を創立經營した。予は、大正十一年四月、文部省に普通學務局長を訪問し、國家が盲聾唖の如き不具者の教育を等閑に附するの不都合なる事を具申し、續て同年八月文部、內務兩大臣に面會して其の不法を陳情した。當時旣に文部省內に於ては、其の問題が大に研究論議されて居たので、遂に大正十二年八月勅令三七五號を以て、全國各道府縣に對し盲聾唖學校令が發令され、茲に初めて予の素志が貫徹された。本縣に於ても、大正十五年四月縣立盲唖學校が前橋市市之坪に新築さるゝ事となり、昭和二年六月建築落成して、昭和三年三月三日設立認可の指令に接し、同年四月授業を開始するに至つた。桐生盲學校は之に合併され、同年七月高崎の聾唖部も本校內に合併するに至つた。群馬縣盲唖教育奬勵會が設立せられ、予も選ばれて評議員となつた。

大森房吉氏が初代校長として任命せられて就職した。昭和四年一月、大森氏は病氣の故を以て退職し、其の後任として教諭兼訓導保坂元哉氏が任命せられ、昭和八年九月保坂氏退職し、縣立藤岡高等女學校教諭倉林佐市氏が校長に補せられた。昭和十六年三月倉林氏が退任し、川邊錄郎氏が校長に任ぜられて益々設備も整ひ頗る順調に發展して居り、昭和十七年十月現在に於て、中學科盲部三十六名、聾唖部三十二名、初等科盲部三十六名、聾唖部一一六名、合計二百二十名の多數を教育して居る。初代校長大森房吉氏は永く盲聾唖教育事業に沒頭したが、惜む可し昭和十一年十月一日永眠された。長年盲者の友となつて居た爲か、同氏の步行型は盲者型だと世人は評して居た。以て如何に同氏が盲人教育に熱心であつたかを知る事が出來る。

共愛女學校

明治二十年頃縣の有志は女子の中等教育機關の必要を痛感し、殊に基督教關係者深澤利重、不破唯次郎、關農夫雄、松本勘十郎其の他數氏が是を發起し、明治二十一年二月市內曲輪町に舊前橋英學校を校舍として、前橋英和女學校と稱して開校した。上毛基督教婦人レプタ會が敷地購入の資を寄附し

たるを以て、土地を岩神町に卜し一千餘坪を購入し、校舍及び寄宿舍を新築して之に移つた。原市町半田家母堂は最も力を盡された。明治二十二年七月上毛共愛女學校と改稱した。當時前橋基督教會牧師不破唯次郎氏が校長となり、九月には須田明忠氏が幹事となり、同夫人巳喜子氏が舍監となつた。明治二十四年八月に、不破氏が退任し、同前橋教會牧師杉田潮氏が校長となつた。明治二十五年六月に、第一回卒業生本科三名、選科二名を出した。明治二十九年一月、杉田氏退任し、松本勘十郎氏が校長となつた　明治三十一年七月松本氏が病卒され、翌年三月前橋教會牧師堀貞一氏が校長となつた。明治三十二年十月十五日設立認可された。同校創立以來共愛社てふ一團體が在つて、經營を贊助して來たが、社長を置く事になり、明治三十三年十一月森村堯太氏が其の任に選ばれた　明治三十七年十二月堀氏が辭任し、川合信水氏が專任の校長として就任した。同三十八年四月、本科修業年限を四年とし、校名も上毛の二字を刪つて共愛女學校とした。明治四十年十二月川合氏校長を辭し、青柳新米氏が校長に就職した。

大正二年二月、文部大臣より、財團法人共愛社の設立を認可された。

大正十一年八月、青柳氏校長を辭した。

大正十二年九月、柳田秀男氏が校長となつた。

同十二年十二月十日、森村社長が病卒し、令息襲名堯太氏が理事に就任した。

大正十四年四月、文部大臣より本校本科卒業生の專門學校入學に關し、修業年限四ケ年の高等女學校卒業生と同等以上の學力を有するものと指定された。

元來本校は、群馬縣の基督教徒の有志に依つて設立され、同信徒及び有志の寄附金に依つて維持されたもので、今日迄に敷地の擴張、校舍、寄宿舍等の增築をした、其の間經營は頗る困難であつた。殊に宣教師の住宅に校舍が接續して居た關係から、世間は多くミッション經營の學校だと誤認したが、それは唯駐在の宣教師が時に英語教授の助勢をしてくれたに過ぎず、金錢の助力とては一文も受けなかつた、然したわけで學校經營は頗る困難であつた。それは柳田校長時代が最も甚しかつた。當時共愛社理事として、森村堯太、半田善四郎、深澤利重、柴田清策、富岡守治諸氏が其の局に在り、深澤氏は理事長として其の衝に當つた、然し其の實務は前橋在住の故を以て柴田理事が專任した。常に不足勝の學校の經費は、有志の寄附に仰いだが、在任理事の自己出資に依つて補塡する事が多かつた。從つて學校の經營が總て退嬰的で、入學生も至つて少數になつて來たので一層收入の減少を來し

た。斯る時代に社長森村氏が病歿されたのであつたから、屢々共愛女學校經營に協力すべき要請を受けたが、予は其の任に非ずと考へて辭退して來た。然るに予の親友松宮彌平氏の夫人信子氏は、同校初期の卒業生であつて、同校の衰退し行く有樣を見て深く憂へられ、予が同校經營の衝に當る樣に屢々懇請され、又松宮氏も予に頗る熱心に慫慂された。猶、予が松宮家の本家旅館鍋屋に常宿して居た關係で、館主晴子女史も共々總掛りで予に懇求するのであつた。更に森村氏は、病床から遺言の樣に、予の就任を懇望されて居た。而して柴田理事も此の事を予に強要するに至つた。深澤、半田兩理事からも、頻りに其の承諾を求められた。斯て予は、遂に森村氏の遺志を繼承せざるを得なくなつた。當時柳田校長の退任は旣に決定されて居り、理事富岡氏が永眠して空席であつた。大正十四年五月、予は推されて理事長となつた。其の手始めとして、先づ後任校長の物色に奔走した。東京靈南教會副牧師小崎道雄氏と原市教會牧師柏木隼雄氏から、京都同志社大學神學部教授周再賜氏を推擧された。偶々予の五男正雄が 同志社大學神學部の教授として在職して居たから、其の意見を求めた所、至極適任者として贊成して來た。予は直ちに上洛して、先づ總長海老名彈正氏に周氏の轉任に就て諒解を求め、亞而神學部主任某氏にも交涉したが容易に承諾を與へられなかつた。が、周氏には、小崎、柏木兩氏よりの懇請に依つて旣に內諾を得て居た。殊に周氏は、當時海老名氏の教育方針に對して意見を異にし、寧ろ他に轉出を希望して居たのであつた。予は數日滯在して頗る執拗に懇請したので、遂に其の熱望は容れられ、九月の赴任を約して歸校した。予は當時、縣が翌年度豫算の編成中であるを知つて、學務當局及び知事に對し補助金交附を要請して認容された。それに依つて久しく誤解されて居た共愛女學校はミツション經營に非ざる事を明らかにする事が出來た。柳田校長は大正十四年七月に退任し、同年九月周再賜氏は新校長として來任された。

本校は、久しく沈滯して居たが、理事長と校長との新任に依つて俄かに活氣を帶びて來た。同年十二月共愛時報初號を發刊し、學校の現狀を報告し、且つ其の教育方針を宣明した。更に大正十五年三月、土地を購入して構內を擴張した。同四月共愛女學校維持會を組織して、校舍、寄宿舍、講堂等の改築、並に備品完備を計企し、直ちに募金を開始した。本會は昭和九年二月限解散したが、それは後の事で、昭和元年十二月には新校舍、鐵筋コンクリート二階建八教室を起工した。其の工事中、昭和二年二月柴田理事長永眠し、栗原陽太郎氏が理事に就任した。校舍は昭和二年七月竣工し、同十一月

に落成式を擧行した。此の工事は、高崎市井上保三郎氏が建築費後拂で義俠的に引受けてくれた。其の經費は、專ら有志寄附に仰ぎ、栗原理事が主として其の衝に當つた。昭和三年三月二十日創立四十週年記念式を擧行し、生存せる創立者深澤利重氏に感謝狀を贈呈した。

昭和三年十月共愛同信會を設立し、後昭和六年十一月共愛獨立教會を組織し、昭和十一年四月共愛基督教會と改稱した。

昭和四年二月講堂を新築し、共勵館と命名した。それより毎年敷地の擴張、校門の新築、寄宿舍の移轉、校長住宅の新築、其の他設備を改善して專ら積極方針を採つた。

昭和九年四月理事改選、木村二郎氏選任され、深澤利重氏は名譽理事に擧げられたが、同年十月永眠せられ、同月十日氏の爲に校葬を執行した。

昭和十年二月、予は神戸及び東京に出張して、ミツションの當局と折衝して、地所一六六八坪、建物二四一坪を購入し、運動場の擴張をした。之には半田理事の助力を得た事が多かつた。昭和十二年八月、創立第五十週年記念事業として、寄宿舍一棟を新築した。昭和十三年三月二十二日創立第五十週年記念式を擧行した。昭和十四年六月新校舍一棟を增築した。同年十二月、共愛女學校學友會の經營にて、共愛幼兒園を開設した。昭和十五年四月周校長在職十五年、並に教諭杉山勇司氏八十歲記念祝賀會を同窓會、父兄後援會及び學友會主催にて擧行した。昭和十七年十月本稿を草する時、教職員二十五名、生徒數四百六十餘名、敷地三八三九坪餘、校舍及び寄宿舍合計十四棟、其の他を合して一一七二坪を所有した。更に、一四〇〇餘坪の農園敷地購入計畫成り、卒業生總數は二千六十六人を算した。予が理事長として森村氏の後を繼承したる當時を顧みて、今昔の感深きものがある。斯した成功は、神の恩寵の豐かなりし事は申す迄もないが、主として周校長が强き信念と優れた才能とを以て、教育方面は勿論、經營方面に對しても全力を傾注されたと共に、歷代縣當局並に前橋市當路、他の理事諸氏及び評議員、校友、父兄後援會諸氏と同情有志の後援に待つ所蓋し甚大なるものがあつた。（昭和十七年十一月三十日記）

群馬縣育英會

大正十二年群馬縣農工銀行が增資を爲す事となり、其の增資に就ては多額の割增金が附せられ、縣は大株主で多額の株の持主であつたが、其の割增金は別途に現金で受取る事となつた。其の金を基礎

とし、更に縣下の有力者等に寄附金を請うて其れを育英資本に充當し、大正十三年十月財團法人群馬縣育英會が設立され許可を得るに至つた。群馬縣人にして高等教育を受ける穎才を保護奬勵して育成するを目的とし、毎年志願者を調査して、規定に該當せる者には毎月一定額の學資金を貸與し、成業の上は之を月割又は年賦還納を成さしめ、基本金の利子の收入に加へて、更に之を次年度の銓衡合格者に貸與する組織で、年々三十四五名の貸費生を得て居る。又別に東京市内に上毛學舍と稱する寄宿舍を經營し、在京縣人學生を寄宿せしむるの便に供して居る。役員は左の通である。

會長	知事	
副會長評議員	縣學務部長	
同	高崎	櫻井伊兵衛
評議員	縣總務部長	
同	新田	大島戸一
同	佐波	森川抱次
同	東京	正田貞一郎
同	同	角田政之助
同	縣師範學校長	
同	前橋中學校長	
同	前橋高等女學校長	
同	前橋	平田健太郎
同	澁川國民學校長	田部井鹿藏
同	縣女子師範學校長	
同	勢多農林學校長	
監事	縣警察部長	
同	佐波	本間千代吉
幹事長	縣學務課長	
幹事	縣視學官	
同	縣學務縣屬	

每年定期總會に於て、豫算決算を議決し、貸費學生志願者を銓衡決定し、又年々暑中休暇には貸費生を招待し、會食して懇談會を開催し、學生の意見を發表せしめ、役員の奬勵があり、歡を盡して散會する。予は設立當初よりの評議員として其の任務を果して居る。

佐波蠶業學院

大正八年三月、佐波郡蠶種業組合は、蠶種業者の子弟及び從業員を實務と學問と兩方面から教育するの必要を感じて、其の教育機關を設置する事とした。而して其の生徒は、四月より十月迄は、專ら郡内蠶種製造業者の家に於て、有資格者指導の下に實地蠶種用養蠶並に蠶種製造實務の教育を授けられ、十一月より翌年三月迄は學院に於て、二ヶ年間に亘り學術の教育を受くる定めにして實際に役立つ從業者の養成を爲し、而して其等の卒業生は群馬縣蠶業技術者の資格を與へられる事とした。予は當時是が理事に擧られ、後群馬縣蠶種業組合長となるや其の管理者となり、教育方面は、主として郡の蠶種製造者にして郡組合の評議員たる小林多一郎氏が學院長として主裁した。之に仍つて郡の蠶種製造家は、頗る有爲なる實際的從業者を提供する事が出來、相互に便益を得た。而して是等の生徒は

其の學費を主として其の從屬する學院實習所の蠶種家より給與される事になつて居たので、薄資の青年も教育を受けて技術者となる事が出來るので、年々五十名内外の卒業生を出し、本縣蠶種業界を裨益して居た。予の家も、常に三四人の生徒を實習せしめて居た。後之を縣組合に移管する事となり、縣下蠶種業技術員の養成を爲し、今日に至つて居るが、支那事變勃發より續いて東亞共榮戰の續發により休校するに至つた。

十三　予の宗教

予の宗教

予は、青年時代に於ては、科學萬能主義者で、既成宗教の否定論者であつた。殊に基督教に就ては、強き反感を持つて居た。佛教に對しても其の隱遁的獨善的なるに對して甚だ厭足らぬものがあつた。其の他地方的の御嶽講とか、富士講とかに對しては、其の低劣を嘲つて居た。九星、方位、家相等は一種の迷信として、顧みなかつた。併し時には寺院の若僧達と伍して、耶蘇退治の演說をした事もあつた。學生在京時代に老儒岡三慶氏の門に入つて漢學の教授を受けたが、爲に孔孟の道德を把持する樣になつた。而して日本武士道の人間の體面を重んずる爲には、或は生命を拋つ事をも辭せぬとの觀念を堅持して居た。然るに予は、修學の途中病に罹り、神經衰弱症に陷り、青年時代の項に記述した如く、死てふ問題を深く考へる樣になつた。死とは何ぞやとの考察は、予を深く捕えて行住座臥殆ど予の念頭を離れ無かつた。道往く時にも考へ通し、人の挨拶も知らず失禮する事も屢々あつて、人々を怪しませた事もあつた。或は死は滅亡であり、人間生命の終局であり、今にも其れが迫り來るかの如く深刻に考へて頗る悲觀に陷り、何時しか涙が止度なく溢れて私かに袖で拭ふ樣な事もあつた。從つて顏色は衰へ、肉體は瘦せて、兩親始め周圍の人々に心配を懸ける樣になつた。茲に於て當時禪の大家として知られた予の町の泉龍寺の本山鎌倉圓覺寺派の管長今北洪川老師に參禪して、此の問題を解決せんとした。暫くして放棄的安心の境地に入り、一度は神經衰弱症も輕快して、稍や健康を取戻した樣になつた。然るに一度落ち着いた精神的動搖は、又しても發作を起した。此の度は人生とは何ぞやといふ問題であつた。時恰も、本縣に於ては、公娼廢止運動に於ける縣下青年の奮起となり、所在各種の奔走が繼續された。予は、此の機會に、基督教徒たる人々と交際する事が多くなり、從來の基督教に對する誤解を是正する樣になつた。彼等信徒間の交際は、肉身も及ばざる親密なるもので、初めて會つた人々が殆ど舊知の如くであつた。公娼廢止に參加して居る基督教徒の先輩等の眞劍さは他の一般人と趣を異にしたものを有つて居た。是を見た予は、基督教の內に秘める或るものを見逃す事が出來なかつた。其れ以後は、自然基督教會にも出入し、說教も聞く樣になつた。牧師達とも交る樣になり、而して聖書や基督教に關する書物も讀んだが、是を信ずる事は容易に出來なかつた。或時には其の內面生活を見て、反つて躓かうとした事もあつた。其れは當面の公娼廢止運動に對してゞあつた。當時我が群馬縣は此の問題で沸き返る樣な大騷ぎであつた。然るに彼等教徒の間に

は、頗る無關心の者が多かつた。殊に予の常に多く出入した、日本基督教會に於ては、吾關せずといつた様な人々が尠なくなかつた。予は幼少の頃より、娼妓の境遇を知つて、頗る強き同情を有つて居た。彼等は、實に不幸な環境に置かれて、無知の身賣を餘儀なくし、金錢の繩目に束縛され、死にも優る憂患難に遇ひ、人生の最も悲慘なる牢獄に均しき場所に閉ぢ込められ、自由を奪はれて親兄弟の死目にも遇ふ事が出來ず、而して蕩兒等の嬲りものにされ、日夜其の憂目に晒され、身は病魔に犯されて生きたる屍と化し、時に其の病弱の身を以て業に堪へ兼ねて少しの休息を求むれば、暴逆の笞の下に打たれたり叩かれたり、禽獸にも倍して堪え難き責苦に遇はされ、助を求むる悲鳴も何の甲斐もなく、眞に身も世もあらぬ憂き艱難に曝されるのが常である。遂に思ひ餘つて死を決する者も少なくない。斯した可憐な姉妹等は、其の悲痛な叫びも顧みられず、唯獰猛な業者等の犧牲に供されて居る。此の醜惡な牢獄を破壊して、彼等を救濟せんとする大運動が、今眼前に惡戰苦闘を展開して居るのに、彼等は唯日曜日毎に教會に集會して、溫かき牧師の說教に浸り、隣人愛の聖訓は實行されないで、唯祈禱三昧に耽つて居るのは、夫の佛教徒等が讀經三昧に寺院の鐘の音を高くして、自我安住に其の日を送つて居るのと同樣である。彼等も生きた事實問題には、如何にも無關心であると憤慨せずには居られなかつた。斯した教徒の仲間入は眞平御免を蒙ると強き反抗心を持つに至つた。

時偶々明治三十一年三月、當時我が群馬縣會の議長で公娼廢止の先覺者で基督教徒たる野村藤太氏が、衆議院議員の候補者として立ち、今回は前回よりも僅少な得票の差で敗れた。殊に予は、前回からの關係で此の運動に參加し應援して居た。今回は選擧の運動部長に推され、年少の故を以て固辭したけれども、他に其の人を得る事が出來ないので、遂に其の任に當り不眠不休、月餘に渉つて戰つたが遂に敗れた。予は强度の疲勞に陷り、當分は步行すら充分出來ない程であつた。當時中央の同志尾崎行雄氏外數名の名士を聘して、政談演說會を伊勢崎町に開催する事になり、辯士を迎へる爲に、伊勢崎驛に赴いた。其の途上豫て伊勢崎基督教會の篤信な信徒で廢娼の熱心家で人力車を業とした中村錢太郎氏が、赤リボンの帽子を冠つて新聞の辻賣をして居るのに出會つた。同氏は旣に救世軍の兵士となつて、其の機關紙『ときのこゑ』を賣つて居たのであつた。そこで同氏が救世軍兵士となつた顚末を簡單に告げられ、予は『ときのこゑ』一枚を買ひ再會を約して別れた。後に中村氏は予の家に訪問して、從來の信仰生活が本物でなかつた事、救世軍に依つて眞に前非を悔改めて本物の基督教徒になつた事を詳さに語られた。中村氏は早くから、伊勢崎教會の篤信家で、亦廢娼の熱心なる運動者

で、縣會運動が始まると何時も、家業の人力車挽を休んで參加されたものであつた。然し兎角憂鬱な人であつたが、今は頗る快活になり、以前の中村氏とは別人の樣になつて居た。嘗ては能く夫婦喧嘩をするので、予は何時も基督教徒にも似合はぬ人だと思つて居た。其の後中村氏の家を訪問したが、妻君の樣子も以前とは打つて變つて居た。而して妻君の申されるに『森川さん、私等は從前の罪を悔改めて、眞に基督に依て、新らしく生れ更りました』と懺悔話をされた。予は、其の實狀に深く感じた。中村氏は救世軍の組織、其の他教義等も話された。當時關東には、埼玉縣の川越と、熊谷に小隊があつて、熊谷の小隊長は大尉水口豐次郎氏夫妻であつた。一日中村氏は、水口氏と相携えて予の家を訪問された。時は恰も予の町に繁昌する稻荷の祭典日八十八夜であつて、頗る參詣人の雜沓する時であつた。兩氏は、『ときのこゑ』の辻賣傳道を遣つて、予の家に立寄られたのであつた。其の日は僅かの話で再會を約して歸られた。其れより數日後、水口氏は單身予の家を訪問された。今回は東の縣道より間道を通じて來たのであるが、其の頃の道路は曲折の多い耕作道であつたから、まことに判り惡い所で屢々佇ち止つて考へ、其の邊の子供に教へられて來たので、其の事を予の家に着すると語られた。而して基督教と救世軍とに就て三四時間も話された。結局過去の罪過を認識して、其れを悔改

めて新らしき者に爲らなければ入信は出來ない、其れが基督の救でなければならぬと語られた。予は當時既に宇宙唯一の神を信ずる事も出來るし、過去の過誤を悔改める事も出來るが、基督の仲介に因る事の必要を認める事は如何にしても出來ないので、其の點を留保し、互に祈禱して別れた。其の別るゝに當つて水口氏は予に、是以上は予が神樣に禱つて與えられる事であるとて、予に祈禱の仕方を示して去られた。其の時予は、水口氏が今日予の家を訪問さるゝに際し、東の間道に於て曲折せる作場道で判らなくて困つて、幾度か佇つて考へた末、子供に教へられて來たと云はれた話が、予の心に甦つて來た。予も今入信の道を求めて、幾多の說に迷つて居る、而して幾筋もの道に出會つて、其の何れに依る可きかを考へ迷うて居て、何れとも判定が出來兼ねて居る。斯して唯考へて居たのでは果しがない。水口氏が其の邊に居た子供の教に聽從して、柴の街路に出て、初めて予の家に來る事が出來たの事實談は、將に予の入信の暗示であると考へた。予が唯右を眄め左を顧み考へてばかり居るよりも、基督教の庭に居る兒童にも均しき人々の導きに聽從して進路を定める事が、最も聰明な事ではあるまいかと考へた。而して、其の後は熱心に神に祈つて其の解決を求めた。時は恰も養蠶最中であつたから、蠶架の籠に倚り懸りつゝ祈つた。其の祈禱は日毎に熱を加へて來た。又予は或日先輩の俳諧

の宗匠と道を歩いて居た。其の時、宗匠に俳句を學ぶ法則を聞いた所、宗匠は予に教ゆるに、俳聖芭蕉翁の句を精讀翫味する事が最も正しく且つ捷徑である、世の雜俳と稱するものに入る事は邪道であるから注意す可きであると示された。予は此處でも、正風俳道に入るの道が、芭蕉翁の聖句から入る事の正しきを知つた。宇宙大自然の根源なる眞の神を知り、其の教を知る事に就て、更に二宮尊德先生を思ひ出した。彼の出生地相模國柏山村は、東と北と西の三面は近く又遠く山々に圍まれ、其の中間は酒匂川の清流が北より南に流れて海に注いで居る。洋々たる相模灘の紺碧の水面は遙かに眺められるのであり、西の方箱根連山の背後には、高く富士の靈山の頂を見る事が出來る。二宮先生は斯る景勝の田園に起臥したので、此の雄大なる大自然は、先生をして神秘的な人間の根本問題を考へしめたのであつて、自己の本は父母であり、父母の源は天地の令命にありと悟らしめた、天地の令命、即ち天津神の宏大無邊なる御力を感得し、其の天地の德たる神の御恩に感泣したのであつた、斯て彼は天地の德に對して御恩報じをする事が人間の道であると堅く信じたのである。予は神が基督を地上に遣り、神とは何ぞやてふ問題を吾等人間に闡明せしめたのであり、基督の實生活を通じて人間とは何ぞやてふ問題を與へたのである、基督の神觀と人生觀とは、吾等の根本觀念とす可きであると知る事

が出來たのであつた。初めて神の御前に、過去の誤てる觀念と行爲とを罪惡として悔改め、其の赦罪を基督を通じて祈求する事となつた。涙の祈禱となつた。初めて全身が晴れ〳〵として歡喜に滿されたのであつた。

其れより後は、聖書に對する解釋も頗る容易になつて來た。而して、救世軍の組織、宣教の方針等を研究して、大に共鳴した。飢えたる者には先づ食を與へ、病める者には其の住居を癒し、家なき者には其の住居を得させ、職無き者に之を與へ、淪落せる婦人等を救つて其の居を移し、共に福音に與かると云ふ、昔時基督がユダヤに於て實施されたる其の遺業を繼承して、物心兩方面よりする人類救濟の大運動こそ、予が久しく待望したもので、神が予に與ふる爲に備へ置かれたものである事を深く感得して、是を受入れ、此の宏大無邊なる恩寵に對し、忝く有難く唯感涙に咽んで感謝祈禱を獻げたのであつた。

當時救世軍の伊勢崎小隊は、中村氏の居住せる裏町の棟割長屋が假集會所であつた。其處は中村氏が嘗つて人力車を置いた處で、車屋時代の提灯を張替えて唯救世軍の三字を書いたのを使用して居た。歌も唯一句を知つて居たのみであつた。

呼び醒ませ　眠る魂。呼び醒せ主の救ひ。悔改めずば亡ぶ世を。見るに忍んや。

共れを繰返し繰返して高唱し、中村氏が指導して屋外演說をして大衆を導ひたので、當時此の奇異な
る集會に多く人々は物珍らしく集り、何時しか共れが動機となつて入信をする者が起つた。

明治三十二年五月二十三日、第一回入隊式が行はれた。豫て伊勢崎教會の篤信家であつた星野房次
郎氏と外二名で、水口大尉と關東聯隊長のニューカム中校の司式の下に行はれた。予は、同年六月二
十三日他の七名と共に入隊式を擧行し、救世軍兵士となつて地方人に驚かれた。續いて星野氏は會計
に、予は書記として下士官に任命されて、陣容が整へられた。集會所が狹隘であつたから、同町西町に
稍や廣き二階家を借りて移轉した。水口氏が熊谷より移轉して小隊長となつた。ニューカム中校は英
國貴族出の婦人士官で、其の俸給は自己の資産の中から支辨して居る謂はゞ自給士官であつた。總て
の紀律は、其の中校の命令を守つて居る。而して窮乏せる士官には、時々財物を援助する事も少なく
なかつた。或は設立日猶淺く樂器購入の資に乏しき小隊には、資金を寄附する事も屢々あつた。頗る
熱烈なる信仰を有する烈婦であつた。後に支那傳道に派遣されて居た令妹が、團匪事件の犧牲となつ
て虐殺されたが、直に其の次の令妹が更に支那傳道に來任された。姉妹揃つて篤信勇敢なる婦人であ

つて、宣教師間に深き尊敬を受けて居た。其の後伊勢崎小隊は、求道者が續々起り、同年十一月には
十名の入隊者を得た。特別集會の爲に劇場、寄席等を用ひて每會超滿員の盛況であつた。本營よりは
司令官ブラード大佐を初め、山室、矢吹、高橋、高城其の他古參の士官が來援した。斯る盛況を嫉視
して、地方佛教徒の一部が無賴の徒を煽動して、濟世軍と云ふ俄作りの團體を起して救世軍に對抗
し、救世軍の屋外傳道の妨碍を爲して投石し、屋内集會に對しては、棍棒や薪材を以て襲撃すると云
ふ念入な亂暴をした。當時警察は見て見ぬ振をして看過する計りであつた。唯外國人の出席する集會
に對しては臨時警戒をする事もあつた。斯る妨碍は地方人氣質として、弱者に味方すると云ふ風習か
ら、集會は反つて盛んになり、其の妨碍者を排撃する事に共鳴する者が多くなつた。集會は好成績を
收める事になり、中には無賴の徒や、大酒飲みの求道者が起る樣になつた。斯る特別集會には、三四
里の遠隔の地からも多く參會する者があつた。其の頃本營から來援した士官を初め、救世軍の兵士求
道者の内には、劇場の貸蒲團に包まれて、其の集會場へ宿泊して費用を節約した者もあつた。予の町
にも出張所を設けて傳道を開始した。後には一週一回の定時集會を營んで、兵士求道者が十數名も起
つた。其の内水口少校は、關東聯隊長となり伊勢崎小隊長を兼任する事となつた。翌年十月には十六

名の入隊者があり、尚求道者が續出した。本營は各方面に教勢が俄か發展するので、士官の養成に急を告げた。所屬各小隊から士官候補生を勸誘募集した。我が伊勢崎小隊の兵士、下士官より、多く拔擢した。予も勸誘されたが、予は神樣よりの召命が直接傳道者としての士官としてゞなく、地方に在住して自己の職業を果し、其の傍下士官として地方小隊を守り、各方面に御國建設の御業を現はす事であると深く信じて居た、且つ救世軍發達の爲にも、各小隊に根據を据えた其の地方有力の下士官、兵士の存在する事が最も必要であると痛感したから共れに應じなかつた。本營は戰線の急激なる發展の爲に、折柄順調なる發達をなしつゝあつた我が伊勢崎小隊の有力な下士官、兵士等より多數の候補生を採用したが、予は此の點を喜ばなかつた。果せる哉、伊勢崎小隊は、其の小隊より分隊を出したると有力なる下士官、兵士等の轉出等により、衰運を來すに至つた事は、返す〳〵も遺憾であつた。

予は救世軍兵士となるや、軍律に從ひ赤い徽章を付けた夏帽子で前橋に赴き、兩親初め親戚の人々に驚ろかれた。當時予は、前橋に支店を有し、其處に父母や弟妹が常住して居た。故に此處を足場に、先づ親戚姻者を集めて家庭集會を催し、此處にも求道者が起つた。先づ予の從妹である南城文子

が入信した。續いて其の家族が入信し、他の親戚の人々の內よりも入信者が起つた。予の母も入信した。是が前橋小隊開戰の端緒となつた。明治三十四年四月に前橋市內辨天通に小隊を置く事になつて開戰した。同年六月三日に開戰式を盛大に擧行した。會衆は場外の道路に迄充滿して通行止めとなる程であつた　此處にも亦求道者が續々起つた。越えて明治三十八年四月には市內の中央なる橫山町に移轉して戰線を擴張した。明治四十年四月には、救世軍總督ブース大將が來朝して、吾が前橋を訪問する事となつた。予は歡迎委員を任命されて、其の準備に當つた。當時日英同盟締結中であつたので、群馬縣廳初め、前橋市役所に於ても、頗る力を入れた。當日の四月二十五日には、先づ前橋驛前と、縣廳前と、講演會場たる柳座前とに大綠門を造り、殊に前橋驛前の廣場には高壇を設けて歡迎した。猶各方面に大々的に廣告をした。大將來着の際は數千餘の會衆で、殆ど遙かに遠く迄驛前の道路を滿した。大將は高壇より熱烈火を吐く來朝の辭を述べ、群衆は破るゝ計りの柏手を送つた。更に會場柳座に向はれ、此處も既に場內は開會一時間前に會衆で溢れ、場外の廣場より道路迄立錐の餘地なき人で、知事、市長の歡迎の辭に、ブース大將の熱烈なる來朝の辭に次いで、救靈の大講演があり多數の求道者が起つて大盛會裡に散會した。大將は豫ての準備により岩神町の宣教師邸に宿泊された。翌朝

仙臺へ向けて出發されたが、前橋驛前の群衆は前日到著の時にも劣らぬ盛況で、驛の內外は人を以て埋め盡されて居た。大將は、此處でも短時間に救靈の辭を述べた。途中各驛は送迎者が充滿し、車窓から簡單な救靈の辭を以て應酬され、前日來の奮鬪に於ける疲勞を覺えざるもゝ如くであつた。其の結果、其の後の我が救世軍の總ての働きは、頗る順調に進展した。最後に於ける東京座の送別會に予は日本の兵士、下士官を代表して、送別の辭を演べた。其の後明治四十四年八月前橋小隊は立川町に敷地を購入し、軍營を新築落成して移轉した。此等の世話一切を予に主管せしめた。本營は、其の報酬として予に金若干を與へた。予は直ちに之を本營に供托して、他日柴小隊の建築資金とした。其の後の寄附金、春秋の特別集金の割戻金等を蓄積して今に至つて居る。

其の後、宗教團體法の實施せらるゝあり、我が國內情勢の變化に卽應して基督教諸教派の統合成り、昭和十五年十一月日本基督教團が組織された。之を機會として救世軍は救世團となり、更に日本基督教團第十一部となり、我が前橋小隊は日本基督教團第十一部前橋支部となり、爾て昭和十七年四月には日本基督教團立川教會として教會規則の認可を受けた。予の從妹南城文子は前橋地方に於ける最初の兵士にして下士官會計となり、始終其の職に忠誠を盡して來たが、今や立川教會の中堅として、老而益々旺んなる意氣を以て、能く信徒求道者の面倒を見、社會事業にもよく働き、繼續奮鬪して居る。其の一家は擧げて入信し、中にも救世軍士官學校の婦人校長として令名の有つた指田靜大佐は其の妹であり、前橋教會信徒として篤信の醫師であり、共愛女學校理事、前橋養老院後援者たりし柴田淸策氏夫人豐子も彼の直ぐの妹であり、日本基督教團京都吉田教會牧師秋元茂雄氏夫人美代子も其の妹である。特に其の從弟山岸勢至郎氏が現に前橋教會の役員として、又共愛女學校の幹部として働く樣になつたのも彼女の指導の然らしむる所で、其の他一家及び他に嫁した妹等も悉く入信し、山岸氏一家も殘らず救世軍兵士となつた。猶彼の二兒、長男一夫は畫家を志ざし、日本美術學校卒業後久しく佛蘭西巴里に留學して其の道を習得し、次男尙夫は立教大學卒業後南滿洲鐵道會社の購賣部主任として現に奉天市に滯在し良き奉仕をして居る。

予は救世軍兵士となるや、上京の時は何時も三崎町の神田小隊に出席した。當時小隊長は山室軍平氏で、兵士の內には西川光次郎氏、脇屋醫師等も在つた。或る日丁度山室氏が新夫人佐藤機惠子との結婚式を擧げられ、同夜神田小隊で披露會が營まれ、新郎新婦の證明等があつて閉會した。當夜は、予と他の兵士數名が同小隊に貸蒲團に包まれて宿泊し、其の裏長屋の一室が新夫婦の家庭となつた。

其の家主は愛光舍角倉賀道氏であつた。翌朝附近の同信の一夫人が、昨夜の御祝として、稻荷壽司一櫃を寄贈され、予等も其の御相伴の光榮に浴したことを今も猶記憶して居る。當時救世軍士官の生活が、如何に質素であつたかを知るべきである。

明治三十三年八月、救世軍は機關紙『ときのこゑ』を娼妓自由廢業號として發刊し、全國醜業地を目指して販賣頒布せしめた。予は、伊勢崎小隊の數名の兵士、下士官と共に、前橋、高崎、伊勢崎、本庄等の區域を受持つて主裁者となつた。白晝旗を押立て、自由廢業警告の歌を高唱しつゝ醜業窟を練り歩いて販賣した。水口少校は三味線を以て之に和した。斯る奇異なる突然の催しは、藝妓、酌婦等の注意を喚び、殊に本庄町の娼妓等は此の歌聲に誘はれて吾勝ちにと窓口から買取つた。樓主、抱主等が是を知つた時は既に全部が賣盡され娼婦等の手に渡つた後であつた。此の奇襲は餘り突然の事であつたから予等は何等の抵抗をも受くることなく、凱歌を奏して引揚げた。其の後に至りぼつ〳〵自由廢業者が出て、醜業者に一大恐慌を起さしめた。明治三十四年八月高崎小隊が開戰した。續て桐生小隊も、地方有志の義捐に依り會館が新築されて開戰した。予は、屢々應援として出席した。是より西部長野縣に進展し、上田、長野、松本の各都市に小隊が開設され、東部は栃木縣佐野町を手始めとして茨城縣及び東北各縣、北海道に進擊する樣になつて、戰線は急速に展開した。

明治三十六年三月、予は、山室氏と協議の上、予の町に屯田小隊を設置し、地方在住の下士官兵士が之を自給にて經營し、傳道普及も其所屬の下士官兵士等が本營直轄の下に當る事になり、予の附近の家を借りて、小隊として開戰した。先づ日曜學校を開いて、町の少年少女に宗教教育を施した。伊勢崎小隊からも應援を求めた。更に多野郡新町の有力者に、求道者を得て、此處にも分隊を置く樣になり、兵士も出來、每週自轉車で出張する樣になつた。予の町からの距離は約二里半であるが、交替に出動して是を維持した。そこにも本營から專任の士官を得ることは困難であつたが、能く數年間繼續した。其の後高崎小隊に委囑する事にして、予の小隊は直接經營を離れる事となつた。然るに其の主腦者であつた篤信の兵士の昇天した事から追々衰退して、中止の餘儀なきに至つた事は如何にも遺憾であつた。又、埼玉縣本庄町へも屢々野戰に出かけた。此處は予の町から二里を隔てた所で、當時公娼が設置せられて居たので、主として公娼廢止運動の勸誘を目的とし、地方人の覺醒を主眼としたので、後之が因を爲して埼玉縣下に於ける公娼廢止を實行せしむる事となつた。予は特務曹長となり、柴屯田小隊長として主管した。

予は、此の間に廢娼戰に於て住谷天來氏（當時八朔）と知合になり、其れ以來親交を續け、時々書物の寄贈を受けて、信仰を養ふ一助とした。殊に內村鑑三先生の『求安錄』や、『後世への最大遺物』『獨立雜誌』等により受けた稗益は頗る多かつた。時に內村先生を柏木の宅に訪問して親しく教を受けた事もあつた。予は神樣より與へられたる恩惠は直ちに活用して、其れを實生活に表はす事を心掛けた。神が予に折角授けた物を、死藏する事は甚だ申譯ないことと考へて、予の關係する各方面に於て、直裁簡明に働かせ、何時も其れに全心全力を傾倒した。世には澤山の恩惠を受け乍ら、其の研究にのみ沒頭して、唯自己精煉にのみ耽つて居る人も見受けるのであるが、斯る行爲は道具の選擇に日を暮して家を作らぬ大工の如きものだと深く戒めて居た。予は赤救世軍の組織と其の活動振とに依つて、其の軍隊的命令と服從とに因る階級的規律は、總ての事業を爲す上に於て最も勝れたる方式であると認識した。且つ救世軍の其の信念を基礎にしたる奮鬪努力は、總ての事業の成功の秘訣であると信じた。殊に、當時の司令官ブラード大佐が勇敢にして直進的の働き振は、予に大なる敎訓を與へた。嘗て各少隊の檢閱を爲すに當り、各聯隊に受持士官を集め、時間割をして順次に徹夜檢閱し、其れが終了する時間を豫定して、直ちに汽車で次の聯隊に巡回するので、宿泊は多くは汽車の中で、眠りながら次の場所に旅して其の時間を利用すると云ふ活動振は、實際的敎訓を各士官に與へた事を思ひ予の深く感銘した事で、斯る切詰めた時間の利用は、人間長壽の秘訣であるとも信じた。唯時間的に此の世に長く在る事が長壽ではない、其の生存中能く時間を利用して多くの仕事を爲し遂ぐる事が眞の長壽であると、深く學ぶ事が出來て感謝した。爾來予は、心に深く之を刻み付けて、予の生活の信條とした。予は、救世軍が少額の經費で能く大なる社會事業を營んで居た事を見逃す事は出來ない、彼等受持士官が薄給に甘んじ、精限り根限り働いて其の事業の經營に當つて居た事は、如何に敏捷なる事業家でも到底成し能はぬ事であると考へた。更に救世軍の士官に深く敬意を表した、其の嚴格なる規律生活と、獻身的努力を一年にても繼續する人は英雄であると思つた。中途力續かずして脫退し落伍した人に對しても、深き同情と尊敬とを禁じ得なかつた。又一面に救世軍の士官は煉鐵する爐中の熱火であると信じた。若しも信仰の熱が少しでも冷めたら、此の熱火の燃えて居る、彼の焰々たる爐中には居られぬと痛感した。彼等が確き信仰と聖靈の情熱に充されて居ない時は、到底是に堪える事の出來ない事を、予は深く信じた。斯る環境は、毎に予に深き敎訓と反省とを與へてくれた。世人は予を活動家だと評するが、救世軍の士官の事を思うては、慚愧に堪えぬものがあつた。予は、神が

予に救世軍を見出さしむる迄、其の時を待たしめられた其の攝理を深く感謝して居る。又、神は、何時でも人に負ひ切れぬ荷物を負はせ給はない、其の荷物が過重である場合には、必らず特別なる助勢を與へて其の難局を突破させ給ふと共に、他日の爲に良き試練と經驗とを與へ給ふと云ふ事を固く信じて居る。

或る夏の酷暑の時に、信州上田から峠越しで松本へ旅行した事があつた。日中は如何にも暑さが酷しいので、夜道をする事を教へられた。當時は未だ中央線の鐵道の布設されて居ない時のことで、二里餘行つて山道にかゝるのであつたが、是は法福寺峠越と云ふ通路であつた。此道路は可也通行人があるので、途中で食事が取れると教へられて居た。草鞋履きの徒歩で夕凉を急いで、青木と云ふ別れ道の茶店で夕食をせずに登り道をした。此の年は當地方は稀なる旱魃で、到る所に雨乞祭が催されて居た。谷川の水も涸渇して殆ど一水も見る事が出來なかつた。上田から約八九里と聞いて居た。途中で食事を求めたが得られず、一杯の水も與へてくれる家は無かつた。漸く渇は甚しくなり、空腹にもなつて來たけれども、水も食も得られなかつた。疲れ切つてしまつた。路傍の草の上に休息しながら喘ぎ〳〵坂路を登つたが、後には遂に倒れん計りになつた。或る民家の戸の隙間から洩れる燈火を便りに、其の家を叩き、事情を訴へて水と食とを求めた。其の家の人が如何にも氣の毒に思つて、一杯の水と胡瓜一本を惠んでくれた、代金を出したが取らなかつた、是は眞に有り難かつた、地獄に佛の思ひがした。是に少しく力を得て、又疲れた足を引摺り乍ら、坂道を登つた。其れはまことに徐々であつた、道傍に休んでは歩き、休んでは歩いた。斯くする內に夜は追々更けて來た。不圖谷川の水音が聞えて來たので、大に勇氣が出て、路傍の溪流で思ふ存分水を飲み、渇を癒す事が出來て勇氣百倍した。漸く峠の頂上に達した時は既に深更であつたが、其處の茶店は未だ眠らず、大勢の青年が遊事をして居た。其の店でも食事は得られなかつたが、店に在つた駄菓子を喰つて空腹を滿す事が出來た。予の疲勞した樣を見て一時蚊張の內に入れて休息させてくれた。其處で二三時間思はず熟睡し、目が覺めた時は夜は既に明け初めて居た。其れからは下り坂であり、飢も稍や凌げ、渇は無くなつて居たから、忽ちにして松本の旅館に投ずる事が出來て安堵した。此の困難した旅行の歸路は、三戈山峠と稱する道で、距離も法福寺峠より三里も遠く遙かに急坂で惡路ではあつたが、左迄困難とも苦痛とも感じなかつた。其の後幾多の山道を旅行したが、餘りに苦痛とは思はなかつた。是は信仰の道も同じ事で、幾多の艱難を與へられ、神に賴りつゝ勇氣を鼓して突破し、其の結果として鍛練され、堪

忍を生じ、與へられたる恩恵を杖として、神の佑助に縋りつゝ勇氣を以て進行する時に、遂に難所を突破する事が出來る。予は此の旅行の實驗により、以後山道の旅行を苦にせぬ樣になり、世の幾多の實際問題に對して、神の助力を信じつつ、勇往邁進、何時も勝利の生涯を歩んで來て居る。予は正義の爲に戰ふ時、何時も神樣を後援者とし、些しの恐怖をも有たずして、堂々前進して居る。政治運動等に對しても、或は多數の暴力團に對しても、少しも顧慮する所なく、神の與ふる勝利を信じつゝ、前進する事が出來て、感謝して居る。世人は予の態度を評して、大膽不敵であると稱して居る。夫の群馬新聞裁判事件、衆議院議員選擧後の暴力團の襲撃事件、群馬社暴徒亂入事件等に於ける行動を見て左樣に考へるのであらう。予自身は生來小心の臆病者である。唯祈つて、神の力を信じて立上る時、初めて少しの恐怖も無く、勇往邁進、敢闘の精力が增し加へられ、如何なる者にも抗し得る絶大の勇猛心が振ひ起るのである。予は、幾多の艱難に遭遇し、其れが解決に當面するに於て、何時も偉大なる神の力を仰いで、進撃の一途を辿る事が出來たのである。予は何時も思ふのである、總ての事が神を信じて其の御手に縋りつゝ歩む時、必らず神の御旨の儘に、予の爲に神樣は親心を以て解決に導き給ふのであると。予は今日迄の實驗により、少しの疑を挟む事なくして生活を繼續して居る。何

と有難い事である。何時も考へさせられる事は、人間の智力などは極めて淺薄なものである、神の御力の如何に偉大なる事であるか、時には斯く成れと願ふ時に、全然反對の結果を得る事があり、其の當時は神の爲され方を疑ふ樣な不信仰な考を持つ場合もあるが、後になつて神樣が予に對する親心を以て最も良き道を御選み下さつて居る事を考へさせられて、深く感謝するのである。予は入信以來深き御攝理に對し固き信賴を有つ事が出來て感謝して居る。

昭和二年春、産業組合製絲群馬社を創設して以來、五千餘の多數の從業員に對し、宗教的教育に專念して實行した。沼田、安中、前橋、尾島の各工場所在地の基督教會及び救世軍に出席する者が多數にあり、入信する者が少なくなかつた。時に救世軍本營より關係各地に派遣される士官、又は基督教會各派の教師及び其の名士を招待して、其の工場に於て講演會を催す事も屢々であつた。是は最も有效なる宣教の機會であつた。又、同社重役の基督信徒を專任の理事として分工場に在住させて、專ら其の衝に當つて貰つた。爲に群馬社は基督教的工場となつた。予は各工場に出張する機會に、必らず講演會を催して、宗教的教育を忘らなかつた。亦予は、寸暇を利用し、各處の招聘に應じて、講演をなし、殊に前橋、高崎等の救世軍小隊の特別集會には毎回出席して應援した。

柴屯田小隊は、創立當初の如き熱血運動は續かなかつたが、不斷の努力を繼續した。以來若き兵士を各地に送つて、何れも良き奉仕をして居る。後には、予が各種の事業と宿痾の爲に其の働きが意の如くならず、餘りにも成績が擧らないのを頗る遺憾とし、予の怠慢を愧ぢて居る。予の小隊に屬した若き信徒は滿洲事變以來、支那事變、大東亞戰爭等に北滿に、中支に、北支に、或は南支に、或は南方共榮圈內に忠誠を獻げ、或は銃後の御奉仕に精進して居り、救世軍の內部紛擾事件にも關與する事なく牛步の遲々たるものなりとはいへ、倦まず撓まず唯一心に、神の御旨を奉じて聊か其の任務を果さして戴いて居る。

救世軍は素と英京ロンドンの貧民窟救濟事業として起つたもので、創立者ブースの熱烈なる信仰と人生苦に喘ぐ民衆への灼熱の愛とが多數の共鳴者を見出し、國境を越えて全世界諸民族の間に其の事業を擴張し、我が國に於ても、社會救濟に於ては斷然他の追隨を容さぬものがあり、過去に於ける其の功績は識者の認識する所であるが、時代の變遷にも其の機構を改めず、舊態依然として事業を繼續したことは、大なる錯誤であつたと思はれる。其の爲に樣々の紛爭問題を起し、一時世間から批難される樣な事もあつて甚だ遺憾であつたが、幸に機構の大改革は斷行せられて日本救世團となり、亞いで新たに組織せられた日本基督敎團に加盟して其の第十一部となり、全く面目を一新し、新敎團の一翼として、戰時下の祖國に於ける特殊なる使命に邁進して居る事は、感謝に堪えない。然した次第で、我が柴小隊に於ても、昭和十五年十一月、他の救世軍諸小隊と共に日本救世團柴支部となり、續いて昭和十七年四月日本基督敎團第十一部柴敎會として設立を認可せられ、今や更に第十一部を解消し、日本基督敎團內の一敎會として宣敎に從事して居る。而して現在は、前橋立川敎會の石川敎師が兼任盡力されて居る。

予は、最近數年來、宿痾の爲に健康を害し、從來の如き敢鬪を爲し能はずして頗る遺憾に堪へぬものがあるが、而し與へられたる各方面に對し、全心全力を盡して奉仕に邁進して居る。殊に昨年二月下旬重患に陷り、一度は醫師より死の宣告を受けたが、神樣の御攝理により不思議にも快癒して、猶各方面に餘生を献げ聊かながら使命を果しつゝある事は感謝の極みである。而して神は近來更に予が健康の復活を惠ませられ、今此の稿を草することが出來、且つ他の使命完遂の爲にも聊か魯鈍に鞭打つて働く事が出來て洵に感謝の至である。

十四　むすび

むすび

予は、幼少時代より餘り健康體ではなかつた。小學校時代には屢々腹痛を起して、中途學校から歸つて來る事があつた。小學校を卒業した後も、暫らくは靜養しなければならなかつた。上京して商業の豫備學校を卒業する頃から、又も神經衰弱と腸疾患に惱まされ、遂に廢學して靜養した。故に予は、身體を丈夫にする事に注意した。而して其の時代に生死問題を考へ、宗教の問題を思ふ樣になつた。偶々我が群馬縣に起つた公娼廢止運動に參加して、基督教に關する謬見を是正する事が出來、救世軍に入隊する事となり、廢娼運動を使命と感ずる樣になり、人生問題を確立し、確固不動の使命觀を堅持する事になつた。謂はゞ病氣が、予をして死生の問題に入らしめ、更に人生問題を考究せしめたのである。病氣は、予に取りて最も重大なる人間の根本問題に入らしめた。救ひの關門であり、今日迄長壽を保つ事を得しめた恩惠の本源でもあつた。予の部落に曾つては予と同年の男女が十數名有つたが、いつしか亡くなつてしまつて、現在に於ては予只一人生存して居る。幼少年時代には最も弱蟲で病身であつた予が唯一人生き殘り、强健に見へた他の同年者は一人も生存して居ない。之を思ふと少年時代の病弱は、予に取りて、最も幸福であつた。更に最も大切なる生命の問題を喚起せられ、其れを解決する事が出來、今日迄其の基礎の上に全心全力を盡して邁進する事が出來、聊か生甲斐のある生涯を歩ませて頂き、眞に後悔のない過去を顧みて、予は眞に幸福者であつたと痛感し、感謝を禁じ得ない。思へば予は、今日迄多くの仕事を與へられた、社會問題、教育問題、實業問題、政治問題、精神問題等其の何れに對しても、使命完遂の一路を邁進した。予は一に神の御命令に服從して、足らざる知能と體力とを献げ盡して、精進して來たつもりである。然し時に甚だ怠慢であつた事を反省して、斯くも豐かなる恩惠の下に置かれながら、申譯のない事であると思うて慚愧に堪えず、只管神の御赦免を祈つて居る。

予は時に、神樣が予を不利益な立場に置き給うたと思ふ樣な不信に陷る事もあつたが、それは何時も大きな考へ違ひで、神樣は常に慈愛に富み親心を以て導かせ給うた事を後に知つて、深く感謝した者である。時として最大の難局に遭遇せる場合にも、神樣は予の足らざる所を補足し給ひ、勇氣を奮ひ起さしめて切り抜けしめ給うた事が屢々であつた。又、予が不信の行爲に陷つた時には、何時も鞭撻して反省を與へ給うた。予は、昨年二月の大患の際にも、予に深き反省を爲さしめ、更に老後の御

奉仕に違算なからしめん爲に準備せしめ給うた、大なる慈愛に滿てる御扱を成された事を思ひ、餘世を御奉仕に專念せん事を堅く誓つたのであつた。

予に十二人の子女が與へられたが、最初三人の男兒は何れも夭折した。其れは母親に、俗に乳脚氣と稱する宿痾があつたのが原因であつた事が後に知れた。後に生れた四男五女九人は孰も健康で皆處を得て居る。孰も予に對して頗る孝行を盡してくれる。此の點から云つても、予は幸福者である。殊に予の友人知己は孰も親切であつて、予を厚遇してくれる。又親戚緣者等を初め、予が鄉土の人々も此の我儘者を寬恕して何時も愛敬してくれる。予は、此の世に敵と見る人を有つて居ない。時に予の取扱に對して不滿を有つた人もあるが、後には何時か眞意を了解して親交を溫めてくれた。予は、時として人が予に對して害を與へた樣な事があつても、其れは其の人の一時の誤解から來たのであると解して、何時も善意を以て交はる樣にして來た。故に、然した人も何時か知らず眞の友人になるのであつた。人が予に對して怒る樣な時には、予は、彼が色眼鏡を掛けて予を見て居るのであるから、彼が怒るのは當然であると考へ、其れに對して予が怒るとすれば、それは予の方が惡いので、予が色眼鏡を掛けて居ないなら、彼の怒るのを寬恕すべきであり、他日彼が色眼鏡を外せば其の時こそ彼は、

眞實な予の姿を見て、間違つて居たと氣付く事になる、其れ迄は致方がない、忍ぶ可きであると考へて居る。予は、他人の事に對して餘りに世話を燒き過ぎると、時々周圍の人々から忠告を受ける事がある。而し予は、其の人の不爲の事が眼前に見へて居るのを、其の儘に見過して居る事は出來ない。其れは予の罪惡であると考へる。若し其の人に一寸注意を與へたら、其の人は圖らざる災厄を免れる事が出來る。其れを見て知らぬ顏をして見過して居る事は、甚だ不親切であると考へて、何時も世話を燒くのである。予は、殘る生涯に於て、猶も此の世話燒を爲す可きであると考へて居る。

又、予の村に時々起る紛爭問題に關して、予の裁量を求めて來る事があるが、其の時に予は、公正に考慮して之に對處する。村の人々は、大體予の裁量に任せてくれて、何時も平和な解決を見る事が出來て居る。其れは予の老年に免じて寬容にしてくれるのであつて、何時も感謝して居る。青少年も、兒童も、予を愛好してくれて居る事は、何とも有難い事である。尙、予の近隣の人々は、何時も留守勝ちの予の爲に、何かと世話をしてくれる。予は、居村に歸る時は、何時も樂しき心に滿され、村の土を踏むと、大なる安心と滿足と歡喜に溢れる。予は、殘れる生涯に於て、鄉土の爲に一段と力を盡さねばならぬと考へさせられて居る。其の到らざるを反省して誠に申譯のないことに思つて居る。

（昭和十八年二月四日節分の日伊豆伊東町猪戸の旅舍にて記す）

跋

想へば昨年の晩秋の頃であつた。君が久々にて僕の草庵を訪づれ、四方山の話の末に、談、偶ま自叙傳の事に及び、本書の緒言にある通り、子孫の爲めに置土産として、自分の一代の經歷とその事績とを書こうと思ふといふのであつた。僕も大に賛意を表して、それは誠に結構だ、是非一つ其の考案を實現し給へといふた、スルト君も莞爾として喜んで家に歸られたのであつた。

果せる哉、君は舊臘寒を避けて、老後の療養をなさんが爲めに、湘南の伊東に出かけて今年の二月上旬まで滯在し、療餘筆を執つて匆々書き下ろしたものが、卽ち本書の草稿であつた。

早速僕の處へ送られたから、取る手も遲しと一讀して見ると、其の一代の經歷が細大洩らさず、恰もパノラマを見るが如く、最も鮮かに書かれて居るのを見て、僕は覺へず手を拍つて、流石は敏腕の森川だな！抱二々々法爾の外には豈この書あらんやと、坐ろに其の達筆に驚いたのである。

然り、是なれば誰が見てもよく分る。その文章は平易簡明、その筆致は素朴常令、その内容は清純適確、あるがままの事實を、あるが儘に書けるもの―些の誇張もなく、聊かの潤飾もなく、赤裸々、

露堂々とも申すべき眞實の經歷談であるから、見てゐる内に、自然に君の本來の面目が現はれて來て、大小幾番の功績は、人をして感奮し興起し、亦大に天下後世の人々を激勵し、誘掖し、指導するに足るものがある。諺にも『事實ハ百ノ雄辯ニ勝ル』といふが、全く然りだ。尊德の夜話、海舟の逸話、トルストイの懺悔、トローの森住、シユヴイチヱルの自傳、ホヰツトマンの草葉など皆この例にもれぬ。

君は生粹の上州ツ子だ。仁三俠七とかでなければ忠四誠六といつたやうな性格の人だと思ふ。

だから其の渾身には脈々として其の熱血が漲ぎつてゐる、而して赤心報國の眞心（まごころ）に至つては誰にも劣らぬ一個チヤキ〳〵の英靈漢で、今も尙ほ之が爲に舊の如く依然として活躍してをる。

されば歌人橘の曙覽が

國を想ふ寢られざる夜の霜の色燈火寄せて見る劍哉

といふ述懷は亦君の述懷であらう。人は誰しも日本人として一口の劍を有つ、それが果して正宗か村正か、將た鈍刀か、銹刀かは問題ではない。兎に角一口の劍を把つて、事に觸れ、物に應じて、一切の葛藤、紛擾、一切の迫害誘惑、乃至一切の危難困窮、あらゆる問題と事件とに對して、恰も快刀亂麻をたつが如く、之を解決し、處分して、斷乎として男らしく立つものは則ち此の毛吹の劍である。君の如きは正さに此一劍を執つて天賦の敏腕を縱横無礙に振はれた一人である。そこに人格の光があり又品性の價値があるのである。

古德の所謂、大丈夫秉（ル）慧劍（ヲ）一般若之鋒金剛焰（ノ）。非但能（ヨニク）摧（クジクノミニ）外道心（ノヲ）早既落（クニ）却天魔膽（ヲ）といふものは卽ち是れだ。こゝに天魔といふのは人間以上の力を揮つて、正義を妨げ、大道を亂し、慾界を超越せんとする眞理の行者を妨害する天地の大惡魔―魔王（サタン）の事だ。けれども此慧劍にふれゝば七花八裂、いな觸れざる先きに膽落ち氣挫けて亦當る能はざるをいふのである。

此の自叙傳を披いて見ると始めより終りまで、明らかに此事を立證して居るから、君も亦大丈夫たるに恥ぢざる底の人物といふべきであらう。

僕は君の如き大丈夫の資格ある友人を同時代に有（も）つたことを非常に力とし助とし大に喜びに滿されてをるものである。曾て希臘のプラトンはソクラテスと同時代に生れたことを天に向つて感謝したといふ話だが、僕も又先輩としては日本が生んだ唯一の豫言者であり人格者であつた内村鑑三先生と同

時代に生れてその最後まで交つた事と、更に親友としては君と同國同時代に生れ、世の爲め、將た人の爲めに活躍することの出來たことを神に向つて感謝するものである。

序で乍ら尙ほ一言を添へれば、僕は支那人として莊子と黑子と蘇東坡とが好きだ。蘇東坡の詩に斯んな詩がある

是ノ處青山可レ埋レ骨。他年夜雨獨傷レ神。
與レ君世々爲ニ兄弟一。亦結レ來世未了因。

まことに此通りだ。君と僕とは不思議な緣で兄弟と爲つた。（私の父は少々氣短で愛情には富んでゐたが清水の次郎長式の處があり、怒ると雷の樣に怒鳴るので人をしてクリスチヤンとして）、同じ國に生れて、同じ環境に育ち、而して同じやうな性格を有てる兩親の下に（桑原々々と云はしめた丈け遖ふ）同じ教育をうけて、同じ農家に成長し、君は伊勢崎市の西南約一里を距つる刀稱川の東岸芝町に生れ、僕は前橋市の正西約一里を距つる古への國分寺の舊跡國府に生れ。家業も亦同じく半商半農の養蠶家で、祖父以來蠶種製造を以て生活のたすきとした。共に不完全なる明治初年に設けられたる小學校に入りて好い加減の教育をうけ、卒業するや否や、選ばれて助敎授となり、僅に一年か半年ばかりの勤を果すと、後は農事の御手傳、而して教育として夫以上の教育は家庭の事情で受くることを得ず、從て中學へも大學へも入ることが出來ず、全くの門外漢であつた。而して早くも田園に逐ひやられて、草を刈り畠を耕し田植時には馬の手綱を把つて滿身に泥水を浴せられ、炎天には汗を流して田草をとるやうな事さへあつた。故に君の自敍傳は亦僕の半生に對する好個の自畫像といふべきである。

而も攻學の念やみ難く、僅に農閑の時を見つけて、國語も、漢文も、外國語も殆ど自修獨學でやり通した處、殆ど兩人とも同じである。それにも拘はらず常獨行常獨歩達者同遊涅槃路で、曲りなりにも人一倍の苦心を積んで相當の人間と成り、我より幸運の家に生れて高等の學府に入り、出ては博士學士となつて大に巾を利かせる連中に較べて而も一歩も劣らぬだけの人間學を修業した事は寔に珍とすべきであらう。

時は恰も、激變に富んだ明治・大正・昭和の三代を通じて居るから、古今未曾有の大革新、前代未聞の大戰亂、幾種幾樣の大文化大發展の眞只中に在りて、狂瀾怒濤——白浪滔天の仇波に翻弄たのである。隨分慘憺の思をした、而も之を凌いで遷轉し、飄零し幸にも時代の落伍者・社會の失敗者とならずして、寧ろ其反對に、時代の先驅者・社會の先覺者・又は指導者といふ尊むべき位置に立つて、聊

か乍ら國の爲め、神の爲めに御用を達することの出來たのは誠に神の攝理であり、恩寵であるとして御互に心底より神に對して感謝する次第である。

君と僕との相識つたのは今から五十餘年前の事だ。實に古いね、然し其の古い處に味がある。僕は友人の關根元哉君と廢娼軍の先驅者として其の頃上州の妓樓地（妙義・板鼻・倉賀野・玉村等々の）を日の丸辨當と草鞋穿で巡廻し、盛に廢娼の演說をなし、歸來各地で敵の爲に迫害をうけた事を得意としてゐた時代であつた。その直後に上毛青年聯合會が出來、龜の甲より年の功で石島といふ男が會長となり全縣下の青年を糾合し盛に廢娼の氣勢をあげた。

其時始めて相會して互に肝膽を披瀝して親密の交を結んだものは實に君と僕とであつた。

中年以後の生活は全然その行動を異にし、君は俗界にありて公人として活動し、政治・蠶業・教育・商業の方面に力を盡し。僕は靈界に入りて牧師として活動し、宗教と道德と文學の方面に力を盡した。而も天地の公道に基づき、神の國と神の義とを求め、キリストの福音に據りて、社會の革正と人心の聖化とを企圖し、此世の禍たる惡魔の征服を以て主眼とする點に於ては二者共に同じである。但し君は二十代の壯時に於ては仲々の酒豪で、宴會の席などに出ると一升以上の酒を平氣で鯨飮（のむ）こともあつたといふが、僕は一滴も酒を飮まず、一服も煙草を吐かした事の無いのが、大に違ふ處である。而して君は駿馬、僕は鈍馬、之も亦違ふ處だ。

が、然し君も亦老年期に入つては僕と同じく基督（キリスト）教を信じ、同信同行の道の友・靈の兄弟と成つたのであるから、其親みや亦格別で神人一如・彼我一體の聖境にまで達したのである。則ち老子の言葉をかりて謂へば熙々として春の臺に登るが如しで其快や言ふべからずである。

斯くして其交りは年一年に深くなり濃になつて三世を貫いて皇天に對するほどに靈交を續けてをるものは此の上州にタツタ二人だけである。

是れ又本書の背景を飾る最も美はしき一線ではあるまい乎。

されば四山相迫るも、步々皆天路也と覩じ。曙の明星を望んでは日々是好日と思ひ、朝な夕なに祈る事と聖書の默示（コリント前三ノ十八・ピリヒ三ノ二十・ヨハネ第一ノ三ノ一二・同默示廿一ノ二三）を堅く信じ、胸には小琴、口には歌（讃美歌五四四九）病餘の老軀（君は胃潰瘍で病人となり僕は耳炎で聾人と成り）を提げて、人格の完成を無限の生に望むもの、亦何といふ恩寵と祝福であらう。

最後にブロウニングの歌を引いて以て本書の跋としよう。曰く

私は貴神の經綸の全を見
完き力と完き愛を現に見る
私は貴神の經營を完全であると叫ぶ
私は人間に生れた事を感謝する
神よ願くば我を改造して又之を完成し給へかし

私は絶對に貴神の爲す所に信頼する
下を見ずして上のみを見る
祝宴の席、電燈の光、神曲の響
新らしき酒の泡立つ流れ
赤く燃ゆる主の唇
汝・天の完成されし杯、
何如で地の轆轤を要せんや　（法師エッラの一節）

同國同信同年の友たる　住谷天來誌之

昭和十八年十月二十五日印刷
昭和十八年十一月三日發行　（非賣品）

著者　森川抱次　群馬縣佐波郡名和村大字柴六九
發行者　森川抱次　群馬縣佐波郡名和村大字柴六九
發行所　紫波館　東京都京橋區新富町一丁目七番地
印刷者　石井精一郎　東京都京橋區新富町一丁目七番地
印刷所　安信舍印刷所　電話築地(56)二四九四番・二四九五番

承認2518

正誤表

	誤	正
六六頁二行目	地賣・搗	地殻。搗
二〇四頁八行目	出賣・になる	出殻。になる
二二九頁十行目	參内・	參入。
三〇一頁未行	柴田理事長・	柴田理事は。

寄贈帝國圖書館

著者

158
992

終